



福岡医発第2990号(地)
平成26年 3月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

障害支援区分における「医師意見書記載の手引き」の周知について

本年4月1日より、現行の「障害認定区分」が「障害支援区分」に改正され、同日以降、各市町に対し申請のあった事例から順次、新たな認定調査、及び審査判定が開始されることとなります。また、障害合支援区分の審査判定につきましては、現行の障害程度区分と同様に、認定調査委員による「認定調査の結果」及び主治医が記載する「医師意見書」を総合的に勘案して行われることとなります。

本会におきましても、福岡県からの委託を受け、本年2月27日に「障害者総合支援法に基づく主治医研修」を開催し会員に対する周知活動を行ってきましたが、今般、医師意見書の様式が改められるとともに、厚生労働省より、正式に医師意見書に記載するにあたっての留意点等をまとめた「医師意見書記載の手引き」が作成され、別紙のとおり、日本医師会を通して同省社会・援護局障害保健福祉部長より周知方依頼がありました。

また、これに併せ、「認定調査員マニュアル」、「市町村審査会委員マニュアル」及び、「難病患者等に対する障害支援区分認定（難病別冊マニュアル）」が作成され、同省より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員および関係医療機関等への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・「医師意見書記載の手引き」
- ・「認定調査委員マニュアル」
- ・「市町村審査会委員マニュアル」
- ・「難病患者等に対する障害支援区分認定（難病別冊マニュアル）」

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川 哲也
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ235)

平成26年3月11日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
葉梨 之紀



障害支援区分における「医師意見書記載の手引き」の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に伴う関係通知の改正につきましては、平成25年3月27日付（地Ⅲ246）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

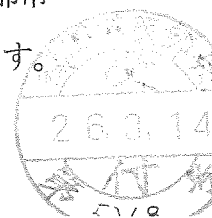
本年4月1日の同法の施行に伴い、現行の「障害程度区分」は「障害支援区分」に改正され、施行日以降に各市町村に対して申請のあった事例から順次、新たな認定調査及び審査判定が開始されることとしております。

また、障害支援区分の審査判定につきましては、現行の障害程度区分と同様、認定調査員による「認定調査の結果」及び主治医が記載する「医師意見書」を総合的に勘案して行われることとしております。

このようなことから、今般の改正に併せて、医師意見書の様式が改められるとともに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において、医師意見書に記載するに当たっての留意点等をまとめた「医師意見書記載の手引き」が作成され、別添のとおり、同省社会・援護局障害保健福祉部長より、本会に対して、周知方依頼がありました。

併せまして、「認定調査員マニュアル」、「市町村審査会委員マニュアル」、及び「難病患者等に対する障害支援区分認定（難病別冊マニュアル）」が作成され、同省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より、本会に対して、情報提供がありましたため、同法における障害支援区分の認定調査及び審査判定の参考となるよう、お送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



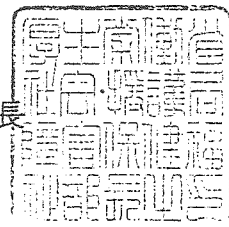
障 発 0303 第 3 号

平成 26 年 3 月 3 日

公益社団法人 日本医師会

会 長 横 倉 義 武 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



障害支援区分における「医師意見書記載の手引き」の周知について（依頼）

平素より障害保健福祉施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日の障害者総合支援法の施行に伴い、現行の「障害程度区分」は「障害支援区分」に改正され、施行日以降に各市町村に対して申請のあった事例から順次、新たな認定調査及び審査判定が開始となります。

また、障害支援区分の審査判定については、現行の障害程度区分と同様に、認定調査員による「認定調査の結果」及び主治医が記載する「医師意見書」を総合的に勘案して行われますが、今般の改正に併せて、医師意見書の様式を改めるとともに、医師意見書に記載するに当たっての留意点等をまとめた「医師意見書記載の手引き」を別添のとおり作成いたしました。

本手引きについては、各都道府県に対して、各都道府県が実施する主治医研修等の機会を通じて現場の医師への周知を依頼しておりますが、貴会におかれましても、本通知の趣旨を御理解の上、貴会会員への周知を図る等、御協力いただきますようお願い申し上げます。

障害者総合支援法における障害支援区分 医師意見書記載の手引き

平成 26 年（2014 年）4 月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

障害者総合支援法における医師意見書の位置付け

1．医師意見書の位置付け	2
2．医師意見書の利用方法	2

医師意見書記載マニュアル

0．基本情報	6
1．傷病に関する意見	7
2．身体の状態に関する意見	8
3．行動及び精神等の状態に関する意見	9
4．特別な医療	11
5．サービス利用に関する意見	11
6．その他特記すべき事項	12

精神症状・能力障害・生活障害評価

1．精神症状・能力障害二軸評価	14
2．生活障害評価	16

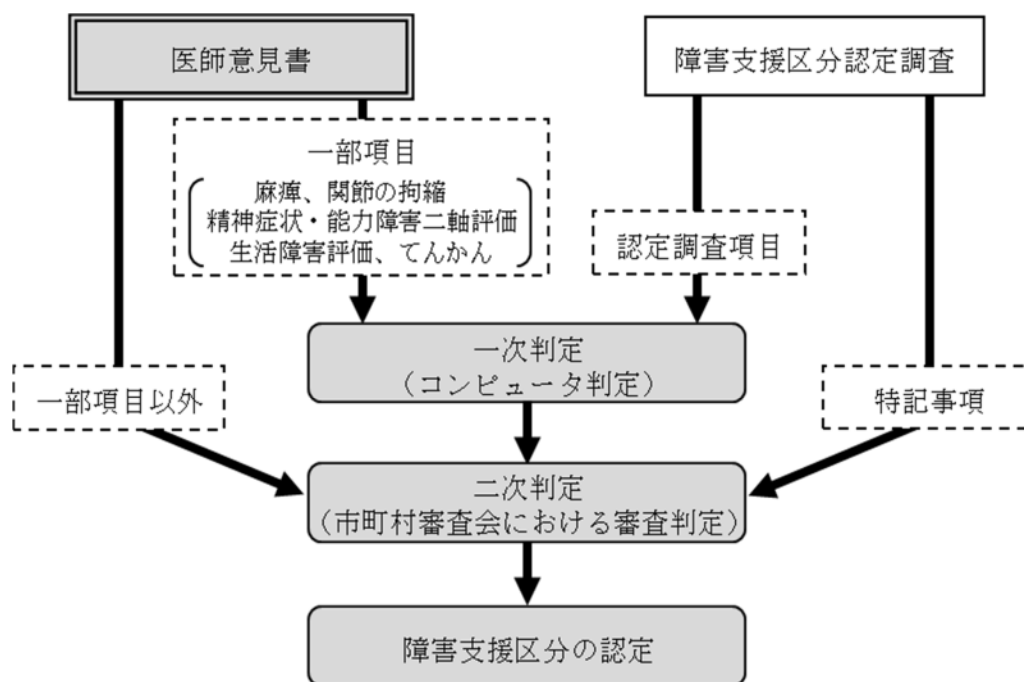
その他

1．医師意見書（様式）	20
-------------------	----

障害者総合支援法における医師意見書の位置付け

1. 医師意見書の位置付け

- 障害者総合支援法（以下「法」という。）の対象となる障害者が障害福祉サービスを利用するためには、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分の認定（以下「区分認定」という。）を市町村から受ける必要があります。
- この区分認定は、市町村職員等による認定調査によって得られた情報及び医師の意見に基づき、市町村等に設置されている保健・福祉の学識経験者から構成される市町村審査会において、全国一律の基準に基づき公平・公正に行われます。
- 障害者から申請を受けた市町村は、区分認定の流れの中で医師の意見を聴くこととされており、申請者に主治医がいる場合には、主治医がその意見を記載することとされています。
- 医師意見書は、区分認定の流れの中で、市町村が一次判定（コンピュータ判定）を行う際及び市町村審査会が二次判定を行う際に、「認定調査項目」や「特記事項」とともに検討対象となるものです（図参照）。
- 市町村審査会では、医療関係者以外の委員もその内容を理解した上で審査判定を行うこととなりますので、なるべく難解な専門用語を用いることを避けていただき、平易にわかりやすく記載してください。



図：障害支援区分の認定の流れ

2. 医師意見書の利用方法

- 医師意見書は、支給決定の流れの中において、主として以下のように用いられます。

（１）一次判定（コンピュータ判定）

- 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、一次判定用ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）を活用した一次判定処理が行われます。

- なお、一次判定で活用される「医師意見書の一部項目」とは以下のとおりです。
 - ・ 麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
 - ・ 関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
 - ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価、能力障害評価）
 - ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応を妨げる行動）
 - ・ てんかん

（２）二次判定（市町村審査会における審査判定）

- 市町村審査会では、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を基に判定される一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）の内容を総合的に勘案した審査判定を行います。そのため、必要に応じて、一次判定の結果が変更となる場合もあります。
- そのため、医師意見書の記載に当たっては、申請者の心身の状況や必要とされる支援の度合い等について、具体的な状況を挙げて記載されるようお願いいたします。

（３）認定調査による調査結果の確認・修正

- 認定調査は、申請者１人につき原則として１回で実施することとされており、また、認定調査員の専門分野も医療分野に限らず様々です。
- そのため、申請者に対して長期間にわたり医学的管理を行っている主治医の意見の方が、より申請者の状況について正確に把握していることが明らかな場合には、市町村審査会は認定調査員の調査結果を修正し、改めて一次判定からやり直す場合もあります。

（４）サービス等利用計画作成時の利用

- 区分認定がされた後、障害福祉サービスの種類や量について市町村が支給決定する際に勘案するため、申請者のサービス利用の意向などを踏まえたサービス等利用計画が指定特定相談支援事業者によって作成されます。

指定特定相談支援事業者とは、市町村長の指定を受けてサービス利用支援等を行う者です。
- サービス等利用計画の作成に際し、医師意見書の記載者が同意し、さらに申請者の同意が得られれば、市町村は医師意見書に記載された障害福祉サービスを提供するにあたっての医学的観点からの意見や留意点等についての情報を、サービス提供者等に提供することになります。
- 記載者の同意の有無については、医師意見書様式の最初に記載欄があります。同意される場合は、サービス等利用計画作成上有用となる留意点を具体的に記載してください。

医師意見書記載マニュアル

0 . 基本情報

(0) 記載の際の留意点等

記載者及び記載方法

- 医師意見書の記載は、申請者の障害の状況を把握している主治医が行ってください。
- 医師意見書への記載は、インク、またはボールペンを使用してください。なお、パーソナルコンピュータ等を使用することは差し支えありません。記載欄に必要な文字または数値を記載し、また□にレ印をつけてください。

申請者の氏名等

- 申請者の氏名を記載し、ふりがなを併記してください。
- 性別については、該当する性別に○印をつけてください。
- 生年月日及び年齢(満年齢)については、該当するものに○印をつけ、必要事項を記載してください。
- 住所及び連絡先については、居住地(自宅)の住所及び電話番号も記載してください。施設・病院等に入院・入所している場合は、当該施設の施設名、住所及び電話番号を記載してください。
- 主治医として意見書がサービス等利用計画作成の際に利用されることについて同意するかどうか、該当する□にレ印をつけてください。同意する場合には、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者に提示されます。

なお、申請者本人の同意を得た上で意見書を指定特定相談支援事業者に示す取扱いとなっていることから、主治医に「守秘義務」に関する問題が生じることはないことを申し添えます。

医師氏名等

- 医師意見書を記載する主治医の所属する医療機関の所在地及び名称、電話番号、主治医の氏名を記載してください。
- なお、医師氏名の欄には、押印の必要はありません。また、医療機関の所在地及び名称等は、ゴム印等を用いても構いません。
- ただし、医師本人の記載であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。氏名にもゴム印等を用いる場合は、押印してください。

(1) 最終診察日

- 申請者を最後に診察した日を記載してください。

(2) 意見書作成回数

- 申請者について医師意見書を作成することが初回であるか、2回目以上であるか、該当する□にレ印をつけてください。

(3) 他科受診

- 申請者が他診療科を受診している場合は、おわかりになる範囲で該当する□にレ印をつけてください。医師意見書中に該当する診療科名がない場合には、その他の□にレ印をつけ、() 内に診療科名を記載してください。

1 . 傷病に関する意見

(1) 診断名及び発症年月日

- 現在、罹患している傷病の診断名と、その発症年月日を記載してください。
- 発症年月日がはっきりわからない場合は、おおよその発症年月を記入してください。例えば、脳血管障害の再発や併発の場合には、直近の発作（発症）が起きた年月日を記載してください。
- 生活機能()低下を引き起こしている傷病が複数ある場合もまれではありませんが、より主体であると考えられる傷病を優先して記載してください。
- なお、4種類以上の傷病に罹患している場合については、主な傷病名の記載にとどめ、必要であれば、「6 . その他特記すべき事項」の欄に記載してください。

生活機能とは、心身機能に加え、

A D L（日常生活行為）・外出・家事・職業に関する生活行為全般である「活動」
家庭や社会での役割を果たすことである「参加」のすべてを含む包括概念。

生活機能には健康状態（病気・怪我・ストレスなど）環境因子（物的環境・人的環境・制度的環境）個人因子（年齢・性別など）などが様々に影響する。

(2) 症状としての安定性

- 上記（1）で記載した「障害の直接の原因となっている傷病」の安定性について、下記を参考にして記載してください。
- 疾患の急性期や慢性疾患の急性増悪期等で、積極的な医学的管理を必要とすることが予想される場合は、具体的な内容を自由記載欄に記載してください。
- 特に精神疾患や難病等の症状は日内変動や日差変動や、一定の期間内における症状の不安定性があるため、そのことがわかるよう記載をしていただき、必要に応じて支援者からの情報にも留意してください。
- 現在の全身状態から急激な変化が見込まれない場合は、安定している旨がわかるよう記載をしてください。
- 記載欄が不足する場合は「(3) 障害の直接の原因となっている傷病及び投薬内容を含む治療内容」にも記載してください。

(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容

- 上記「(1) 診断名」に記載した障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容について要点を簡潔に記載してください。
- 障害者においては、居宅内での生活機能の低下に加え、身体障害、知的障害、精神障害、難病に関連した外出の機会の減少、社会参加の機会の減少等さまざまな要因が加わることによる生活機能の低下が考えられます。これら更なる生活機能低下を引き起こしている要因があれば、具体的に記載してください。
- 投薬内容については、生活機能低下の直接の原因となっている傷病以外についても、支援上特に留意すべき薬剤や相互作用の可能性がある薬剤の投薬治療を受けている場合は、この欄に記載してください。(ただ単に投薬内容を羅列するのではなく、必ず服用しなければならない薬剤、頓服の必要な薬剤等を整理して記載するようにしてください。)
- 意識障害がある場合には、その状況についても具体的に記載してください。
- てんかんを認める場合には、発作の種類(部分発作や全般発作)についても記載してください。
- 持効性抗精神病薬注射・濃度モニタリングを行っている場合は、これに関する情報も記載してください。

2 . 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報

利き腕

- 利き腕について、該当する□にレ印をつけてください。

身長・体重

- 身長及び体重について、おおよその数値を記載してください。また、過去6ヶ月程度における体重の変化について、3%程度の増減を目途に、該当する□にレ印をつけてください。

(2) 四肢欠損等

- 申請者に認められる麻痺・褥瘡等の状態について、該当する□にレ印をつけてください。支援の手間や生活機能を評価する観点から部位の記載が必要なものについては、()内に具体的に記載してください。程度については、麻痺・褥瘡等の状態が支援にどの程度影響するのかという観点から、該当する□にレ印をつけてください。
- 筋力の低下や関節の痛みについては、過去6ヶ月程度で症状がどのように変化したかについて、改善、維持、増悪のうち該当する□にレ印をつけてください。

四肢欠損	腕、肢、指等について、欠損が生じている状態。
麻痺	主に神経系の異常によって起こった筋力低下あるいは随意運動の障害。
筋力の低下	麻痺以外の原因による随意運動に支障のある筋力の低下。

関節の拘縮	関節及び皮膚、筋肉等の関節構成体以外の軟部組織の変化によって生じる関節の可動域制限。
関節の痛み	日常生活に支障をきたす程度の関節の痛みがある状態。
失調	運動の円滑な遂行には多くの筋肉の協調が必要であるが、その協調が失われた状態。個々の筋肉の力は正常でありながら運動が稚拙であることが特徴。
不随意運動	意志や反射によらずに出現する、目的に添わない運動。多くは錐体外路系の病変によって生じる。
褥瘡	廃用症候群の代表的な症状。持続的圧迫およびずれ応力による局所の循環障害によって生じる阻血性壊死。
その他の皮膚疾患	褥瘡以外で身体介助、入浴等に支障のある皮膚疾患がある状態。

3．行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害

- 申請者に認められる行動上の障害については、以下の定義を参考にして、該当する□にレ印をつけてください。複数の状態が認められる場合は、該当する□のすべてにレ印をつけてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について()内に記載してください。

昼夜逆転	夜間不眠の状態が何日間か続いたり、明らかに昼夜が逆転し、日常生活に支障が生じている状態。
暴言	暴力的な発語。
自傷	主として自分の生命、身体を害する行為。
他害	他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等に害を及ぼす行為。
支援への抵抗	支援者の助言や支援に抵抗し、支援に支障がある状態。単に助言に従わない場合は含まない。
徘徊	客観的には、目的も当てもなく歩き回る状態。
危険の認識が困難	生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動をとる等の行為が困難な状態。
不潔行為	排泄物を弄んだり撒き散らす場合等の行為を行う状態。体が清潔でないことは含まれない。
異食	正常では忌避するような物体、味に対して特に異常な食欲や嗜好を示す行為。
性的逸脱行動	周囲が迷惑している行為と判断される性的な行動を示す状態。

(2) 精神症状・能力障害二軸評価

- 14 頁に掲載する「精神症状・能力障害二軸評価」の評価基準を参照の上、判定してください。

(3) 生活障害評価

- 16 頁に掲載する「生活障害評価」の評価基準を参照の上、判定してください。

(4) 精神・神経症状

- 申請者に認められる行動上の障害以外の精神・神経症状については、以下の定義を参考にして、該当する□にレ印をつけてください。複数の状態が認められる場合は、該当する□のすべてにレ印をつけてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について()内に記載してください。
- また、専門科の受診について、該当する□にレ印をつけてください。有に該当する場合には、受診している診療科名について()内に記載してください。

意識障害	自己と周囲の環境を正しく認識することができなくなったり、周囲の環境に対し適切に反応ができなくなった状態。
記憶障害	前向性および逆行性の健忘を示す障害。前向性健忘は発症後の新しい情報や出来事を覚えることができなくなり記憶として保持されず、逆行性健忘は発症以前の出来事や体験に関する記憶が障害される。
注意障害	全般性注意障害と方向性注意障害に分類される。 ・ 全般性注意障害は、ひとつのことに注意を集中したり、多数の中から注意して必要なことを選ぶことなどが困難となる障害。 ・ 方向性注意障害は、半側空間無視とも呼ばれ、脳損傷の反対側の空間にあるものを無視する障害。
遂行機能障害	目的に適った行動の計画と実行の障害。この障害により自分の行動を制御したり管理することができなくなり、目的に適った行動を取れなくなる。
社会的行動障害	認知障害に基づいて社会生活の中で発現する行動上の障害。すぐに他人を頼る、欲求のコントロールができない、感情を爆発させる、良好な人間関係を築くことができない、ひとつの物事にこだわる、意欲の低下などがある。
その他の認知機能障害	先にあげた障害以外で、日常生活を送るために必要な記憶、見当識、注意、言語、思考、判断などの活動に関する障害により環境、新しい問題への適切な対応が困難となる障害。
気分障害 (抑うつ気分、軽躁／躁状態)	気分の変化による障害。
睡眠障害	睡眠の量や質あるいは時間的調節の障害や、睡眠中に生じる挿間性の異常現象の総称。
幻覚	幻覚とは、幻視、幻聴、幻臭、幻味、幻触、体感幻覚のことである。 ・ 幻視とは、視覚に関する幻覚の一種。外界に実在しないのに、物体、動物、人の顔や姿等が見えると感じるもの。 ・ 幻聴とは、聴覚に関する幻覚の一種。実際には何も聞こえないのに、音や声が聞こえると感じるもの。 ・ 幻臭とは、嗅覚に関する幻覚の一種。実際には何も臭わないのに、臭いを感じるもの。 ・ 幻味とは、味覚に関する幻覚の一種。実際には無味であるのに、味を感じるもの。 ・ 幻触とは、触覚に関する幻覚の一種。実際には触れられていないのに、触れられたと感じるもの。 ・ 体感幻覚とは、温度、痛み、運動、平衡などすべての体感における幻覚。

妄想	病的状態から生じた判断の誤りで、実際にはあり得ない不合理な内容を、正常を超えた訂正不能な主観的確信をもって信じている状態。
----	---

(5) てんかん

- てんかん発作がある場合は、その発作頻度について該当する□にレ印をつけてください。

4 . 特別な医療

- 申請者が過去 14 日間に受けた 14 項目の医療のうち、看護職員等が行った診療補助行為（医師が同様の行為を診療行為として行った場合を含む）について該当する□にレ印をつけてください。複数の診療補助行為を受けていた場合は、該当する□のすべてにレ印をつけてください。
- 「医師でなければ行えない行為」、「家族／本人が行える類似の行為」は含まれないので注意してください。

5 . サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針

- 日常の申請者の状態を勘案して、現在あるかまたは今後概ね 6 ヶ月以内に発生する可能性が高い状態があれば、該当する□にレ印をつけ、その際の対処方針（緊急時の対応を含む）について要点を記載してください。複数の診療補助行為を受けていた場合は、該当する□のすべてにレ印をつけてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について（ ）内に記載してください。

(2) 障害福祉サービス利用に関する医学的観点からの留意事項

- 申請者がサービスを利用するにあたって、医学的観点から、特に留意する点があれば、サービスを提供する上で不安感を助長させないように、（ ）内に具体的な留意事項を記載してください。また、血圧・嚥下等以外に医学的観点からの留意事項があれば、「その他」の（ ）内に具体的な留意事項を記載してください。

血圧	血圧管理について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。また、どの程度の運動負荷なら可能なかという点等についても記入してください。
嚥下	嚥下運動機能（舌によって食塊を咽頭に移動する随意運動、食塊を咽頭から食道へ送るまでの反射運動、蠕動運動により食塊を胃に輸送する食道の反射運動）の障害について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。
摂食	摂食について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。

移動	移動（歩行に限らず、居室とトイレの移動や、ベッドと車椅子、車椅子と便座等への移乗等も含める）について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。
行動障害	「５．（１）」に記載していただいた行動の障害について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。また、行動障害が生じないようにするための対応や、生じた際の対処法など具体的に記載してください。
精神症状	「５．（１）」に記載していただいた精神症状について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。また、精神症状の悪化が生じないようにするための対応や、生じた際の対処法など具体的に記載してください。
その他	その他、医学的観点からの留意事項があれば、（ ）内に具体的に記載してください。

（３）感染症の有無

- サービスの提供時に、二次感染を防ぐ観点から留意すべき感染症の有無について、該当する□にレ印をつけてください。有の場合には、具体的な症病名・症状等を（ ）内に記載してください。

６．その他特記すべき事項

- 申請者の主治医として、身体障害、行動障害を伴う知的障害、精神障害や難病についてや、障害支援区分変更を含む区分認定の審査判定および障害福祉サービスの利用に際して、認定調査項目では把握できない症状・障害の変動性、生活上の機能障害とこれらに起因する支援の必要性や程度を判定する参考となる情報があれば要点を記載してください。特に、他の項目で記載しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記載してください。
- なお、専門科に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記載してください。情報提供書や身体障害者申請診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。

精神症状・能力障害・生活障害評価

1. 精神症状・能力障害二軸評価

(1) 精神症状評価

- 精神症状の評価は、知的障害による精神症状の評価を含み、知的障害そのものによる日常生活等の障害は、「(2)能力障害評価」で判定するものとする。

1	症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常の生活の中ではほとんど目立たない程度である。
2	精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内や施設等の保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達や現実検討にいくつかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることもある。
4	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達に判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状（欠陥状態、無関心、無為、自閉など）、慢性の幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達に粗大な欠陥（ひどい滅裂や無言症）がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6	活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の認知症などにより著しい逸脱行動（自殺企図、暴力行為など）が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

(2) 能力障害評価

- 判定に当たっては以下のことを考慮する。

日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
保護的な環境（例えば入院・施設入所しているような状態）でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

1	精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通に出来る。 ○ 適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。 ○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。
2	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。 ○ 「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。 ○ 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 ○ デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることが出来る。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
3	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援を必要とする。 ○ 「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。 ○ 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。
4	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。 ○ 「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。 ○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
5	精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。 ○ 「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。 ○ 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。

2. 生活障害評価

(1) 食事

1	適当量の食事を適時にとることができる。(外食、自炊、家族・施設からの提供を問わない)
2	時に支援や施設等からの提供を必要とする場合があるが、「1」がだいたい自主的にできる。
3	時に支援がなければ、偏食したり、過食になったり、不規則になったりする。
4	いつも同じものばかりを食べたり、食事内容が極端に貧しかったり、いつも過食になったり、不規則になったりする。常時支援を必要とする。
5	常に食事へ目を配っておかないと不食に陥ったり、偏食、過食など問題の食行動があり、健康を害す。

(2) 生活リズム

1	一定の時刻に自分で起きることができ、自分で時間の過ごし方を考えて行動できる。 (一般的には午前9時には起きていることが望まれる)
2	時に寝過ごすことがあるが、だいたい自分なりの生活リズムが確立している。夜間の睡眠も1時間以内のばらつき程度である。生活リズムが週1度以内の崩れがあってもすぐに元に戻る。
3	時に助言がなければ、夜更かししたり、朝寝過ごすが、週に1度を越えて生活リズムを乱すことがあっても元に戻る。夜間の睡眠は1～2時間程度のばらつきがある。
4	就寝や起床が遅く、生活のリズムが週1回を越えて不規則に傾きがちですぐには元に戻らないため、常時支援を必要とする。
5	臥床がちで、昼夜逆転したりする。

(3) 保清

1	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて(週に1回くらいは) 自主的に掃除やかたづけができる。TPO に合った服装ができる。
2	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをだいたい自主的にこなえる。
3	個人衛生を保つためには、週1回程度の支援が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週1回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。
4	個人衛生を保つために、常時支援とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になる。
5	常時支援をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけをしないか、できない。

(4) 金銭管理

1	1ヵ月程度のやりくりが自分で出来る。また、大切な物を管理できる。
2	時に月の収入を超える出費をしてしまい、必要な出費(食事等)を控えたりする。時折大切な物を失くしてしまう。
3	1週間程度のやりくりはだいたいできるが、時に助言を必要とする。また大切な物をなくしたりする為に時として助言が必要になる。
4	3～4日に一度手渡して相談する必要がある。大切な物の管理が一人では難しく、常時支援を必要とする。
5	持っているお金をすぐに使ってしまう。大切な物の管理が自分では出来ない。

(5) 服薬管理

1	薬の必要性を理解しており、適切に自分で管理している。
2	薬の必要性は理解しているいないにかかわらず、時に飲み忘れることもあるが、助言が必要なほどではない。(週に1回以下)
3	薬の必要性は理解しておらず、時に飲み忘れるので助言を必要とする。(週に2回以上)
4	飲み忘れや、飲み方を間違えたり、拒薬、大量服薬をすることがしばしばある。常時支援(場合によりデポ剤使用)さらに、薬物血中濃度モニター管理を必要とする。
5	常時支援をしても服薬しないか、できないため、ケア態勢の中で与薬を行ったり、デポ剤が中心となる。さらに、薬物血中濃度モニターは不可欠である。

(6) 対人関係

1	挨拶や当番などの最低限の近所づきあいが自主的に問題なくできる。近所、仕事場、社会復帰施設、病棟等で、他者と大きなトラブルをおこさずに行動をすることができる。必要に応じて、誰に対しても自分から話せる。同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうことができる。
2	「1」が、だいたい自主的にできる。
3	だいたいできるが、時に助言がなければ孤立的になりがちで、他人の行動に合わせられなかったり、挨拶や事務的なことでも、自分から話せない。また助言がなければ、同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうことができず、周囲への配慮を欠いた行動をとることがある。
4	「1」で述べたことがほとんどできず、近所や集団から孤立しがちとなる。「3」がたびたびあり、強い助言や介入などの支援を必要とする。
5	助言・介入などの支援してもできないか、あるいはしようとせず、隣近所・集団とのつきあい・他者との協調性・自発性・友人等とのつきあいが全くなく孤立している。

(7) 社会的適応を妨げる行動

1	周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。
2	この1ヵ月に、「1」のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。
3	この1ヵ月に、そのような行動が何回かあった。
4	この1週間に、そのような行動が数回あった。
5	そのような行動が毎日のように頻回にある。

その他

医師意見書

記入日 平成 年 月 日

申請者	(ふりがな)	男・女	〒 -
	明・大・昭・平 年 月 日生(歳)		
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。 医師氏名 _____ 医療機関名 _____ 電話 () _____ 医療機関所在地 _____ FAX () _____			
(1) 最終診察日	平成 年 月 日		
(2) 意見書作成回数	☐ 初回 ☐ 2回目以上		
(3) 他科受診	☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()		

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名(障害の直接の原因となっている傷病名については1.に記入)及び発症年月日			
1.	発症年月日(昭和・平成	年	月 日頃)
2.	発症年月日(昭和・平成	年	月 日頃)
3.	発症年月日(昭和・平成	年	月 日頃)
入院歴(直近の入院歴を記入)			
1. 昭和・平成	年	月 ~	年 月 (傷病名:)
2. 昭和・平成	年	月 ~	年 月 (傷病名:)
(2) 症状としての安定性	☐ 不安定である場合、具体的な状況を記入。 ☐ 特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。		
(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容			

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報	利き腕(☐ 右 ☐ 左) 身長 = cm 体重 = kg (過去6ヶ月の体重の変化 ☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 減少)		
(2) 四肢欠損	(部位: _____)		
(3) 麻痺	右上肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 右下肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) その他 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	左上肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左下肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	
(4) 筋力の低下	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) (過去6ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪)		
(5) 関節の拘縮	肩関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 肘関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 股関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 膝関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) その他 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		
(6) 関節の痛み	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) (過去6ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪)		
(7) 失調・不随意運動	上肢 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 体幹 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 下肢 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		
(8) 褥瘡	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		
(9) その他の皮膚疾患	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害
☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 支援への抵抗 ☐ 徘徊
☐ 危険の認識が困難 ☐ 不潔行為 ☐ 異食 ☐ 性的逸脱行動 ☐ その他 ()

(2) 精神症状・能力障害二軸評価
 精神症状評価 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6
 能力障害評価 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

(3) 生活障害評価
 食事 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 生活リズム ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 保清 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 金銭管理 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 服薬管理 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 対人関係 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 社会的適応を妨げる行動 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

(4) 精神・神経症状
☐ 意識障害 ☐ 記憶障害 ☐ 注意障害 ☐ 遂行機能障害
☐ 社会的行動障害 ☐ その他の認知機能障害 ☐ 気分障害 (抑うつ気分、軽躁/躁状態)
☐ 睡眠障害 ☐ 幻覚 ☐ 妄想 ☐ その他 ()
 専門科受診の有無 ☐ 有 () ☐ 無

(5) てんかん
☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 年1回以上

4. 特別な医療 (現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容	☐ 点滴の管理	☐ 中心静脈栄養	☐ 透析	☐ ストーマの処置
	☐ 酸素療法	☐ レスプレーター	☐ 気管切開の処置	☐ 疼痛の管理
	☐ 経管栄養 (胃ろう)	☐ 喀痰吸引処置 (回数 回/日)		☐ 間歇的導尿
特別な対応	☐ モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等) ☐ 褥瘡の処置			
失禁への対応	☐ カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル 等)			

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針
☐ 尿失禁 ☐ 転倒・骨折 ☐ 徘徊 ☐ 褥瘡 ☐ 嚥下性肺炎 ☐ 腸閉塞
☐ 易感染性 ☐ 心肺機能の低下 ☐ 疼痛 ☐ 脱水 ☐ 行動障害 ☐ 精神症状の増悪
☐ けいれん発作 ☐ その他 ()
 → 対処方針 ()

(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項
 血圧について ()
 嚥下について ()
 摂食について ()
 移動について ()
 行動障害について ()
 精神症状について ()
 その他 ()

(3) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入)
☐ 有 () ☐ 無 ☐ 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

障害者総合支援法における障害支援区分 市町村審査会委員マニュアル

平成 26 年（2014 年）4 月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

障害支援区分の概要

1．障害支援区分の開発経緯	2
2．障害支援区分の基準	2
3．障害程度区分からの主な変更点	4

市町村審査会

1．市町村審査会の役割	34
2．市町村審査会の構成	34

市町村審査会資料

1．市町村審査会資料（様式）	38
2．市町村審査会資料に示される指標	38

審査判定の進め方

1．市町村審査会で用いる資料	48
2．一次判定結果の確定	48
3．障害支援区分の判定（二次判定）	49
4．市町村審査会が付する意見	53

その他

1．概況調査票（様式）	56
2．認定調査票（様式）	59
3．医師意見書（様式）	67
4．障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令	69
5．市町村審査会運営要綱（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	82

障害支援区分の概要

1．障害支援区分の開発経緯

(1) 障害者自立支援法における障害程度区分の課題

- 平成 18 年 4 月に施行した障害者自立支援法では、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられた。
- しかし、施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、等の課題が指摘されていた。
- そのため、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法において、
 - ・ 名称を「障害支援区分」に改め
 - ・ 定義を「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とするとともに
 - ・ 「障害支援区分」の認定が、知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成 26 年 4 月から施行することとされた。

(2) 障害者総合支援法における障害支援区分への見直し

障害程度区分調査・検証事業

- 障害者総合支援法の成立以降、平成 24 年度においては、全国 183 市区町村の協力の下、
 - ・ 平成 21 年度～23 年度（3 カ年）の期間における「障害程度区分の認定等に関するデータ（約 14,000 件）」の収集・分析を行うとともに
 - ・ 既存（障害程度区分）の認定調査項目の追加や削除、追加調査項目における判断基準の作成、既存の判定式との比較等について検討を行った上で、「新たな判定式（案）」を構築した。

障害支援区分モデル事業

- さらに、平成 25 年度においては、全国 107 市区町村の協力の下、「新たな判定式（案）」に基づく認定調査や市町村審査会による審査判定を試行的に実施し、収集したデータの分析結果等を踏まえ、「新たな判定式（案）」の修正を行った。

2．障害支援区分の基準

(1) 障害支援区分の基本的考え方

- 障害支援区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の 3 点を基本的な考え方として開発している。
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とすること。
 - ・ 認定調査員や市町村審査会委員の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
 - ・ 審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

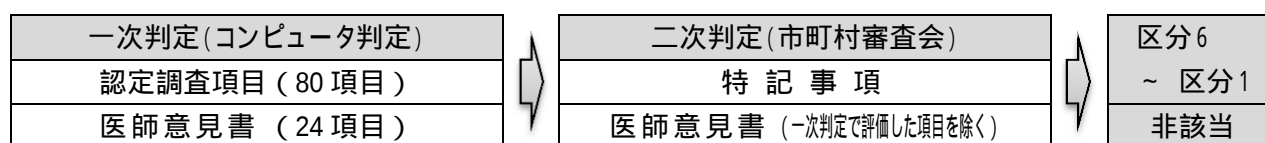
(2) 障害支援区分の審査判定基準

- 障害支援区分において活用する「新たな判定式」は、
 - ・ 平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）から、申請者（調査対象者）と同じ状態像にある障害者の二次判定結果を抽出し
 - ・ その抽出データのうち、最も確率の高い区分（二次判定結果）を障害支援区分の一次判定結果とするものである。
- そのため、障害支援区分の審査判定基準は、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）」において定めているが、『「非該当」及び「区分 1～6」（以下「区分等」という。）』の定義は、以下のようなイメージとなる。

非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。

(3) 障害支援区分の審査判定プロセス

- 障害支援区分は、2 つのプロセス（一次判定及び二次判定）を経て判定される。



【一次判定（コンピュータ判定）】

- 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令の内容が組み込まれた一次判定用ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）を活用した一次判定処理を行う。

一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24 項目）

- ・ 麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応を妨げる行動）
- ・ てんかん

【二次判定（市町村審査会）】

- 一次判定の結果を原案として、「特記事項」及び「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定を行う。

3. 障害程度区分からの主な変更点

（1）認定調査項目の見直し

認定調査項目の追加

- 特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映させるため、以下の認定調査項目（6項目）を追加。

健康・栄養管理	「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
危険の認識	「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
読み書き	「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
感覚過敏・感覚鈍麻	「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認
集団への不適応	「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認
多飲水・過飲水	「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認

- その他、既存（障害程度区分）の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しも実施。（以下、主な変更項目・内容を例示。）

衣服の着脱	季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し等の支援も含めて評価
食事	食事開始前の食べやすくする支援も含めて評価
視力・聴力	全盲・全ろうも含めて評価（選択肢の追加）
行動上の障害 関連項目	行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度も含めて評価

認定調査項目の統合・削除

- 認定調査時における調査対象者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目を統合（14項目→7項目）・削除（25項目）。

【認定調査項目の統合】

障害程度区分	障害支援区分
「上衣の着脱」「ズボン等の着脱」	「衣服の着脱」
「洗身」「入浴準備・後片付け」	「入浴」
「調理」「食事の配下膳」	「調理」
「意思の伝達」「指示への反応」「独自の意味伝達」「説明の理解」	「コミュニケーション」「説明の理解」
「被害的」「疑い深く拒否的」	「被害的・拒否的」
「大声を出す」「通常と違う声」	「大声・奇声を出す」

【認定調査項目の削除】

麻痺(5項目)・拘縮(6項目)	じよくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

判断基準の見直し

- 「できたりできなかったりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を評価するため、判断基準の見直しを実施。

障害程度区分	「できたりできなかったりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断
--------	-----------------------------------



障害支援区分	「できたりできなかったりする場合」は「できない状況」に基づき判断
--------	----------------------------------

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や
「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断する。

選択肢の統一

- 関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）の見直しを実施。

身体介助関係	1．支援が不要 2．見守り等の支援が必要 3．部分的な支援が必要 4．全面的な支援が必要	見守りや声かけ等の支援によって 行為・行動ができる場合も評価
日常生活関係	1．支援が不要 2．部分的な支援が必要 3．全面的な支援が必要	普段過ごしている環境ではなく 「自宅・単身」の生活を想定して評価
行動障害関係	1．支援が不要 2．希に支援が必要 3．月に1回以上の支援が必要 4．週に1回以上の支援が必要 5．ほぼ毎日（週に5日以上）支援が必要	行動上の障害が生じないための支援 や配慮、投薬の頻度も含めて評価

特記事項の拡充

- 認定調査項目に限らず、『認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関する事で確認できた事項』も認定調査員が記載できるよう、認定調査票の見直しを実施。

想定される記載事項の例

- ・ 「思い込み、勘違い、固執行動等に対する支援」に関する事
- ・ 「妄想や幻覚（幻視幻聴）の有無や、それに対する支援」に関する事
- ・ 「犯罪行為の繰り返しに対する支援」に関する事
- ・ 「性的な問題行動に対する支援」に関する事 など

(参考) 障害程度区分と障害支援区分の認定調査項目 対照表

障害程度区分(106項目)

1. 麻痺・拘縮に関連する項目		
1-1	麻痺(左-上肢)	削除
	麻痺(右-上肢)	削除
	麻痺(左-下肢)	削除
	麻痺(右-下肢)	削除
	麻痺(その他)	削除
1-2	拘縮(肩関節)	削除
	拘縮(肘関節)	削除
	拘縮(股関節)	削除
	拘縮(膝関節)	削除
	拘縮(足関節)	削除
	拘縮(その他)	削除

2. 移動等に関連する項目	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位保持
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動

3. 複雑な動作等に関連する項目		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位保持	
3-3	洗身	統合

4. 特別な介護等に関連する項目		
4-1 ア	じょくそう	
イ	皮膚疾患	削除
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	削除
4-5	排尿	
4-6	排便	

5. 身の回りの世話等に関連する項目		
5-1 ア	口腔清潔(はみがき等)	
イ	洗顔	削除
ウ	整髪	削除
エ	つめ切り	削除
5-2 ア	上衣の着脱	統合
イ	ズボン等の着脱	統合
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	

9. 社会生活に関連する項目		
9-1 [B1]	調理	統合
9-2 [B1]	食事の配下膳	統合
9-3 [B1]	掃除	
9-4 [B1]	洗濯	
9-5 [B1]	入浴の準備片付け	統合
9-6 [B1]	買い物	
9-7 [B1]	交通手段の利用	
9-8 [C]	文字の視覚的認識	削除

障害支援区分(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目		
1-1	寝返り	
1-2	起き上がり	
1-3	座位保持	
1-4	移乗	
1-5	立ち上がり	
1-6	両足での立位保持	
1-7	片足での立位保持	
1-8	歩行	
1-9	移動	
1-10	衣服の着脱	統合
1-11	じょくそう	
1-12	えん下	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目		
2-1	食事	
2-2	口腔清潔	
2-3	入浴	統合
2-4	排尿	
2-5	排便	
2-6	健康・栄養管理	追加
2-7	薬の管理	
2-8	金銭の管理	
2-9	電話等の利用	
2-10	日常生活の意思決定	
2-11	危険の認識	追加
2-12	調理	統合
2-13	掃除	
2-14	洗濯	
2-15	買い物	
2-16	交通手段の利用	

6. コミュニケーション等に関連する項目		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3 ア	意思の伝達	統合
イ [C]	独自の意思伝達	統合
6-4 ア	指示への反応	統合
イ [C]	説明の理解	統合
6-5 ア	毎日の日課を理解	削除
イ	生年月日をいう	削除
ウ	短期記憶	削除
エ	自分の名前をいう	削除
オ	今の季節を理解	削除
カ	場所の理解	削除

3. 意思疎通等に関連する項目		
3-1	視力	
3-2	聴力	
3-3	コミュニケーション	統合
3-4	説明の理解	統合
3-5	読み書き	追加
3-6	感覚過敏・感覚鈍麻	追加

7. 行動障害に関連する項目		
7 ア	被害的	統合
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	削除
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	統合
7 ケ	介護に抵抗	名称変更
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	削除
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
7 ト [B2]	こだわり	
7 ナ [B2]	多動・行動停止	
7 ニ [B2]	不安定な行動	
7 ノ [B2]	自ら叩く等の行為	
7 ネ [B2]	他を叩く等の行為	
7 ノ [B2]	興味等による行動	名称変更
7 ハ [B2]	通常と違う声	統合
7 ヒ [B2]	突発的行動	
7 フ [C]	過食・反すう等	
7 ヘ [C]	憂鬱で悲観的	名称変更
7 ホ [B2]	反復的行動	
7 マ [C]	対人面の不安緊張	
7 ミ [C]	意欲が乏しい	
7 ム [C]	話がまとまらない	
7 メ [C]	集中力が続かない	
7 モ [C]	自己の過大評価	
7 ヤ [C]	疑い深く拒否的	統合

4. 行動障害に関連する項目		
4-1	被害的・拒否的	統合
4-2	作話	
4-3	感情が不安定	
4-4	昼夜逆転	
4-5	暴言暴行	
4-6	同じ話をする	
4-7	大声・奇声を出す	統合
4-8	支援の拒否	名称変更
4-9	徘徊	
4-10	落ち着きがない	
4-11	外出して戻れない	
4-12	1人で出たがる	
4-13	収集癖	
4-14	物や衣類を壊す	
4-15	不潔行為	
4-16	異食行動	
4-17	ひどい物忘れ	
4-18	こだわり	
4-19	多動・行動停止	
4-20	不安定な行動	
4-21	自らを傷つける行為	
4-22	他人を傷つける行為	
4-23	不適切な行為	名称変更
4-24	突発的な行動	
4-25	過食・反すう等	
4-26	そう鬱状態	名称変更
4-27	反復的な行動	
4-28	対人面の不安緊張	
4-29	意欲が乏しい	
4-30	話がまとまらない	
4-31	集中力が続かない	
4-32	自己の過大評価	
4-33	集団への不適応	追加
4-34	多飲水・過飲水	追加

8. 特別な医療に関連する項目	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

5. 特別な医療に関連する項目	
5-1	点滴の管理
5-2	中心静脈栄養
5-3	透析
5-4	ストーマの処置
5-5	酸素療法
5-6	レスピレーター
5-7	気管切開の処置
5-8	疼痛の看護
5-9	経管栄養
5-10	モニター測定
5-11	じょくそうの処置
5-12	カテーテル

(2) 新たな判定式 (コンピュータ判定式) の構築

- 障害支援区分の判定式は、平成 21 年度～23 年度の認定データ (約 14,000 件) 等を分析することにより構築した「総合評価項目」と「一次判定ロジック」の 2 つの指標で構成されている。

総合評価項目

ア．総合評価項目の仕組み

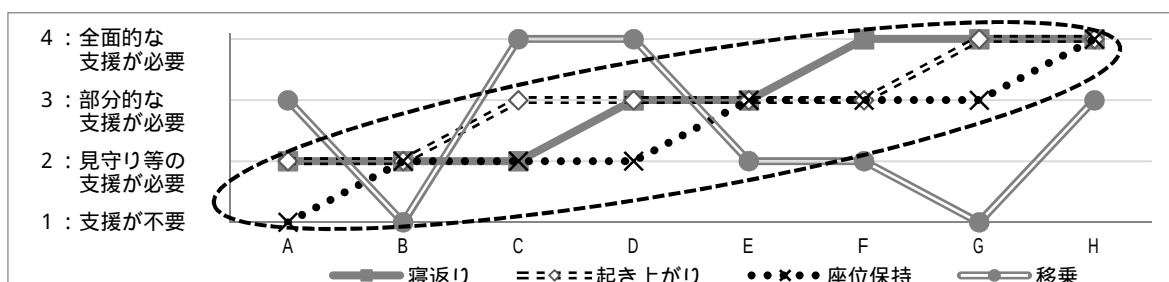
- 総合評価項目は、平成 21 年度～23 年度の認定データ (約 14,000 件) 等を踏まえ、「介護者 (支援者) による支援の行為」や「認定調査における選択肢の回答傾向」が類似している認定調査項目等を以下の 12 グループ (群) に分け、それらを集約した構成となっている。

起居動作	「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位保持」など
生活機能	「じょくそう」「えん下」「食事」「排尿」「排便」
生活機能	「移乗」「移動」「入浴」「口腔清潔」「衣服の着脱」など
視聴覚機能	「視力」「聴力」
応用日常生活動作	「調理」「掃除」「洗濯」「買い物」「交通手段の利用」
認知機能	「薬の管理」「金銭の管理」「電話等の利用」「日常の意思決定」など
行動上の障害 (A 群)	「感情が不安定」「支援の拒否」「暴行暴言」など (支援面に関する項目)
行動上の障害 (B 群)	「こだわり」「多動・行動停止」など (行動面に関する項目)
行動上の障害 (C 群)	「意欲が乏しい」「話がまとまらない」など (精神面に関する項目)
特別な医療	「点滴の管理」「中心静脈栄養」「経管栄養」など
麻痺・拘縮	「麻痺」「関節の拘縮」 (医師意見書の項目)
その他	「てんかん」「精神障害・能力障害の二軸評価」など (医師意見書の項目)

各グループ (群) の構成について、仮に下表の認定データを基にイメージした場合、

- ・ 『寝返り・起き上がり・座位保持』は回答傾向が類似しているため、同じグループ (群)
- ・ 『移乗』は『寝返り・起き上がり・座位保持』とは回答傾向が類似していないため、別のグループ (群) に振り分けられる。

サンプル	寝返り	起き上がり	座位保持	移乗
A	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 1 (支援不要)	選択肢 3 (部分支援)
B	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 1 (支援不要)
C	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 4 (全面支援)
D	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 4 (全面支援)
E	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)
F	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)
G	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 1 (支援不要)
H	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)



- また、認定調査項目等の選択肢ごとに設定されている点数は、統計的手法（双対尺度法又は数量化 類）により、以下のように設定している。
 - ・ 各グループ(群)の最大合計点は「100 点」(全 12 グループ(群)の最大合計点は「1,200 点」)
 - ・ 各認定調査項目等の「選択肢 1 (支援が不要など)」は「0 点」
 - ・ その他(選択肢 1 以外)は、統計的手法による配点を原則として相対的な点数を設定。(統計的手法のイメージは下表を参照)

サンプル	寝返り	起き上がり	
A	選択肢 2	選択肢 2	「寝返り:選択肢 2」の 3 サンプル(A・B・C)のうち、 ・ 2 サンプルは「起き上がり:選択肢 2」 ・ 1 サンプルは「起き上がり:選択肢 3」のため、 <u>「寝返り:選択肢 2」の点数は「起き上がり:選択肢 2」より高めに設定</u>
B	選択肢 2	選択肢 2	
C	選択肢 2	選択肢 3	
D	選択肢 3	選択肢 3	「寝返り:選択肢 4」の 3 サンプル(F・G・H)のうち、 ・ 1 サンプルは「起き上がり:選択肢 3」 ・ 2 サンプルは「起き上がり:選択肢 4」のため、 <u>「寝返り:選択肢 4」の点数は「起き上がり:選択肢 4」より低めに設定</u>
E	選択肢 3	選択肢 3	
F	選択肢 4	選択肢 3	
G	選択肢 4	選択肢 4	
H	選択肢 4	選択肢 4	

イ．総合評価項目の活用

- 認定調査の結果や医師意見書の一部項目を踏まえ、総合評価項目を活用しつつ、申請者（調査対象者）に「必要とされる支援の度合い」の数量化を図る。

起居動作に係る認定調査の結果が、下表の太枠で囲む選択肢であった場合は、

- ・ 各項目の点数（寝返り 7.8 点、起き上がり 6.2 点、座位保持 6.8 点・・・）と
- ・ 起居動作のグループ(群)の合計点（49.0 点）が算出される。

群	項目	点数								点数結果
起居動作	寝返り	支援不要	0	見守り等	7.8	部分支援	10.4	全面支援	14.8	7.8
	起き上がり	支援不要	0	見守り等	6.2	部分支援	8.9	全面支援	15.0	6.2
	座位保持	支援不要	0	見守り等	6.8	部分支援	11.6	全面支援	15.9	6.8
	両足での立位保持	支援不要	0	見守り等	7.2	部分支援	9.4	全面支援	14.5	9.4
	歩行	支援不要	0	見守り等	5.4	部分支援	7.7	全面支援	13.6	7.7
	立ち上がり	支援不要	0	見守り等	5.1	部分支援	7.7	全面支援	14.8	7.7
	片足での立位保持	支援不要	0	見守り等	2.8	部分支援	3.4	全面支援	11.4	3.4

起居動作のグループ(群)の合計点 → 49.0

一次判定ロジック

- 一次判定ロジックは、平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）等を踏まえ、
 - ・ 二次判定結果と関連性が高い『「各項目の点数」や「各グループ(群)の合計点」で構成される 216 の組み合わせ（216 の状態像）』と
 - ・ その組み合わせ（状態像）における二次判定結果のうち、『最も確率の高い区分等とその割合』が示されている。

【例】216 の組み合わせ(状態像)のうち、38 番目の組み合わせ

区分等	番号	条件						区分等該当可能性
区分2	38	生活機能 15.5	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.2	応用日常生活動作 73.2	行動上の障害(A群) 20.1	感情が不安定 2.1	74.5%

上表(38 番目の組み合わせ)は、総合評価項目を活用し、申請者(調査対象者)に「必要とされる支援の度合い」を数量化した結果、6 条件の全てを満たす場合には、二次判定結果が「区分2」である確率が 74.5%であることを示している。

- 一次判定ロジックは、少なくとも 1 つ以上の組み合わせ(番号)に該当する仕組みとなっており、その該当した番号の示す区分等が「障害支援区分の一次判定結果」となるが、複数の番号に該当した場合は、以下の基準による。

① 複数の番号に該当	区分等該当可能性(%)が最も高い番号を採用
② 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値	より支援を必要とする区分を示す番号を採用
③ 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値 + 番号の示す区分が同区分	最も大きい番号を採用

【参考】一次判定ロジック(詳細版)

- 前述のとおり、区分省令に定める「一次判定ロジックの区分等該当可能性」は、該当した組み合わせ(状態像)における二次判定結果のうち、「最も確率の高い区分等の割合(%)」が記載されているが、市町村審査会資料では、「全ての区分等の割合(%)」が明示される。

【区分省令】

区分等	番号	条件	区分等該当可能性
区分2	38	生活機能 15.5 (以降、省略)	74.5%

【市町村審査会資料】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%	0.0%

- その他、市町村審査会での活用も考慮した上で、区分省令に定める「一次判定ロジック」を編集した「一次判定ロジック(詳細版)」を次頁以降に掲載する。

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	23.5	応用日常生活動作 = 0.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0						1	62.2%	25.7%	10.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
1	行動上の障害 (C群)	= 0.0	金銭の管理 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ													
	応用日常生活動作	= 0.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0	特別な医療 = 0.0						2	82.4%	11.8%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%
2	片足での立位保持	: 1.支援不要	集中力が続かない	関節の拘縮 肩 関節	: 1.ない	生活障害評価 : 1 食事												
	生活機能	= 0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1					3	4.2%	64.0%	28.4%	2.8%	0.6%	0.0%	0.0%
3	行動上の障害 (B群)	= 0.0	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ														
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0												
4	金銭の管理 : 2.部分支援 : 3.全面支援		感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 : 2, 3, 4, 5 障害						4	12.5%	80.4%	3.6%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	= 0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1												
5	行動上の障害 (B群)	0.1	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 : 1, 2 障害													
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0												
6	金銭の管理 : 2.部分支援 : 3.全面支援		感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 : 1, 2, 3 障害						6	17.5%	61.3%	20.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0												
7	行動上の障害 (C群)	0.1	金銭の管理 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ						7	18.5%	61.1%	18.5%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	起居動作	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1												
8	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	= 0.0	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ												
	起居動作	= 0.0	生活機能	15.5	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作	36.2											
9	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	12.4	感情が不安定 : 1.支援不要											
	起居動作	= 0.0	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1												
10	行動上の障害 (A群)	= 0.0	行動上の障害 (C群)	23.7	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ												

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	=	0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1									
11	感情が不安定	: 1.支援不要		意欲が乏しい : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		二軸評価 能力 : 3, 4, 5 障害				0.0%	47.4%	44.0%	6.9%	1.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	0.1	応用日常生活動作	13.0		行動上の障害 (A群)	= 0.0									
12	行動上の障害 (C群)	= 0.0	金銭の管理 : 1.支援不要		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ											
	起居動作	= 0.0	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1		応用日常生活動作	36.1									
13	行動上の障害 (A群)	= 0.0	行動上の障害 (C群)	23.6	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	生活障害評価 金銭管理 : 4, 5				0.0%	64.0%	33.3%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1		認知機能	10.7									
14	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (A群)	14.1	行動上の障害 (C群)	14.0		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ								
	起居動作	= 0.0	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1		応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群) = 0.0								
15	行動上の障害 (C群)	23.6	日常の意思決定 : 2.部分支援 : 3.全面支援		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	生活障害評価 金銭管理 : 1, 2, 3				0.0%	92.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	起居動作	= 0.0	生活機能	6.7	応用日常生活動作	13.1		応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群) = 0.0								
16	行動上の障害 (C群)	23.6	日常の意思決定 : 1.支援不要		買い物 : 2.部分支援 : 3.全面支援		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	生活障害評価 金銭管理 : 1, 2, 3				0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	起居動作	= 0.0	生活機能	6.7	応用日常生活動作	13.1		応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群) = 0.0								
17	行動上の障害 (C群)	23.6	日常の意思決定 : 1.支援不要		買い物 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	生活障害評価 金銭管理 : 1, 2, 3										
	起居動作	= 0.0	生活機能	6.8	生活機能	23.5		応用日常生活動作	13.1	応用日常生活動作	36.1		6.9%	74.1%	17.2%	1.8%	0.0%	0.0%
18	行動上の障害 (A群)	= 0.0	行動上の障害 (C群)	23.6	日常の意思決定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	生活障害評価 金銭管理 : 1, 2, 3				0.0%	72.3%	26.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	= 0.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0														
19	特別な医療	= 0.0	洗濯 : 2.部分支援		生活障害評価 金銭管理 : 3								0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	= 0.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0														
20	金銭の管理 : 2.部分支援		二軸評価 能力 : 2 障害		生活障害評価 対人関係 : 2							3.4%	96.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
21	入浴	： 1. 支援不要	感情が不安定	： 1. 支援不要							21	0.0%	84.4%	12.5%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	二軸評価 能力 障害	： 2	生活障害評価 生活リズム	： 1	生活障害評価 服薬管理	： 2												
22	生活機能	= 0.0	調理	： 2. 部分支援							22	0.0%	82.9%	17.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	感情が不安定	： 1. 支援不要	二軸評価 能力 障害	： 2	生活障害評価 生活リズム	： 1												
23	生活機能	= 0.0	認知機能	0.1	認知機能	13.1												
	行動上の障害 (A群)	= 0.0	金銭の管理	： 2. 部分支援	二軸評価 能力 障害	： 2					23	0.0%	87.0%	10.9%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
24	応用日常生活 作	0.1	応用日常生活 作	32.9	行動上の障害 (A群)	= 0.0												
	洗濯	： 2. 部分支援	生活障害評価 食事	： 3	生活障害評価 保病	： 3					24	0.0%	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25	視聴覚機能	= 0.0	排除	： 1. 支援不要	感情が不安定	： 1. 支援不要												
	集中力が続かない	： 1. 支援不要	二軸評価 能力 障害	： 2	生活障害評価 金銭管理	： 3					25	3.1%	87.5%	6.3%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
26	視聴覚機能	= 0.0	排除	： 1. 支援不要	感情が不安定	： 1. 支援不要												
	むと物忘れ	： 1. 支援不要	二軸評価 能力 障害	： 2	生活障害評価 金銭管理	： 3					26	2.9%	85.7%	8.6%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
27	応用日常生活 作	0.1	応用日常生活 作	32.9	行動上の障害 (A群)	= 0.0												
	洗濯	： 2. 部分支援	二軸評価 能力 障害	： 3	生活障害評価 金銭管理	： 3					27	0.0%	90.6%	3.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
28	生活機能	23.5	応用日常生活 作	0.0	行動上の障害 (A群)	= 0.0												
	片足での立位保 持	： 2. 取守り等 ： 3. 部分支援	金銭の管理	： 1. 支援不要	感情が不安定	： 1. 支援不要					28	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	生活機能	= 0.0	応用日常生活 作	36.2	麻痺	： 1. ない ： 2. いずれか一肢のみ												
	応用日常生活 作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.2	行動上の障害 (A群)	32.7					29	0.0%	1.9%	68.5%	27.8%	1.8%	0.0%	0.0%
30	生活機能	10.6	応用日常生活 作	36.1														
	麻痺・拘縮	8.7	感情が不安定	： 1. 支援不要	麻痺	3. 肘下肢のみ 4. 左上下肢あるいは右 ： 上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺					30	0.0%	25.3%	67.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
31	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1														
	行動上の障害 (A群)	21.0	調理 ： 1. 支援不要		感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援							31	0.0%	61.6%	26.0%	4.1%	1.5%	0.0%
32	起居動作	6.8	生活機能	4.0														
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	16.7							32	0.0%	60.5%	32.1%	7.4%	0.0%
33	生活機能	10.7	生活機能	23.5														
	応用日常生活動作	36.1	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺	麻痺 ： 上下肢のみ							33	0.0%	53.0%	32.2%	0.0%	0.0%
34	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺		麻痺 右下肢 ： 1. ない								34	0.0%	90.9%	3.0%	0.0%	0.0%
35	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺		麻痺 左下肢 ： 1. ない								35	0.0%	90.9%	3.0%	0.0%	0.0%
36	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺		麻痺 右下肢 ： 2. ある(軽度) ： 3. ある(中度) 4. ある(重度)								36	0.0%	80.0%	17.3%	0.0%	0.0%
37	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺		麻痺 左下肢 ： 2. ある(軽度) ： 3. ある(中度) 4. ある(重度)								37	0.0%	80.0%	17.3%	0.0%	0.0%
38	生活機能	15.5	生活機能 = 0.0		応用日常生活動作	36.2												
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援								38	0.0%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%
39	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1												
	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.6	感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援								39	0.0%	74.4%	15.3%	1.6%	0.0%
40	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能 = 0.0													
	行動上の障害 (A群)	20.9	感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援		認知機能 = 0.0								40	0.0%	72.2%	20.8%	4.2%	0.0%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
41	生活機能	15.6	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2					41	0.0%	2.6%	59.0%	35.9%	0.0%	2.5%	0.0%
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	麻痺・拘縮	7.1												
42	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1					42	0.4%	5.9%	56.9%	30.5%	5.9%	0.4%	0.0%
	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.7	2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援													
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	= 0.0												
43	行動上の障害 (A群)	20.9	感情が不安定	2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	認知機能						43	0.0%	43.7%	48.1%	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1												
44	行動上の障害 (A群)	14.2	感情が不安定	1.支援不要	麻痺	1.ない 2.いずれか一肢のみ					44	0.0%	20.5%	42.2%	27.7%	9.6%	0.0%	0.0%
	起居動作	0.1	生活機能	15.5	生活機能	= 0.0												
45	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	感情が不安定	1.支援不要			45	0.0%	11.3%	80.4%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5												
46	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7			46	0.0%	4.6%	53.8%	40.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	生活機能	= 0.0	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
47	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保持	4.全面支援			47	0.0%	0.0%	74.1%	25.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	= 0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1										
48	感情が不安定	1.支援不要	意欲が乏しい	2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	麻痺	1.ない 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力	3. 4. 5			48	0.0%	22.8%	68.4%	7.6%	1.2%	0.0%	0.0%
	起居動作	= 0.0	生活機能	15.5	生活機能	= 0.0	応用日常生活動作	42.8										
49	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	12.5	感情が不安定	1.支援不要			49	0.0%	14.3%	67.9%	16.1%	1.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	32.7	応用日常生活動作	73.2										
50	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗	1.支援不要	歩行 歩行	1.支援不要			50	0.0%	1.1%	58.9%	34.7%	5.3%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
51	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1										
	行動上の障害 (A群)	14.1	行動上の障害 (C群)	14.1	感情が不安定 ： 1.支援不要		麻痺 ： 1.ない 2.いずれか一肢のみ					0.7%	32.7%	58.0%	6.7%	1.3%	0.6%	0.0%
52	起居動作	=	生活機能	15.5	生活機能	=	0.0	36.2	応用日常生活動作									
	応用日常生活動作	42.7	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	12.5	感情が不安定 ： 1.支援不要					0.0%	37.9%	56.9%	3.4%	1.8%	0.0%	0.0%
53	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.5	行動上の障害 (C群)	20.1	行動上の障害 (A群)	38.7				0.0%	0.0%	55.4%	25.7%	18.9%	0.0%	0.0%
54	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援					0.0%	2.2%	52.2%	40.0%	5.6%	0.0%	0.0%
55	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.8										
	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (A群)	14.1	行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 ： 1.支援不要		麻痺 ： 1.ない 2.いずれか一肢のみ			0.0%	43.5%	43.5%	11.8%	1.2%	0.0%	0.0%
56	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 ： 1.支援不要		こだわり ： 1.支援不要			2.0%	9.9%	74.3%	12.9%	0.9%	0.0%	0.0%
57	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		こだわり ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援			0.0%	4.6%	52.3%	38.5%	4.6%	0.0%	0.0%
58	生活機能	0.1	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5										
	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 4.全面支援			0.0%	0.0%	48.5%	47.0%	4.5%	0.0%	0.0%
59	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	51.6								
	認知機能	19.0	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		生活障害評価 対人関係 ： 1. 2. 3			0.0%	9.5%	77.8%	11.1%	1.6%	0.0%	0.0%
60	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	51.7	応用日常生活動作	73.2								
	認知機能	19.0	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		生活障害評価 対人関係 ： 1. 2. 3			0.0%	1.6%	70.5%	27.9%	0.0%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
61	認知機能	18.9	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	移乗 ： 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援			61	1.8%	0.0%	67.2%	27.6%	3.4%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
62	認知機能	19.0	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	生活障害評価値 ： 4、5 対人関係	生活障害評価値 ： 4、5 対人関係			62	0.0%	3.4%	52.5%	44.1%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
63	認知機能	18.9	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	0.0	麻痺・拘縮 ＝	0.1	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		63	0.0%	2.1%	95.9%	2.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
64	行動上の障害 (A群)	1.6	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.0	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		64	0.0%	5.4%	81.0%	10.9%	2.7%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
65	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	0.1	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.1	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		65	0.0%	7.0%	75.4%	15.8%	1.8%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
66	行動上の障害 (A群)	1.5	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.0	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	口腔清潔 ： 2.部分支援 3.全面支援			66	0.0%	20.7%	72.4%	6.9%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
67	行動上の障害 (A群)	1.5	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.0	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	口腔清潔 ： 2.部分支援 3.全面支援			67	0.0%	43.9%	49.1%	7.0%	0.0%	0.0%
	入浴 ： 1.支援不要																	
68	交通手段の利用 ： 1.支援不要		麻痺 右上肢 ： 3.ある(中度)															
	入浴 ： 1.支援不要																	
69	交通手段の利用 ： 1.支援不要		麻痺 左上肢 ： 3.ある(中度)															
	生活機能 ＝ 0.0																	
70	入浴 ： 1.支援不要		透析 ： 2.ある															

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	起き上がり ： 1. 支援不要										71	0.0%	3.0%	90.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%
71	交通手段の利用 ： 1. 支援不要	透析 ： 2. ある																
	生活機能 = 0.0	特別な医療 0.1																
72	特別な医療 3.7	入浴 ： 1. 支援不要									72	0.0%	2.1%	80.9%	17.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 19.5	視聴覚機能 10.7															
73	視聴覚機能 41.1	応用日常生活 作 33.0	応用日常生活 作 61.5	交通手段の利用 ： 3. 全面支援							73	0.0%	7.1%	88.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	交通手段の利用 ： 1. 支援不要	透析 ： 2. ある	関節の拘縮 肩 関節 ： 1. ない															
74	関節の拘縮 股 関節 ： 1. ない	関節の拘縮 肘 関節 ： 1. ない	関節の拘縮 膝 関節 ： 1. ない	関節の拘縮 そ の他 ： 1. ない							74	0.0%	3.0%	88.2%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 23.5	応用日常生活 作 36.2															
75	応用日常生活 作 73.2	行動上の障害 (A群) 20.2	行動上の障害 (A群) 32.7	食料の管理 ： 1. 支援不要							75	0.0%	0.0%	50.0%	42.9%	0.0%	7.1%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 23.5	応用日常生活 作 36.2															
76	応用日常生活 作 73.2	行動上の障害 (A群) 20.2	行動上の障害 (A群) 32.7	買い物 ： 1. 支援不要							76	0.0%	0.0%	55.6%	27.8%	11.1%	5.5%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 19.5	応用日常生活 作 33.0															
77	応用日常生活 作 61.5	認知機能 0.1	認知機能 13.1	視力 ： 4. ほとんど見えず 5. 全く見えず							77	0.0%	12.3%	82.5%	3.5%	1.7%	0.0%	0.0%
	起居動作 = 0.0	生活機能 21.1	生活機能 23.6	生活機能 34.8														
78	応用日常生活 作 69.4	行動上の障害 (A群) 30.2	行動上の障害 (C群) 24.7	移乗 ： 1. 支援不要 2. 見守り等							78	0.0%	0.0%	60.7%	39.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 = 0.0	応用日常生活 作 36.1	行動上の障害 (A群) 0.1	行動上の障害 (B群) 0.1														
79	機能的・経済的 ： 3. 月に1回以上支援	感情が不安定 ： 1. 支援不要	意欲が乏しい ： 1. 支援不要	麻痺 ： 1. ない 2. いずれか一肢のみ							79	0.0%	40.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 = 0.0	応用日常生活 作 36.1	行動上の障害 (A群) 0.1	行動上の障害 (B群) 0.1														
80	感情が不安定 ： 1. 支援不要	反復的行動 ： 5. ほぼ毎日支援	意欲が乏しい ： 1. 支援不要	麻痺 ： 1. ない 2. いずれか一肢のみ							80	0.0%	35.7%	57.1%	0.0%	7.2%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	=	0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1									
81	感情が不安定	: 1.支援不要		意欲が乏しい : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		二軸評価 能力 : 3, 4, 5 障害 : 2				81	0.0%	37.0%	51.9%	7.4%	3.7%	0.0%
	生活機能	=	0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1									
82	感情が不安定	: 1.支援不要		支援の拒否 : 2.希に支援		意欲が乏しい : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ				82	0.0%	26.3%	52.6%	15.8%	5.3%	0.0%
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	0.1								
83	行動上の障害 (A群)	14.1		行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ				83	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	0.1								
84	行動上の障害 (A群)	14.1		行動上の障害 (C群)	14.0	被害的・拒否的 : 2.希に支援		感情が不安定 : 1.支援不要				84	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	0.1								
85	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	0.1								
	行動上の障害 (A群)	14.1		行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ				85	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	起居動作	6.9		生活機能	23.5													
86	応用日常生活動作	73.3		行動上の障害 (A群)	16.7							86	0.0%	0.0%	10.8%	76.9%	11.8%	0.5%
	生活機能	23.5		応用日常生活動作	73.3													
87	行動上の障害 (A群)	16.8		不安定な行動 : 1.支援不要 : 2.希に支援								87	0.0%	0.0%	5.7%	56.3%	32.4%	5.6%
	生活機能	21.0		生活機能	23.6													
88	生活機能	34.8		応用日常生活動作	73.2	総乗 : 2.息守り等 : 3.部分支援 : 4.全面支援						88	0.0%	0.0%	12.4%	69.7%	16.9%	1.0%
	起居動作	6.8		生活機能	41.1													
89	生活機能	23.5		応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	16.7					89	0.0%	0.0%	22.6%	59.7%	16.1%	1.6%
	生活機能	23.5		応用日常生活動作	36.2													
90	応用日常生活動作	73.2		行動上の障害 (A群)	32.8	その状態 : 2.希に支援 : 3.月に1回以上支援 : 4.週に1回以上支援 : 5.ほぼ毎日支援						90	0.0%	0.0%	17.1%	58.5%	20.7%	3.7%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	21.0	生活機能	34.9							91	0.0%	0.0%	3.0%	47.0%	45.5%	4.5%	0.0%
	生活機能	50.6	応用日常生活活動 作	73.2	移乗 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援 4.至面支援													
	生活機能	23.5	応用日常生活活動 作	36.1														
92	行動上の障害 (A群)	21.0	調理 ： 2.部分支援 ： 3.至面支援		2.希に支援 3.月に1回以上支援 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援						92	0.0%	4.1%	36.8%	46.1%	12.4%	0.6%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活活動 作	36.2														
93	応用日常生活活動 作	73.2	行動上の障害 (A群)	32.8	その状態 ： 1.支援不要						93	0.0%	0.0%	29.9%	34.3%	32.8%	3.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
94	応用日常生活活動 作	73.3	行動上の障害 (A群)	14.1	排泄 ： 2.部分支援 ： 3.至面支援						94	0.0%	0.0%	3.7%	57.3%	39.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.6	生活機能	23.5	応用日常生活活動 作	36.2												
95	応用日常生活活動 作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	麻痺・拘縮 7.2						95	0.0%	0.0%	20.8%	52.8%	26.4%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
96	応用日常生活活動 作	73.3	行動上の障害 (A群)	23.2	生活障害評価 社会的適応 ： 1						96	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	46.6%	3.4%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活活動 作	36.2												
97	応用日常生活活動 作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.2	行動上の障害 (A群)	32.7					97	0.0%	1.4%	39.9%	45.5%	11.9%	1.3%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	34.9	生活機能	50.6												
98	応用日常生活活動 作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等						98	0.0%	0.0%	11.0%	41.9%	39.0%	8.1%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
99	応用日常生活活動 作	73.3	行動上の障害 (A群)	3.0	麻痺・拘縮 (A群)	8.8	排泄 ： 1.支援不要				99	0.0%	0.0%	1.3%	93.8%	3.7%	1.2%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
100	応用日常生活活動 作	73.3	行動上の障害 (A群)	3.0	麻痺・拘縮 (A群)	8.7	排泄 ： 1.支援不要				100	0.0%	0.0%	3.3%	80.6%	16.1%	0.0%	0.0%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	21.1	生活機能	23.6	生活機能	34.8					101	0.0%		14.8%	72.2%	9.3%	3.7%	0.0%
101	応用日常生活動作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (C群)	24.8	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等											
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6					102	0.0%	0.0%	8.9%	67.7%	21.0%	2.4%	0.0%
102	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	3.1	行動上の障害 (A群)	14.1	排尿 ： 1.支援不要											
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
103	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	14.2	行動上の障害 (A群)	23.1	生活障害評価 社会的対応 : 1				103	0.0%	0.0%	5.2%	60.3%	31.0%	3.5%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	23.6	生活機能	34.8												
104	応用日常生活動作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (C群)	24.7	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等				104	0.0%	0.0%	40.7%	52.5%	6.8%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
105	応用日常生活動作	73.2	認知機能	23.9	行動上の障害 (A群)	32.8	移乗 ： 1.支援不要				105	0.0%	0.0%	14.5%	49.1%	27.3%	9.1%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
106	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		暴言暴行 ： 3月に1回以上支援 ： 4週に1回以上支援 5.超過毎日支援				106	0.0%	1.4%	19.4%	62.5%	16.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	32.8	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
107	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		暴言暴行 ： 1.支援不要				107	0.0%	0.0%	29.0%	51.6%	17.7%	1.7%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	23.6	生活機能	41.1										
108	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	口腔清潔 ： 2.部分支援 ： 3.全加支援			108	0.0%	0.0%	1.6%	72.7%	24.2%	1.5%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	23.6	生活機能	41.1										
109	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	口腔清潔 ： 1.支援不要			109	0.0%	0.0%	0.0%	56.6%	41.5%	1.9%	0.0%
	排尿 ： 1.支援不要																	
110	こたわり ： 3.月に1回以上支援	てんかん 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)									110	0.0%	3.0%	33.3%	45.5%	15.2%	0.0%	3.0%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	排便	： 1. 支援不要									111	0.0%	4.0%	36.0%	44.0%	16.0%	0.0%	0.0%
111	ごたわり	： 3.月に「回以上支援 てんかん	2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)															
	起居動作	26.7	起居動作	62.0							112	0.0%	2.5%	2.5%	87.5%	7.5%	0.0%	0.0%
112	行動上の障害 (8群)	= 0.0	移動	： 2.見守り等	排便	： 2.部分支援												
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
113	行動上の障害 (8群)	= 0.0	排便	： 2.部分支援	麻痺 左下肢	2.ある(軽度) ： 3.ある(中度) 4.ある(重度)					113	0.0%	0.0%	5.4%	81.1%	10.8%	2.7%	0.0%
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
114	行動上の障害 (8群)	= 0.0	排便	： 2.部分支援	麻痺 右下肢	2.ある(軽度) ： 3.ある(中度) 4.ある(重度)					114	0.0%	0.0%	5.4%	81.1%	10.8%	2.7%	0.0%
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
115	行動上の障害 (8群)	= 0.0	排便	： 2.部分支援	関節の拘縮 そ の他	： 1.ない					115	0.0%	2.3%	4.3%	80.4%	13.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
116	移乗	： 2.見守り等	薬の管理	： 1.支援不要	麻痺	： 4.左上下肢あるいは右 上下肢のみ					116	0.0%	0.0%	6.1%	90.9%	3.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
117	移乗	： 2.見守り等	調理	： 3.全面支援	麻痺	： 4.左上下肢あるいは右 上下肢のみ					117	0.0%	0.0%	3.0%	85.3%	8.8%	2.9%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4	認知機能	= 0.0												
118	移乗	： 2.見守り等	入浴	： 2.部分支援	関節の拘縮 肩 関節 右	： 1.ない					118	0.0%	0.0%	12.9%	87.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4	認知機能	= 0.0												
119	移乗	： 2.見守り等	入浴	： 2.部分支援	関節の拘縮 肩 関節 左	： 1.ない					119	0.0%	0.0%	12.9%	87.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
120	搬送 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援		移乗	： 2.見守り等	調理	： 2.部分支援					120	0.0%	0.0%	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	起居動作	6.8	生活機能	4.0	生活機能	23.5												
121	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	16.7	移乗 ： 2.見守り等						121	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
122	嚥下 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援		移乗 ： 2.見守り等		片足での立位保 持 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援						122	0.0%	0.0%	7.6%	83.0%	9.4%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4	行動上の障害 (A群)	0.1												
123	行動上の障害 (A群)	7.1	嚥下 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援		移乗 ： 2.見守り等						123	0.0%	0.0%	8.0%	82.0%	10.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1												
124	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.6	衣服の着脱 ： 3.部分支援		感情が不安定 ： 2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援				124	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1												
125	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.6	感情が不安定 ： 2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		集団への不適合 ： 5.ほぼ毎日支援				125	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1												
126	行動上の障害 (A群)	14.2	感情が不安定 ： 1.支援不要		多飲水・過飲水 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		麻痺 ： 1.ない ： 2.1いづれか一肢のみ				126	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1												
127	行動上の障害 (A群)	14.2	感情が不安定 ： 1.支援不要		落ち着きがない ： 2.希に支援 3.月に1回以上支援		麻痺 ： 1.ない ： 2.1いづれか一肢のみ				127	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
128	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7	関節の拘縮 その他 ： 2.ある				128	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
129	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7	移乗 ： 2.見守り等				129	0.0%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	41.2	生活機能	50.6										
130	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要				130	0.0%	0.0%	0.0%	53.8%	46.2%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
131	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7	落ち着きがない ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援				131	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
132	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援	衣服の着脱 ： 3.部分支援			132	0.0%	0.0%	40.7%	55.6%	3.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2								
133	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 4.全面支援	閉鎖の持越 その他			133	0.0%	0.0%	46.7%	53.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
134	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援	支援の拒否 ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援			134	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	32.7	応用日常生活動作	73.2										
135	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		暴言暴行 ： 1.支援不要	落ち着きがない ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援			135	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2								
136	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 4.全面支援	支援の拒否 ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援			136	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2	認知機能	20.5								
137	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 ： 1.支援不要		落ち着きがない ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援	こだわり 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援			137	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	73.3														
138	行動上の障害 (A群)	16.8	不安定な行動 ： 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援								138	0.0%	0.0%	5.4%	28.3%	56.5%	9.8%	0.0%
	生活機能	37.5	生活機能	50.7														
139	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	45.1							139	0.0%	0.0%	0.9%	17.3%	50.9%	28.7%	2.2%
	生活機能	21.1	生活機能	40.3														
140	生活機能	23.6	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.3					140	0.0%	0.0%	0.6%	19.1%	52.8%	24.7%	2.8%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	40.4	生活機能	23.6							141	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	46.5%	45.3%	2.4%
141	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.3	調理 ： 1.支援不要 2.部分支援													
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
142	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	14.2	生活障害評価 社会的適応 : 2, 3, 4, 5						142	0.0%	0.0%	0.0%	26.2%	62.6%	10.7%	0.5%
	生活機能	35.8	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
143	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等						143	0.0%	0.0%	0.0%	24.6%	61.3%	12.7%	1.4%
	生活機能	21.1	生活機能	34.5	生活機能	23.6												
144	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 3.部分支援 4.全面支援						144	0.0%	0.0%	0.0%	18.7%	55.0%	26.3%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
145	応用日常生活動作	73.2	認知機能	24.0	行動上の障害 (A群)	32.8	移乗 ： 1.支援不要				145	0.0%	0.0%	9.3%	38.9%	50.0%	1.8%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	23.6	生活機能	50.6										
146	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.5	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等				146	0.0%	0.0%	1.7%	23.2%	55.4%	16.1%	3.6%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7	生活機能	74.0										
147	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等		1.ない 2.いずれか一肢のみ 3.両下肢のみ	生活障害評価 社会的適応 : 1, 2, 3					147	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	53.4%	31.1%	3.7%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	41.2	生活機能	50.6										
148	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等				148	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%	52.4%	3.9%	2.0%
	生活機能	19.6	生活機能	42.6	1人で出たがる : 1.支援不要													
149	反復的行動 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		自己の過大評価 : 1.支援不要		生活障害評価 社会的適応 : 5						149	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	80.6%	11.1%	5.6%
	生活機能	34.6	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
150	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 3.部分支援 4.全面支援		衣服の着脱 : 1.支援不要						150	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	66.7%	13.3%	6.7%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	34.6	生活機能	23.6	生活機能	50.6					151	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.9%	39.1%	0.0%
151	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗	3.部分支援 4.全面支援	入浴	1.支援不要 2.部分支援												
	生活機能	23.5	応用日常生活活動 作	36.1	行動上の障害 (A群)	21.0					152	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
152	調理 : 2.部分支援 3.全面支援		2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		二輪評価 能力 : 5 障害													
	生活機能	19.6	生活機能	42.6	認知機能	43.8												
153	認知機能	85.4	反復的行動	4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	自己の過大評価 : 1.支援不要	生活障害評価 社会的適応 : 5					153	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	80.6%	8.3%	5.5%
	生活機能	21.1	生活機能	34.9	生活機能	50.6												
154	応用日常生活活動 作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗	1.支援不要 2.見守り等	生活障害評価 生活リズム : 4, 5				154	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7	64.2											
155	行動上の障害 (A群)	40.3	移乗	1.支援不要 2.見守り等	衣服の着脱 : 1.支援不要	生活障害評価 社会的適応 : 1, 2, 3					155	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%
	生活機能	37.6	生活機能	42.0	生活機能	50.7	74.0											
156	応用日常生活活動 作	33.0	応用日常生活活動 作	61.5	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 : 3.部分支援 4.全面支援				156	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	37.5	生活機能	50.7														
157	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	45.2							157	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	26.1%	59.8%	10.9%
	生活機能	60.0	生活機能	50.7														
158	生活機能	70.9	食事	1.支援不要 2.部分支援							158	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	10.6%	56.1%	32.6%
	生活機能	42.0	生活機能	78.2														
159	行動上の障害 (A群)	44.4	食事 : 1.支援不要 2.部分支援		他人を助ける 行為	1.支援不要					159	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.4%	66.7%	12.9%
	生活機能	34.6	生活機能	23.6														
160	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗	3.部分支援 4.全面支援					160	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	41.6%	51.7%	4.5%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	40.4	生活機能	23.6							161	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	25.6%	47.6%	20.7%
161	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.3	調理	： 3.全面支援												
	生活機能	59.9	生活機能	78.2							162	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	7.1%	46.4%	44.6%
162	行動上の障害 (A群)	44.4	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	他人を助つける 行為	2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援												
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6					163	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	74.1%	24.1%
163	移動 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	不安定な行動	1.支援不要 ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援												
	生活機能	59.9	生活機能	74.1	生活機能	78.1					164	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	42.1%	42.1%	11.8%
164	行動上の障害 (A群)	44.4	移動 (A群)	1.支援不要 ： 2.見守り等	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援												
	生活機能	59.9	生活機能	74.1	生活機能	78.1					165	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.0%	69.8%	13.2%
165	行動上の障害 (A群)	44.4	移動 (A群)	3.部分支援 ： 4.全面支援	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援												
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	88.1					166	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	55.7%	37.3%
166	行動上の障害 (A群)	44.4	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	他人を助つける 行為	1.支援不要 ： 2.部分支援												
	生活機能	37.6	生活機能	42.0	生活機能	50.7					167	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%	31.5%	55.6%	9.3%
167	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	36.6	移動	3.部分支援 ： 4.全面支援												
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7					168	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	48.5%	47.0%
168	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	36.7	移動	3.部分支援 ： 4.全面支援												
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	78.2					169	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	76.3%	21.5%
169	生活機能	88.0	行動上の障害 (A群)	44.4	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	他人を助つける 行為	1.支援不要 ： 2.部分支援										
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7					170	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	22.0%	69.9%	6.4%
170	生活機能	74.0	行動上の障害 (B群)	59.2	移動	1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的適応	4.5										

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	64.3												
171	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	40.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 1, 2, 3					171	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.5%	65.1%	17.4%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
172	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援	食事 ： 3.全面支援					172	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	63.6%	31.2%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
173	生活機能	64.2	行動上の障害 (A群)	40.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 1, 2, 3					173	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	42.1%	47.4%	7.0%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
174	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援	関節の拘縮 関節 ： 2.ある					174	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	86.5%	9.5%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
175	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援	関節の拘縮 関節 ： 1.ない					175	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
176	認知機能	65.7	行動上の障害 (B群)	59.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 4, 5					176	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.0%	60.4%	22.6%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
177	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		麻痺 ： 4.右上下肢あるいは右 ： 上肢のみ ： 5.その他四肢の麻痺	生活障害評価 社会的通称 ： 1, 2, 3					177	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	35.0%	55.0%	8.3%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
178	認知機能	65.8	行動上の障害 (B群)	59.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 4, 5					178	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	47.7%	44.6%
	生活機能	40.1	生活機能	61.1	生活機能													
179	その状態 ： 4.週に1回以上支援 ： 5.ほぼ毎日支援		麻痺 左 下肢 ： 4.ある(重症)								179	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	81.8%	15.2%
	生活機能	40.1	生活機能	61.1	生活機能													
180	その状態 ： 4.週に1回以上支援 ： 5.ほぼ毎日支援		麻痺 右 下肢 ： 4.ある(重症)								180	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	81.8%	15.2%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	40.1	生活機能	61.1														
181	麻痺 その他 2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)		関節の拘縮 股関節 2.ある 3.ある(軽度) 4.ある(中度)		二軸評価 能力 : 3 障害						181	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	90.3%	3.2%
	生活機能	40.1	生活機能	61.1														
182	交通手段の利用 : 3.全面支援		関節の拘縮 股関節 2.ある 3.ある(軽度) 4.ある(中度)		二軸評価 能力 : 3 障害						182	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	88.2%	5.9%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
183	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		買い物 : 3.全面支援						183	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	86.5%	10.8%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
184	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		麻痺 右下肢 2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)						184	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	82.4%	11.8%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
185	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		麻痺 左下肢 2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)						185	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	82.4%	11.8%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
186	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		排尿 : 3.全面支援						186	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	80.0%	15.0%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
187	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		掃除 : 2.部分支援		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				187	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
188	麻痺・拘縮 = 0.0		移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				188	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	64.1%	32.8%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
189	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		薬の管理 : 2.部分支援		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				189	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	90.0%	0.0%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
190	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		説明の理解 : 1.理解できる		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				190	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
191	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援		不安定な行動 ： 1.支援不要 3月に1回以上支援		自らを助ける 行為	： 1.支援不要			191	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	71.7%	23.9%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
192	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事 ： 3.全面支援		麻痺 ： 1.ない ： 2.いずれか一肢のみ 3.両下肢のみ				192	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
193	行動上の障害 (A群)	40.2	行動上の障害 (B群)	48.1	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		麻痺 ： 1.ない ： 2.いずれか一肢のみ 3.両下肢のみ				193	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	30.0%	65.0%	0.0%
	生活機能	60.0																
194	生活機能	50.7	食事 ： 3.全面支援								194	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	96.8%
	生活機能	59.9																
195	生活機能	74.1	食事 ： 3.全面支援								195	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	42.1%	54.6%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0														
196	行動上の障害 (A群)	50.7	食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援								196	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.0%	84.0%
	生活機能	59.9	生活機能	74.1														
197	行動上の障害 (A群)	44.5	食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援								197	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	6.1%	33.3%	59.1%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0														
198	行動上の障害 (A群)	50.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援						198	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	31.1%	68.7%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
199	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援		不安定な行動 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援						199	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	45.3%	53.1%
	食事 ： 3.全面支援																	
200	二輪評価 精神 症状	4									200	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	98.5%

No.	No.						No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	食事 ： 3. 全面支援													
201	1人で出たがる ： 4. 週に1回以上支援 ： 5. ははは毎日支援						201	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	食事 ： 3. 全面支援													
202	問面の均揃 そ ： 2. ある の他						202	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
	食事 ： 3. 全面支援													
203	視力 ： 2. 1m先が見える						203	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	98.5%
	食事 ： 3. 全面支援													
204	大声・奇声を 出す ： 5. ははは毎日支援						204	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	食事 ： 3. 全面支援													
205	問面の均揃 股 問節 左 ： 2. ある(軽度)						205	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
	食事 ： 3. 全面支援													
206	問面の均揃 股 問節 右 ： 2. ある(軽度)						206	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
	認知機能 65.5													
207	特別な医療 10.3						207	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	99.2%
	説明の理解 ： 2. 理解できない ： 3. 判断不能													
208	気管切開の処置 ： 2. ある						208	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	気管切開の処置 ： 2. ある													
209	褥瘡 左上肢 ： 4. ある(重度)						209	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	気管切開の処置 ： 2. ある													
210	褥瘡 右上肢 ： 4. ある(重度)						210	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

No.						No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	61.2											
211	レスピレーター	： 2.ある				211	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	座位保持	： 4.全面支援											
212	衣服の着脱	てんかん ： 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) ： 4.ある(週1回以上)				212	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	4.3%	95.0%
	座位保持	： 4.全面支援											
213	移乗	てんかん ： 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) ： 4.ある(週1回以上)				213	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	95.0%
	食事	： 3.全面支援											
214	視力	4.ほとんど見えず ： 5.全く見えず				214	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	98.7%
	生活機能	69.3											
215	てんかん	2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) ： 4.ある(週1回以上) 生活リズム ： 5				215	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%
	生活機能	37.6	生活機能 59.9	生活機能 50.7	生活機能 74.0								
216	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	衣服の着脱 ： 1.支援不要	麻痺 ： 4.左上肢のみ ： 5.その他四肢の麻痺	生活障害評価 社会的適応 ： 1, 2, 3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

市町村審査会

1．市町村審査会の役割

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、障害支援区分に係る審査判定業務を行うとともに、支給要否決定に当たり必要に応じて意見を聴くための専門機関として、市町村に設置される。

2．市町村審査会の構成

（１）市町村審査会委員

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を任命する。また、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。
- 委員は、原則として都道府県が実施する委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨や考え方、手続き等を確認する。
- 委員の任期は２年とし、委員は再任することができる。
- 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、認定調査等の事務に直接従事していなければ、委員に委嘱することは差し支えない。
- 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでないが、その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。
- 審査会の会長は、委員の中から互選によって選任する。
- 委員は、審査判定に関して知り得た個人の情報に関しての守秘義務がある。

（２）合議体

- 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害支援区分の判定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うことができる。
- 合議体を構成する委員の定員は、５人を標準として市町村長が定める数とする。ただし、障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合や、委員の確保が著しく困難な場合については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合に限り、５人よりも少ない人数を定めることができる。なお、この場合であっても、少なくとも３人を下回って定めることはできない。
- 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とするが、特定分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。

- 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で概ね３月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することは可能である。なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。
- 合議体には長を１人置き、当該合議体の委員の中から互選によって選任する。

(３)市町村審査会及び合議体の運営

- 審査会は、会長（合議体の場合は、合議体の長）が招集する。
- 会長及び合議体の長は、あらかじめ職務を代理する委員を指名する。
- 審査会及び合議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催し議決することができない。
- 審査会及び合議体の議事は、会長及び合議体の長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 審査判定に当たっては、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るように努める。なお、必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者(支援者)、主治医、認定調査員、その他専門家の意見を聴くことも可能である。
- 審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(４)その他

- 市町村は、審査会の開催に先立ち、審査対象者をあらかじめ決定し、その氏名、住所などの個人を特定する情報について削除した上で以下の資料を作成し、審査会委員に対して事前に配付する。
 - ・ 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を用いて、市町村に設置された一次判定ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）によって判定（一次判定）された結果
 - ・ 認定調査票（特記事項）の写し、医師意見書の写し、概況調査票の写し
- 各委員は、審査会開始前に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを会長（合議体の場合は合議体の長）又は市町村審査会事務局に提出すること等により、限られた時間で審査会を効率的に運営できるよう努める。
- 公平・公正な障害支援区分の審査判定を行うために、合議体間の定期的な連絡会等を開催することが望ましい。
- 例えば、知的障害の方の生活状況などについて情報を得たい場合であって、コミュニケーションがうまく図れないときなどは、直接本人から必要な情報を得ることが困難な場合もあることから、審査会の判断に基づき、対象者の生活状況や心身の状況等を把握している支援者等に同席を依頼し、意見を聴くことが望ましい。

市町村審査会資料

1. 市町村審査会資料（様式）

- 審査会で用いる資料のうち、一次判定の結果等が記載されている「市町村審査会資料」は、以下の様式（イメージ）で提示される。

取 扱 注 意		市町村審査会資料		平成 26 年 4 月 20 日 作成 平成 26 年 4 月 20 日 申請 平成 26 年 4 月 25 日 調査 平成 26 年 4 月 30 日 審査																																																																																																																																																																					
合議体番号：00001 No. 1		障害種別：精神		年齢：30 歳 性別：男																																																																																																																																																																					
今回 申請区分：新規申請		障害種別：		認定有効期間：36 月間																																																																																																																																																																					
1 二次判定結果：																																																																																																																																																																									
一次判定結果：		判定条件番号：		判定スコア：																																																																																																																																																																					
区分 1		15		<table border="1"> <tr> <th>非該当</th> <th>区分 1</th> <th>区分 2</th> <th>区分 3</th> <th>区分 4</th> <th>区分 5</th> <th>区分 6</th> </tr> <tr> <td>1.2%</td> <td>92.7%</td> <td>6.1%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> </table>		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	1.2%	92.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																						
非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6																																																																																																																																																																			
1.2%	92.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																			
2 認定調査項目																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査結果</th> <th colspan="2">前回結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動・動作</td> <td>1-1. 寝返り</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2. 起き上がり</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-3. 座位保持</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-4. 移乗</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-5. 立ち上がり</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-6. 両足での立位保持</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-7. 片足での立位保持</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-8. 歩行</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-9. 移動</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-10. 衣類の着脱</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-11. じょうそう</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-12. えん下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>身の回りの世話・日常生活</td> <td>2-1. 食事</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-2. 口腔清潔</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-3. 入浴</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-4. 排泄</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-5. 排便</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-6. 健康・栄養管理</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-7. 薬の管理</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-8. 金銭の管理</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-9. 電話等の利用</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-10. 日常の意思決定</td> <td>全面支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-11. 危険の認識</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-12. 調理</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-13. 掃除</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-14. 洗濯</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-15. 買い物</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-16. 交通手段の利用</td> <td>部分支援</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>意思疎通等</td> <td>3-1. 視力</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-2. 聴力</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-3. コミュニケーション</td> <td>特定の者なら可</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-4. 読解の理解</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-5. 読み書き</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-6. 感覚過敏・感覚鈍麻</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>行動障害</td> <td>4-1. 被害的・拒否的</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-2. 作話</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-3. 感情が不安定</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-4. 昼夜逆転</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-5. 暴言暴行</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-6. 同じ話をする</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						調査結果		前回結果		移動・動作	1-1. 寝返り	-	-		1-2. 起き上がり	-	-		1-3. 座位保持	-	-		1-4. 移乗	-	-		1-5. 立ち上がり	-	-		1-6. 両足での立位保持	-	-		1-7. 片足での立位保持	-	-		1-8. 歩行	-	-		1-9. 移動	-	-		1-10. 衣類の着脱	-	-		1-11. じょうそう	-	-		1-12. えん下	-	-	身の回りの世話・日常生活	2-1. 食事	-	-		2-2. 口腔清潔	-	-		2-3. 入浴	-	-		2-4. 排泄	-	-		2-5. 排便	-	-		2-6. 健康・栄養管理	部分支援	-		2-7. 薬の管理	-	-		2-8. 金銭の管理	部分支援	-		2-9. 電話等の利用	部分支援	-		2-10. 日常の意思決定	全面支援	-		2-11. 危険の認識	部分支援	-		2-12. 調理	部分支援	-		2-13. 掃除	-	-		2-14. 洗濯	部分支援	-		2-15. 買い物	部分支援	-		2-16. 交通手段の利用	部分支援	-	意思疎通等	3-1. 視力	-	-		3-2. 聴力	-	-		3-3. コミュニケーション	特定の者なら可	-		3-4. 読解の理解	-	-		3-5. 読み書き	-	-		3-6. 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-	行動障害	4-1. 被害的・拒否的	-	-		4-2. 作話	-	-		4-3. 感情が不安定	-	-		4-4. 昼夜逆転	-	-		4-5. 暴言暴行	-	-		4-6. 同じ話をする	-	-
調査結果		前回結果																																																																																																																																																																							
移動・動作	1-1. 寝返り	-	-																																																																																																																																																																						
	1-2. 起き上がり	-	-																																																																																																																																																																						
	1-3. 座位保持	-	-																																																																																																																																																																						
	1-4. 移乗	-	-																																																																																																																																																																						
	1-5. 立ち上がり	-	-																																																																																																																																																																						
	1-6. 両足での立位保持	-	-																																																																																																																																																																						
	1-7. 片足での立位保持	-	-																																																																																																																																																																						
	1-8. 歩行	-	-																																																																																																																																																																						
	1-9. 移動	-	-																																																																																																																																																																						
	1-10. 衣類の着脱	-	-																																																																																																																																																																						
	1-11. じょうそう	-	-																																																																																																																																																																						
	1-12. えん下	-	-																																																																																																																																																																						
身の回りの世話・日常生活	2-1. 食事	-	-																																																																																																																																																																						
	2-2. 口腔清潔	-	-																																																																																																																																																																						
	2-3. 入浴	-	-																																																																																																																																																																						
	2-4. 排泄	-	-																																																																																																																																																																						
	2-5. 排便	-	-																																																																																																																																																																						
	2-6. 健康・栄養管理	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-7. 薬の管理	-	-																																																																																																																																																																						
	2-8. 金銭の管理	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-9. 電話等の利用	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-10. 日常の意思決定	全面支援	-																																																																																																																																																																						
	2-11. 危険の認識	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-12. 調理	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-13. 掃除	-	-																																																																																																																																																																						
	2-14. 洗濯	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-15. 買い物	部分支援	-																																																																																																																																																																						
	2-16. 交通手段の利用	部分支援	-																																																																																																																																																																						
意思疎通等	3-1. 視力	-	-																																																																																																																																																																						
	3-2. 聴力	-	-																																																																																																																																																																						
	3-3. コミュニケーション	特定の者なら可	-																																																																																																																																																																						
	3-4. 読解の理解	-	-																																																																																																																																																																						
	3-5. 読み書き	-	-																																																																																																																																																																						
	3-6. 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-																																																																																																																																																																						
行動障害	4-1. 被害的・拒否的	-	-																																																																																																																																																																						
	4-2. 作話	-	-																																																																																																																																																																						
	4-3. 感情が不安定	-	-																																																																																																																																																																						
	4-4. 昼夜逆転	-	-																																																																																																																																																																						
	4-5. 暴言暴行	-	-																																																																																																																																																																						
	4-6. 同じ話をする	-	-																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査結果</th> <th colspan="2">前回結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4-7. 大声・奇声を出す</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-8. 支援の拒否</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-9. 徘徊</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-10. 落ち着きがない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-11. 外出して戻れない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-12. 一人で出たがる</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-13. 収集癖</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-14. 物や衣類を壊す</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-15. 不潔行為</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-16. 異食行動</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-17. ひどい物忘れ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-18. こたわり</td> <td>ほぼ毎日支援</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-19. 多動・行動停止</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-20. 不安定な行動</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-21. 自らを傷つける行為</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-22. 他人を傷つける行為</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-23. 不適切な行為</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-24. 突発的な行動</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-25. 過食・反すう等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-26. そううつ状態</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-27. 反復的行動</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-28. 対人面の不安緊張</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-29. 意欲が乏しい</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-30. 話がまとまらない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-31. 集中力が続かない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-32. 自己の過大評価</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-33. 集団への不適応</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4-34. 多飲水・過飲水</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別な医療</td> <td>5-1. 点滴の管理</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-2. 中心静脈栄養</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-3. 透析</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-4. ストーマの処置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-5. 酸素療法</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-6. レスビレーター</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-7. 気管切開の処置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-8. 疼痛の看護</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-9. 経管栄養</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-10. モニター測定</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-11. じょうそうの処置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-12. カテーテル</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						調査結果		前回結果		4-7. 大声・奇声を出す	-	-	-	4-8. 支援の拒否	-	-	-	4-9. 徘徊	-	-	-	4-10. 落ち着きがない	-	-	-	4-11. 外出して戻れない	-	-	-	4-12. 一人で出たがる	-	-	-	4-13. 収集癖	-	-	-	4-14. 物や衣類を壊す	-	-	-	4-15. 不潔行為	-	-	-	4-16. 異食行動	-	-	-	4-17. ひどい物忘れ	-	-	-	4-18. こたわり	ほぼ毎日支援	-	-	4-19. 多動・行動停止	-	-	-	4-20. 不安定な行動	-	-	-	4-21. 自らを傷つける行為	-	-	-	4-22. 他人を傷つける行為	-	-	-	4-23. 不適切な行為	-	-	-	4-24. 突発的な行動	-	-	-	4-25. 過食・反すう等	-	-	-	4-26. そううつ状態	-	-	-	4-27. 反復的行動	-	-	-	4-28. 対人面の不安緊張	-	-	-	4-29. 意欲が乏しい	-	-	-	4-30. 話がまとまらない	-	-	-	4-31. 集中力が続かない	-	-	-	4-32. 自己の過大評価	-	-	-	4-33. 集団への不適応	-	-	-	4-34. 多飲水・過飲水	-	-	-	特別な医療	5-1. 点滴の管理	-	-		5-2. 中心静脈栄養	-	-		5-3. 透析	-	-		5-4. ストーマの処置	-	-		5-5. 酸素療法	-	-		5-6. レスビレーター	-	-		5-7. 気管切開の処置	-	-		5-8. 疼痛の看護	-	-		5-9. 経管栄養	-	-		5-10. モニター測定	-	-		5-11. じょうそうの処置	-	-		5-12. カテーテル	-	-
調査結果		前回結果																																																																																																																																																																							
4-7. 大声・奇声を出す	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-8. 支援の拒否	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-9. 徘徊	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-10. 落ち着きがない	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-11. 外出して戻れない	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-12. 一人で出たがる	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-13. 収集癖	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-14. 物や衣類を壊す	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-15. 不潔行為	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-16. 異食行動	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-17. ひどい物忘れ	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-18. こたわり	ほぼ毎日支援	-	-																																																																																																																																																																						
4-19. 多動・行動停止	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-20. 不安定な行動	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-21. 自らを傷つける行為	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-22. 他人を傷つける行為	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-23. 不適切な行為	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-24. 突発的な行動	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-25. 過食・反すう等	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-26. そううつ状態	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-27. 反復的行動	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-28. 対人面の不安緊張	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-29. 意欲が乏しい	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-30. 話がまとまらない	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-31. 集中力が続かない	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-32. 自己の過大評価	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-33. 集団への不適応	-	-	-																																																																																																																																																																						
4-34. 多飲水・過飲水	-	-	-																																																																																																																																																																						
特別な医療	5-1. 点滴の管理	-	-																																																																																																																																																																						
	5-2. 中心静脈栄養	-	-																																																																																																																																																																						
	5-3. 透析	-	-																																																																																																																																																																						
	5-4. ストーマの処置	-	-																																																																																																																																																																						
	5-5. 酸素療法	-	-																																																																																																																																																																						
	5-6. レスビレーター	-	-																																																																																																																																																																						
	5-7. 気管切開の処置	-	-																																																																																																																																																																						
	5-8. 疼痛の看護	-	-																																																																																																																																																																						
	5-9. 経管栄養	-	-																																																																																																																																																																						
	5-10. モニター測定	-	-																																																																																																																																																																						
	5-11. じょうそうの処置	-	-																																																																																																																																																																						
	5-12. カテーテル	-	-																																																																																																																																																																						
3 医師意見書（判定対象項目）																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査結果</th> <th colspan="2">前回結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体の状態</td> <td>6-1. 麻痺 左上肢</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-2. 麻痺 右上肢</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-3. 麻痺 左下肢</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-4. 麻痺 右下肢</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-5. 麻痺 その他</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-6. 関節の拘縮 右肩関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-7. 関節の拘縮 左肩関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-8. 関節の拘縮 右肘関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-9. 関節の拘縮 左肘関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-10. 関節の拘縮 右肘関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-11. 関節の拘縮 左肘関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-12. 関節の拘縮 右膝関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-13. 関節の拘縮 左膝関節</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-14. 関節の拘縮 その他</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						調査結果		前回結果		身体の状態	6-1. 麻痺 左上肢	-	-		6-2. 麻痺 右上肢	-	-		6-3. 麻痺 左下肢	-	-		6-4. 麻痺 右下肢	-	-		6-5. 麻痺 その他	-	-		6-6. 関節の拘縮 右肩関節	-	-		6-7. 関節の拘縮 左肩関節	-	-		6-8. 関節の拘縮 右肘関節	-	-		6-9. 関節の拘縮 左肘関節	-	-		6-10. 関節の拘縮 右肘関節	-	-		6-11. 関節の拘縮 左肘関節	-	-		6-12. 関節の拘縮 右膝関節	-	-		6-13. 関節の拘縮 左膝関節	-	-		6-14. 関節の拘縮 その他	-	-																																																																																																								
調査結果		前回結果																																																																																																																																																																							
身体の状態	6-1. 麻痺 左上肢	-	-																																																																																																																																																																						
	6-2. 麻痺 右上肢	-	-																																																																																																																																																																						
	6-3. 麻痺 左下肢	-	-																																																																																																																																																																						
	6-4. 麻痺 右下肢	-	-																																																																																																																																																																						
	6-5. 麻痺 その他	-	-																																																																																																																																																																						
	6-6. 関節の拘縮 右肩関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-7. 関節の拘縮 左肩関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-8. 関節の拘縮 右肘関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-9. 関節の拘縮 左肘関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-10. 関節の拘縮 右肘関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-11. 関節の拘縮 左肘関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-12. 関節の拘縮 右膝関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-13. 関節の拘縮 左膝関節	-	-																																																																																																																																																																						
	6-14. 関節の拘縮 その他	-	-																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査結果</th> <th colspan="2">前回結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>てんかん</td> <td>7-1. てんかん</td> <td>年 1 回以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>精神障害の機能評価</td> <td>8-1. 二軸評価 精神症状</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-2. 二軸評価 能力障害</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-3. 生活機能評価 食事</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-4. 生活機能評価 生活リズム</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-5. 生活機能評価 保清潔</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-6. 生活機能評価 金銭管理</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-7. 生活機能評価 服薬管理</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-8. 生活機能評価 対人関係</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8-9. 生活機能評価 社会的適応</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						調査結果		前回結果		てんかん	7-1. てんかん	年 1 回以上	-	精神障害の機能評価	8-1. 二軸評価 精神症状	3	-		8-2. 二軸評価 能力障害	3	-		8-3. 生活機能評価 食事	-	-		8-4. 生活機能評価 生活リズム	2	-		8-5. 生活機能評価 保清潔	-	-		8-6. 生活機能評価 金銭管理	-	-		8-7. 生活機能評価 服薬管理	-	-		8-8. 生活機能評価 対人関係	3	-		8-9. 生活機能評価 社会的適応	-	-																																																																																																																								
調査結果		前回結果																																																																																																																																																																							
てんかん	7-1. てんかん	年 1 回以上	-																																																																																																																																																																						
精神障害の機能評価	8-1. 二軸評価 精神症状	3	-																																																																																																																																																																						
	8-2. 二軸評価 能力障害	3	-																																																																																																																																																																						
	8-3. 生活機能評価 食事	-	-																																																																																																																																																																						
	8-4. 生活機能評価 生活リズム	2	-																																																																																																																																																																						
	8-5. 生活機能評価 保清潔	-	-																																																																																																																																																																						
	8-6. 生活機能評価 金銭管理	-	-																																																																																																																																																																						
	8-7. 生活機能評価 服薬管理	-	-																																																																																																																																																																						
	8-8. 生活機能評価 対人関係	3	-																																																																																																																																																																						
	8-9. 生活機能評価 社会的適応	-	-																																																																																																																																																																						
4 総合評価項目得点表																																																																																																																																																																									
起居動作	生活機能（食事・排泄等）	生活機能（移動・洗濯等）	視覚聴覚機能	応用日常生活動作	認知機能	行動上の障害（人前）	行動上の障害（日中）	行動上の障害（夜間）	特別な医療	麻痺・拘縮																																																																																																																																																															
0.0	0.0	9.3	0.0	31.2	27.8	0.0	6.2	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																															

図 1. 市町村審査会資料（イメージ）

2. 市町村審査会資料に示される指標

（1）一次判定等

1 一次判定等

一次判定結果：	判定条件番号：	判定スコア：	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
区分 1	15		1.2%	92.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

一次判定結果

- 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令に基づき該当した区分等が一次判定の結果として、「非該当」又は「区分1～6」のいずれかで表示されている。

判定条件番号

- 一次判定ロジックの中で該当（採用）した番号が表示されている。

判定スコア

- 一次判定ロジックの中で該当（採用）した番号の「区分等該当可能性（二次判定での出現割合）」が全ての区分等で表示されている。

（2）認定調査項目・医師意見書（判定対象項目）

2 認定調査項目				3 医師意見書（判定対象項目）			
		調査結果	前回結果			調査結果	前回結果
身の回りの世話・日常生活	2-1. 食事	部分支援		身体の状態	6-1. 麻痺 左上肢		-
	2-2. 口腔清潔	部分支援	一部介助		6-2. 麻痺 右上肢	ある（軽度）	-
	2-3. 入浴		-		6-3. 麻痺 左下肢		-
	2-4. 排尿				6-4. 麻痺 右下肢	ある（重度）	-
	2-5. 排便				6-5. 麻痺 その他		-
	2-6. 健康・栄養管理	部分支援	-		6-6. 関節の拘縮 右肩関節		-

- 一次判定で活用した「認定調査項目（80項目）の調査結果」及び「医師意見書の一部項目（24項目）の記載内容」が表示されている。
- 調査結果及び前回結果の欄には、各項目の調査結果等が表示されるが、「支援が不要」、「ない」、「日常生活に支障がない」、「理解できる」、「1」の場合は表示されない。（ブランク（空欄）となる。）
- 新規申請の場合等で前回結果を有さない場合は、前回結果の欄の全てに「-」が表示される。

注）前回結果が「障害程度区分」の場合

- ・ 障害支援区分への見直しに伴う「新規調査項目（6項目）」、「統合調査項目（7項目）」及び「医師意見書の判定対象項目（24項目）」においては、前回結果の欄に「-」が表示。
- ・ その他の項目は、前回認定時（障害程度区分）の調査結果等が表示。

（3）総合評価項目得点表

4 総合評価項目得点表										
起居動作	生活機能 （食事・排泄等）	生活機能 （移動・清潔等）	視聴覚機能	応用日常生活動作	認知機能	行動上の障害 （A群）	行動上の障害 （B群）	行動上の障害 （C群）	特別な医療	麻痺・拘縮
0.0	0.0	9.3	0.0	31.2	27.8	0.0	6.2	0.0	0.0	0.0

- 総合評価項目における各グループ（群）の合計点が表示されている。
ただし、一次判定ロジックで活用していない『第12グループ（群）「その他の医師意見書項目」の合計点』は表示されていない。
- なお、各グループ（群）の点数は同じ重みづけではないため、各グループ（群）の点数の比較や、加減乗除することは適当ではない。

(参考 1) 市町村審査会資料に出力する選択肢の短縮表示【障害支援区分】

	項目	調査票及び入力画面上の選択肢					審査会資料に出力する選択肢(短縮形)					対応する障害 程度区分の調 査項目番号		
1. 移動や 動作等に關 連する項目	1-1 寝返り	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-1		
	1-2 起き上がり	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-2		
	1-3 座位保持	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-3		
	1-4 移乗	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-6		
	1-5 立ち上がり	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		3-1		
	1-6 両足での立位保持	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-4		
	1-7 片足での立位保持	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		3-2		
	1-8 歩行	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-5		
	1-9 移動	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		2-7		
	1-10 衣服の着脱	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.部分的な支 援が必要	4.全面的な支 援が必要		支援不要 (非表示)	見守り等	部分支援	全面支援		-		
	1-11 じょくそう	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				4-17		
	1-12 えん下	1.支援が不要	2.見守り等の 支援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	見守り等	全面支援			4-2		
2. 身の回り の世話や日 常生活等に 関連する項目	2-1 食事	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			4-3		
	2-2 口腔清潔	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			5-17		
	2-3 入浴	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			-		
	2-4 排尿	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			4-5		
	2-5 排便	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			4-6		
	2-6 健康・栄養管理	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			-		
	2-7 薬の管理	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			5-3		
	2-8 金銭の管理	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			5-4		
	2-9 電話等の利用	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			5-5		
	2-10 日常の意思決定	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			5-6		
	2-11 危険の認識	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			-		
	2-12 調理	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			-		
	2-13 掃除	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			9-3		
	2-14 洗濯	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			9-4		
	2-15 買い物	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			9-6		
	2-16 交通手段の利用	1.支援が不要	2.部分的な支 援が必要	3.全面的な支 援が必要			支援不要 (非表示)	部分支援	全面支援			9-7		
3. 意思疎 通等に関連 する項目	3-1 視力	1.日常生活に 支障がない	2.約1m離れた視力確認表の図が見える	3.目の前に置いた視力確認表の図が見える	4.ほとんど見えていない	5.全く見えない	6.見えているのか判断不能	生活に支障なし (非表示)	1m先が見える	目の前が見える	ほとんど見えず	全く見えず	判断不能	6-1
	3-2 聴力	1.日常生活に 支障がない	2.普通の声がやっと聞き取れる	3.かなり大きな声なら何とか聞き取れる	4.ほとんど聞こえない	5.全く聞こえない	6.聞こえているのか判断不能	生活に支障なし (非表示)	やっと聞き取れる	大声なら聞こえる	ほとんど聞こえず	全く聞こえず	判断不能	6-2
	3-3 コミュニケーション	1.日常生活に 支障がない	2.特定の者であればコミュニケーションできる	3.会話以外の方法でコミュニケーションできる	4.独自の方法でコミュニケーションできる	5.コミュニケーションできない		生活に支障なし (非表示)	特定の者なら可	会話以外で可	独自の方法で可	できない		-
	3-4 説明の理解	1.理解できる	2.理解できない	3.理解できているか判断できない				理解できる(非表示)	理解できない	判断不能				-
	3-5 読み書き	1.支援が不要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要				支援不要(非表示)	部分支援	全面支援				-
	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	1.ない	2.ある					ない(非表示)	ある					-
4. 行動障害に 関連する項目	4-1 被害的・拒否的	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要		支援不要(非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援		-
	4-2 作話	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要		支援不要(非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援		7-ⅴ
	4-3 感情が不安定	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要		支援不要(非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援		7-ⅴ
	4-4 昼夜逆転	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要		支援不要(非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援		7-ⅴ
	4-5 暴言暴行	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要		支援不要(非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援		7-ⅴ

	項目	調査票及び入力画面上の選択肢					審査会資料に出力する選択肢(短縮形)					対応する障害 程度区分の調 査項目番号
4. 行動障害に関連する項目	4-6 同じ話をする	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-4
	4-7 大声・奇声を出す	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	-
	4-8 支援の拒否	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-5
	4-9 徘徊	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-3
	4-10 落ち着かない	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-9
	4-11 外出して戻れない	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-5
	4-12 1人で出たがる	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-8
	4-13 収集癖	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-6
	4-14 物や衣類を壊す	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-9
	4-15 不潔行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-5
	4-16 異食行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-9
	4-17 ひどい物忘れ	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-5
	4-18 こだわり	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-1
	4-19 多動・行動停止	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-5
	4-20 不安定な行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-2
	4-21 自らを傷つける行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-8
	4-22 他人を傷つける行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-4
	4-23 不適切な行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-1
	4-24 突発的な行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-7
	4-25 過食・反すう等	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-7
	4-26 そう鬱状態	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-8
	4-27 反復的行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-8
	4-28 対人面の不安緊張	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-2
	4-29 意欲が乏しい	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-3
	4-30 話がまとまらない	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-4
	4-31 集中力が続かない	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-4
	4-32 自己の過大評価	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	7-6
	4-33 集団への不適応	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	-
	4-34 多飲水・過飲水	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	支援不要 (非表示)	希に支援	月に1回以上支援	週に1回以上支援	ほぼ毎日支援	-
5. 特別な医療に関連する項目	5-1 点滴の管理	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				8-1
	5-2 中心静脈栄養	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				8-2
	5-3 透析	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				8-3
	5-4 ストーマの処置	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				8-4

	項目	調査票及び入力画面上の選択肢						審査会資料に出力する選択肢(短縮形)						対応する障害 程度区分の調 査項目番号
5. 特別な 医療に関連 する項目	5-5 酸素療法	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-5
	5-6 レスビレーター	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-6
	5-7 気管切開の処置	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-7
	5-8 疼痛の看護	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-8
	5-9 経管栄養	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-9
	5-10 モニター測定	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-10
	5-11 じょくそうの処置	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-11
	5-12 カテーテル	1.ない	2.ある					ない (非表示)	ある					8-12
6. 身体 の状態	6-1 麻痺 右上肢	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)			ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-2 麻痺 左上肢	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)			ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-3 麻痺 右下肢	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)			ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-4 麻痺 左下肢	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)			ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-5 麻痺 その他	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)			ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-6 関節の拘縮 肩関節	右	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
		左	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-7 関節の拘縮 肘関節	右	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
		左	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-8 関節の拘縮 股関節	右	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
		左	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-9 関節の拘縮 膝関節	右	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
		左	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)		ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
	6-10 関節の拘縮 その他	1.ない	2.ある(軽度)	3.ある(中度)	4.ある(重度)			ない (非表示)	ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			-
7. てんかん	7-1 てんかん	1.ない	2.ある(年1回以上)	3.ある(月1回以上)	4.ある(週1回以上)			ない (非表示)	年1回以上	月1回以上	週1回以上			-
8. 精神障 害の機能評 価	8-1 二軸評価 精神症状	1	2	3	4	5	6	1 (非表示)	2	3	4	5	6	-
	8-2 二軸評価 能力障害	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-3 生活障害評価 食事	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-4 生活障害評価 生活リズム	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-5 生活障害評価 保清	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-6 生活障害評価 金銭管理	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-7 生活障害評価 服薬管理	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-8 生活障害評価 対人関係	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-
	8-9 生活障害評価 社会的適応	1	2	3	4	5		1 (非表示)	2	3	4	5		-

(参考2) 市町村審査会資料に出力する選択肢の短縮表示【障害程度区分】

	項目	調査票及び入力画面上の選択肢					審査会資料に出力する選択肢(短縮形)					対応する障害 支援区分の調 査項目番号	
1.麻痺拘縮	1-1	麻痺(左・上肢)	1.ない 2.左上肢 3.右上肢 4.左下肢 5.右下肢 6.その他				ない (非表示)	ある				-	
		麻痺(右・上肢)					ない (非表示)	ある				-	
		麻痺(左・下肢)					ない (非表示)	ある				-	
		麻痺(右・下肢)					ない (非表示)	ある				-	
		麻痺(その他)					ない (非表示)	ある				-	
	1-2	拘縮(肩関節)	1.ない 2.肩関節 3.肘関節 4.股関節 5.膝関節 6.足関節 7.その他				ない (非表示)	ある				-	
		拘縮(肘関節)					ない (非表示)	ある				-	
		拘縮(股関節)					ない (非表示)	ある				-	
		拘縮(膝関節)					ない (非表示)	ある				-	
		拘縮(足関節)					ない (非表示)	ある				-	
		拘縮(その他)					ない (非表示)	ある				-	
2.移動	2-1	寝返り	1.つかまら ないで できる	2.何かに つかま ればで きる	3.できな い			できる (非表示)	つかまれば可	できない		1-1	
	2-2	起き上がり	1.つかまら ないで できる	2.何かに つかま ればで きる	3.できな い			できる (非表示)	つかまれば可	できない		1-2	
	2-3	座位保持	1.できる	2.自分の 手で支 えられ ばで きる	3.支えて もらえ ればで きる	4.できな い		できる (非表示)	自分で支えれ ば可	支えが必要	できない	1-3	
	2-4	両足での立位	1.支えなしで できる	2.何か支え があれば できる	3.できな い			できる (非表示)	支えが必要	できない		1-6	
	2-5	歩行	1.つかまら ないで できる	2.何かに つかま ればで きる	3.できな い			できる (非表示)	つかまれば可	できない		1-8	
	2-6	移乗	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		1-4
	2-7	移動	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		1-9
3.複雑動 作	3-1	立ち上がり	1.つかまら ないで できる	2.何かに つかま ればで きる	3.できな い			できる (非表示)	つかまれば可	できない		1-5	
	3-2	片足での立位	1.支えなしで できる	2.何か支え があれば できる	3.できな い			できる (非表示)	支えが必要	できない		1-7	
	3-3	洗身	1.できる	2.一部介助	3.全介助	4.行っていない		自立 (非表示)	一部介助	全介助	行っていない		-
4.特別介 護	4-17	じょくそう	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				1-11
	4-14	皮膚疾患	1.ない	2.ある				ない (非表示)	ある				-
	4-2	えん下	1.できる	2.見守り等	3.できな い			できる (非表示)	見守り等	できない			1-12
	4-3	食事摂取	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		2-1
	4-4	飲水	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		-
	4-5	排尿	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		2-4
	4-6	排便	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		2-5
5.身の回り	5-17	口腔清潔	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			2-2
	5-14	洗顔	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			-
	5-19	整髪	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			-
	5-11	つめ切り	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			-
	5-27	上衣の着脱	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		-
	5-24	ズボン等の着脱	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		自立 (非表示)	見守り等	一部介助	全介助		-
	5-3	薬の内服	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			2-7
	5-4	金銭の管理	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			2-8
	5-5	電話の利用	1.できる	2.一部介助	3.全介助			自立 (非表示)	一部介助	全介助			2-9
	5-6	日常の意思決定	1.できる	2.特別な 場合を 除いて できる	3.日常的 に困難	4.できな い		できる (非表示)	特別な場合以外 可	日常的に困難	できない		2-10
6.意思疎 通	6-1	視力	1.普通(日常生活 に支障がない)	2.約1mはなれた 視力確認表の図 が見える	3.目の前に置い た視力確認表の 図が見える	4.ほとんど見えな い	5.見えているのか 判断不能	普通 (非表示)	1m先が見える	目の前が見える	ほとんど見え ず	判断不能	3-1
	6-2	聴力	1.普通	2.普通の声 が やっと聞き取れる	3.かなり大きな 声なら何と聞き 取れる	4.ほとんど聞えな い	5.聞えているのか 判断不能	普通 (非表示)	やっと聞える	大声が聞える	ほとんど聞え ず	判断不能	3-2
	6-37	意思の伝達	1.調査対象者が 意思を他者に伝 達できる	2.ときどき伝達 できる	3.ほとんど伝達 できない	4.できな い		できる (非表示)	ときどきできる	ほとんど不可	できない		-

	項目	調査票及び入力画面上の選択肢					審査会資料に出力する選択肢(短縮形)					対応する障害 支援区分の調査 項目番号
6.意思疎 通	6-47 指示への反応	1.介護者の指示 が通じる	2.介護者の指示 がときとき通じる	3.介護者の指示 が通じない			通じる (非表示)	ときとき通じる	通じない			-
	6-57 毎日の日課を理解	1.できる	2.できない				できる (非表示)	できない				-
	6-54 生年月日をいう	1.できる	2.できない				できる (非表示)	できない				-
	6-59 短期記憶	1.できる	2.できない				できる (非表示)	できない				-
	6-51 自分の名前をいう	1.できる	2.できない				できる (非表示)	できない				-
	6-54 今の季節を理解	1.できる	2.できない				できる (非表示)	できない				-
	6-54 場所の理解	1.できる	2.できない				できる (非表示)	できない				-
7.行動	7-7 被害的	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			-
	7-4 作話	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-2
	7-9 幻視幻聴	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			-
	7-1 感情が不安定	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-3
	7-4 昼夜逆転	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-4
	7-4 暴言暴行	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-5
	7-4 同じ話をする	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-6
	7-9 大声を出す	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			-
	7-9 介護に抵抗	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-8
	7-3 常時の徘徊	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-9
	7-9 落ち着きなし	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-10
	7-9 外出して戻れない	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-11
	7-8 一人で出たがる	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-12
	7-8 収集癖	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-13
	7-9 火の不始末	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			-
	7-9 物や衣類を壊す	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-14
	7-9 不潔行為	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-15
	7-9 異食行動	1.ない	2.ときときある	3A.週1回以上 3B.ほぼ毎日			ない (非表示)	ときときある	週に1回以上 ほぼ毎日			4-16
	7-9 ひどい物忘れ	1.ない	2.ときときある	3.ある			ない (非表示)	ときときある	ある			4-17
8.特別な 医療	8-1 点滴の管理	1.点滴の管理 2.中心静脈栄養 3.透析 4.ストーマ(人工肛門)の処置 5.酸素療法 6.レスピレーター(人工呼吸器) 7.気管切開の処置 8.疼痛の看護 9.経管栄養 10.モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) 11.じょくそうの処置 12.カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)					ない (非表示)	ある				5-1
	8-2 中心静脈栄養						ない (非表示)	ある				5-2
	8-3 透析						ない (非表示)	ある				5-3
	8-4 ストーマの処置						ない (非表示)	ある				5-4
	8-5 酸素療法						ない (非表示)	ある				5-5
	8-6 レスピレーター						ない (非表示)	ある				5-6
	8-7 気管切開の処置						ない (非表示)	ある				5-7
	8-8 疼痛の看護						ない (非表示)	ある				5-8
	8-9 経管栄養						ない (非表示)	ある				5-9
	8-10 モニター測定						ない (非表示)	ある				5-10
	8-11 じょくそうの処置						ない (非表示)	ある				5-11
	8-12 カテーテル						ない (非表示)	ある				5-12
B1項目群	9-1 調理	1.できる	2.見守り、一部 介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部 介助	全介助			-
	9-2 食事の配下膳	1.できる	2.見守り、一部 介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部 介助	全介助			-
	9-3 掃除	1.できる	2.見守り、一部 介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部 介助	全介助			2-13
	9-4 洗濯	1.できる	2.見守り、一部 介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部 介助	全介助			2-14
	9-5 入浴の準備片付け	1.できる	2.見守り、一部 介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部 介助	全介助			-

	項目	調査票及び入力画面上の選択肢					審査会資料に出力する選択肢(短縮形)					対応する障害 支援区分の調査 項目番号
B 1項目群	9-6 買い物	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部介助	全介助			2-15
	9-7 交通手段の利用	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助			できる (非表示)	見守り、一部介助	全介助			2-16
B 2項目群	7-ト こだわり	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-18
	7-ナ 多動・行動停止	1.ない	2.希にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	ない (非表示)	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-19
	7-ニ 不安定な行動	1.ない	2.希にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	ない (非表示)	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-20
	7-ヌ 自ら叩く等の行為	1.ない	2.希にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	ない (非表示)	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-21
	7-ネ 他を叩く等の行為	1.ない	2.希にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	ない (非表示)	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-22
	7-ノ 興味等による行動	1.ない	2.希にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)	ない (非表示)	希にある	月に1回以上	週に1回以上	毎日(外出のたび)	4-23
	7-ハ 通常と違う声	1.ない	2.希にある	3.週に1回以上	4.日に1回以上	5.日に頻回	ない (非表示)	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	-
	7-ヒ 突発的行動	1.ない	2.希にある	3.週に1回以上	4.日に1回以上	5.日に頻回	ない (非表示)	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	4-24
	7-ホ 反復的行動	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-27
	7-ヘ 反復的行動	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-27
C項目群	6-3イ 独自の意思伝達	1.独自の方法によらずに意思表示ができる	2.時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある	3.常に、独自の方法でないと意思表示できない	4.意思表示ができない		できる (非表示)	ときどきできる	ほとんど不可	できない		-
	6-4イ 説明の理解	1.日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる	2.時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある	3.常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない	4.言葉以外の方法を用いても説明を理解できない		できる (非表示)	ときどきできる	ほとんど不可	できない		-
	7-フ 過食、反すう等	1.ない	2.希にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	ない (非表示)	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-25
	7-ヘ 憂鬱で悲観的	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-26
	7-マ 対人面の不安緊張	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-28
	7-ミ 意欲が乏しい	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-29
	7-ム 話がまとまらない	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-30
	7-メ 集中力が続かない	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-31
	7-モ 自己の過大評価	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			4-32
	7-ヤ 疑い深く拒否的	1.ない	2.ときどきある	3.ある			ない (非表示)	ときどきある	ある			-
	9-8 文字の視覚的認識	1.できる	2.一部介助	3.全介助			できる (非表示)	一部介助	全介助			-

審査判定の進め方

1. 市町村審査会で用いる資料

- 審査会では、「市町村審査会資料（一次判定結果）」、「認定調査票（特記事項）」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、審査判定（二次判定）を行う。

【概況調査票の取扱い】

- 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者（支援者）の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）については、障害支援区分の認定後、サービスの種類や量などを支給決定する際において、障害支援区分の認定結果とともに勘案されるもの。
- そのため、概況調査票を審査判定の際に本人の一般的な生活状況等を把握するために参照することは差し支えないが、概況調査票の内容を理由として、障害支援区分の審査判定を行うことは適当でない。
- なお、訓練等給付等のサービス利用について意見を付す場合には、概況調査票の内容を勘案して検討することは差し支えない。

2. 一次判定結果の確定

- 審査会は、一次判定で活用した項目（認定調査項目及び医師意見書の一部項目）について、特記事項及び医師意見書の内容と矛盾（不整合）がないかを確認する。

（１）再調査

- 審査会は、一次判定で活用した項目の確認ができない場合など、再調査が必要と判断した場合には、審査会事務局に対して、再度調査すべき内容を明らかにして連絡（依頼）をする。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会（再調査を依頼した審査会）において行う。

（２）一次判定で活用した項目の一部修正

- 認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が、特記事項や医師意見書（審査会における認定調査員や医師意見書の記載医師による発言を含む。）によって新たに明らかとなった場合は、必要に応じて該当する項目の修正を行うことができる。
- ただし、以下の事項に基づいた修正を行うことはできない。

ア. 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

- ・ 特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいた修正を行うことはできない。

イ. 根拠のない事項

- ・ 特記事項や医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて一次判定で活用した項目の修正を行うことはできない。

- なお、審査会事務局は、一次判定の結果を確定するに当たって、以下の点を必ず確認する。
 - ・ 正しい情報が漏れなく一次判定用ソフトに入力されていること。
 - ・ 修正後の一次判定結果が、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた結果であること。

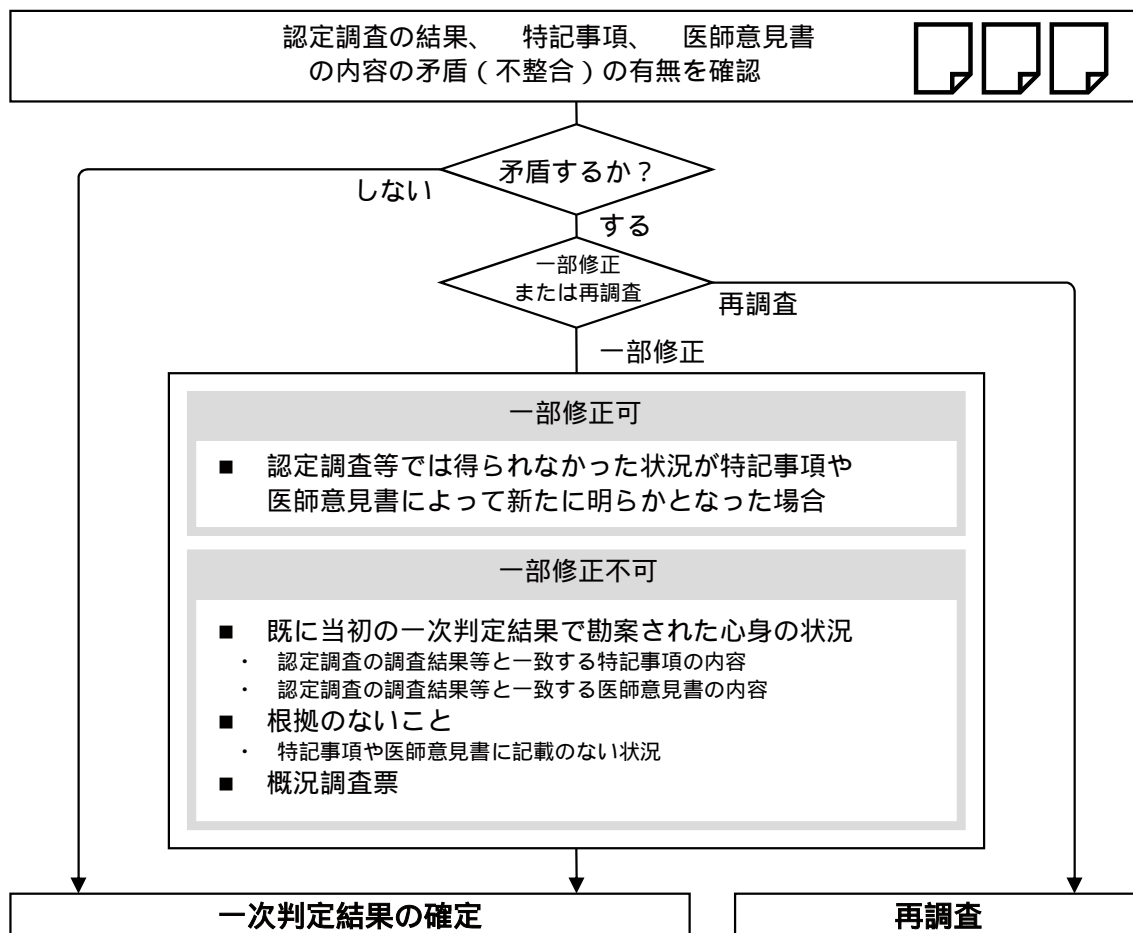


図 2 . 一次判定結果の確定の流れ

3 . 障害支援区分の判定（二次判定）

（ 1 ）二次判定の流れ

- 審査会は、確定した一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するかどうかを確認する。

注）二次判定における医師意見書の取扱い

- ・ 医師意見書の一部項目は、既に一次判定で評価されているため、その項目のみをもって一次判定の結果を変更することはできない。（次頁参照）

医師意見書

記入日 平成 年 月 日

申請者	ふじがな		〒		
	男・女				
申請者		明・大・昭・平	年 月 日	生(歳)	連絡先 ()
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。					
主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。					
医師氏名		_____			
医療機関名		_____			
医療機関所在地		_____			
電話		_____			
FAX		_____			
(1) 最終診察日		平成	年 月 日	三	
(2) 意見書作成回数		☐ 初回	☐ 2回目以上		
(3) 他科受診		☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()			

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名		障害の直接の原因となっている傷病名については1 に記入し、及び発症年月日	
1	発症年月日 (昭和・平成)	年 月 日	頃
2	発症年月日 (昭和・平成)	年 月 日	頃
3	発症年月日 (昭和・平成)	年 月 日	頃
入院歴：直近の入院歴を記入			
1	昭和・平成	年 月 ~ 年 月	月 (傷病名) 日頃
2	昭和・平成	年 月 ~ 年 月	月 (傷病名) 日頃
(2) 症状としての安定性 ☐ 不安定である場合、具体的な状況を記入。 特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。			
(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容			

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報	利き腕 ☐ 右 ☐ 左	身長 = cm	体重 = kg	過去6ヶ月の体重の変化	☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 減少
(2) 四肢欠損	部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重				
(3) 麻痺	右上肢	程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重	左上肢	程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重	この項目のみをもって、一次判定の結果を変更することはできません
その他 部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重					
(4) 筋力の低下	部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重				
過去6ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪					
(5) 関節の拘縮	肩関節	右 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	左 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	肘関節	右 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
この項目のみをもって、一次判定の結果を変更することはできません					
膝関節 右 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)					
その他 部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重					
(6) 関節の痛み	部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重				
過去6ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪					
(7) 失調・不随意運動	上肢	右 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	左 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	体幹	程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重
下肢 右 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左 (程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)					
(8) 褥瘡	部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重				
(9) その他の皮膚疾患	部位： _____ 程度： ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重				

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害	☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 支援への抵抗 ☐ 徘徊
☐ 危険の認識が困難 ☐ 不潔行為 ☐ 異食 ☐ 性的逸脱行動 ☐ その他 ()	
(2) 精神症状・能力障害二軸評価	精神症状評価 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6
能力障害評価 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
(3) 生活障害評価	この項目のみをもって、一次判定の結果を変更することはできません
食事 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
保清 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
服薬管理 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
社会適応を助ける行動 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
(4) 精神・神経症状	☐ 意識障害 ☐ 記憶障害 ☐ 注意障害 ☐ 遂行機能障害
☐ 社会的行動障害 ☐ その他の認知機能障害 ☐ 気分障害 (抑うつ気分、軽躁/躁状態)	
☐ 睡眠障害 ☐ 幻覚 ☐ 妄想 ☐ その他 ()	
専門科受診の有無 ☐ 有 () ☐ 無	
(5) てんかん	この項目のみをもって、一次判定の結果を変更することはできません
☐ 週1回以上	

4. 特別な医療 (現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容	☐ 点滴の管理 ☐ 中心静脈栄養 ☐ 透析 ☐ ストーマの処置
☐ 酸素療法 ☐ レスビレーター ☐ 気管切開の処置 ☐ 疼痛の管理	
☐ 経管栄養 (胃ろう) ☐ 喀痰吸引処置 (回数 回/日) ☐ 間歇的導尿	
特別な対応	☐ 経管栄養 (胃ろう) ☐ 喀痰吸引処置 (回数 回/日) ☐ 褥瘡の処置
失禁への対応	☐ モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等) ☐ 褥瘡の処置
☐ カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル 等)	

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針	☐ 尿失禁 ☐ 転倒・骨折 ☐ 褥瘡 ☐ 嚥下性肺炎 ☐ 腸閉塞
☐ 易感染性 ☐ 心肺機能の低下 ☐ 疼痛 ☐ 脱水 ☐ 行動障害 ☐ 精神症状の増悪	
☐ けいれん発作 ☐ その他 ()	
→ 対処方針 ()	
(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項	☐ 血圧について () ☐ 無 ☐ 不明
☐ 嚥下について ()	
☐ 摂食について ()	
☐ 移動について ()	
☐ 行動障害について ()	
☐ 精神症状について ()	
☐ その他 ()	
(3) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入)	☐ 有 () ☐ 無 ☐ 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見を記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

- ただし、以下の事項に基づいた変更を行うことはできない。

ア．既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況
・ 特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。
イ．根拠のない事項
・ 特記事項や医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。
ウ．必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項
・ 審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。
エ．心身の状況以外の状況(支給決定の段階における勘案事項)
施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者(支援者)の有無 特記事項及び医師意見書における「抽象的な支援の必要性」に関する記載 特記事項及び医師意見書における「審査対象者の希望」に関する記載 特記事項及び医師意見書における「現に受けているサービス」に関する記載 など

- なお、一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件(状態像)を参考に、一次判定の結果を変更する妥当性について、必ず検証する。

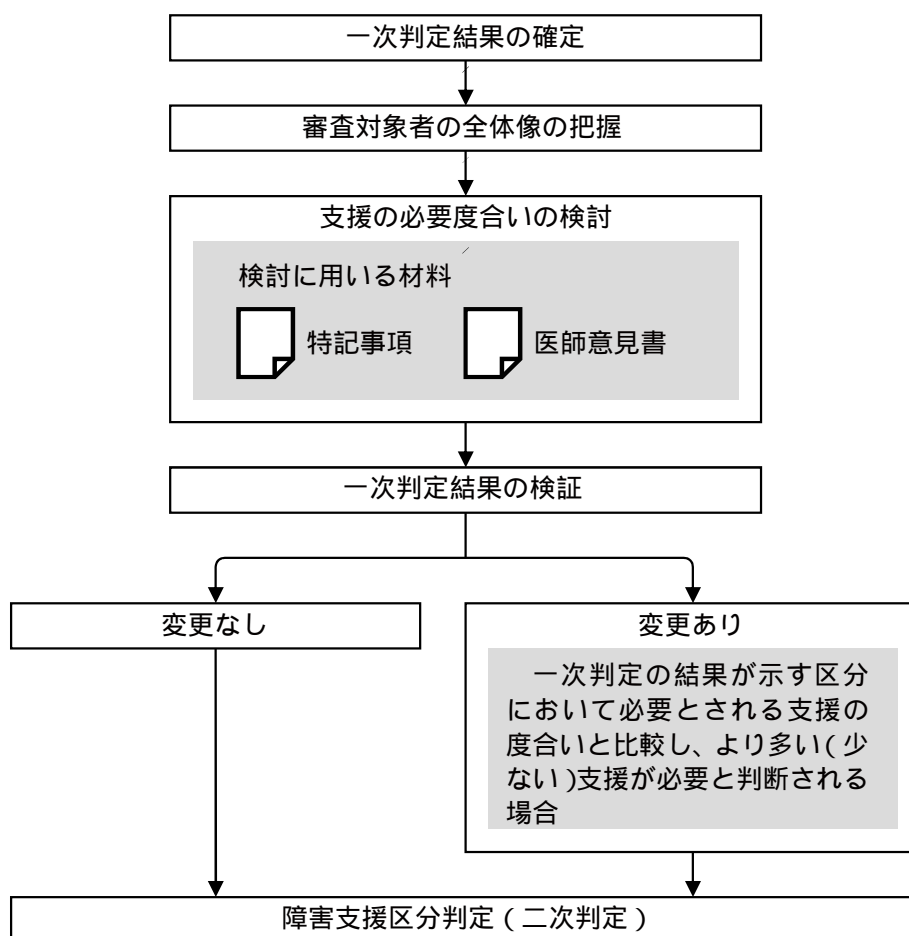


図3．一次判定結果の確定から二次判定までの流れ

(2) 二次判定におけるポイント（留意点）

- 障害支援区分の一次判定（コンピュータ判定）においては、障害程度区分とは異なり、認定調査の結果に加えて医師意見書の一部項目も活用している。

【一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24 項目）】

- ・ 麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応を妨げる行動）
- ・ てんかん

- また、障害支援区分の認定調査においては、障害程度区分とは異なり、「できたりできなかったりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を判断基準としている。

障害程度区分	「できたりできなかったりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断
--------	-----------------------------------



障害支援区分	「できたりできなかったりする場合」は「できない状況」に基づき判断
--------	----------------------------------

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断する。

- 審査会委員においては、
 - ・ 一次判定の結果は、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目が活用されていること
 - ・ 加えて、各項目における定義、選択肢の判断基準等を適切に把握し、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した審査判定を行う必要がある。
- 以上を前提として、二次判定における検討のポイント（留意点）は以下のとおり。

特記事項

- 審査会は、特記事項に記載された内容により、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等における支援の度合い」と比較し、より多い（少ない）支援が必要と判断される場合には、一次判定の結果を変更する必要があるかどうかを区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考にしながら検討することとなる。
- 一次判定で活用した認定調査の結果及び医師意見書の一部項目と一致する特記事項の内容は、既に一次判定で評価されているため、その項目のみをもって一次判定の結果を変更することは適当ではない。
- ただし、一次判定の結果が「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」と確定した認定調査項目について、その認定調査項目に係る特記事項の具体的な記載内容から、「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」を選択する場合に必要とされる支援の度合いとは異なるものと判断される場合においては、一次判定の結果を変更することについて検討することは差し支えない。

医師意見書

- 審査会は、医師意見書に記載された内容により、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分における支援の度合い」と比較し、より多い（少ない）支援が必要と判断される場合には、一次判定の結果を変更する必要があるかどうかを区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考にしながら検討することとなる。
- 一次判定で活用した認定調査の結果及び医師意見書の一部項目と一致する医師意見書の内容は、既に一次判定で評価されているため、その項目のみをもって一次判定の結果を変更することは適当ではない。
- また、認定調査の調査項目と医師意見書の記載内容とでは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問においても、結果が一致しないこともあり得ることから、両者の単純な差異のみを理由に審査会で一次判定の変更を行うことは適当ではない。
- ただし、一次判定の結果が「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」と確定した項目について、特記事項の記載内容に加えて、医師意見書の具体的な記載内容から、「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」を選択する場合に必要とされる支援の度合いとは異なるものと判断される場合においては、一次判定の結果を変更することについて検討することは差し支えない。

4．市町村審査会が付する意見

（１）障害支援区分の認定の有効期間

- 審査会は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において、認定の有効期間（３年間）をより短く（３カ月以上で）設定するかどうかの検討を行い、その結果（障害支援区分の再認定の具体的な期間）を市町村に報告する。
 - ・ 身体上又は精神上的の障害の程度が６カ月～１年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
 - ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

（２）サービス利用に関する意見

- 障害支援区分の判定が「非該当」の場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができる。

（３）支給決定要否に関する意見

- 審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて、審査会としての意見を述べることとなっている。

その他

概況調査票

1. 調査実施者（記入者）

実施日	年 月 日	実施場所	自宅・自宅外（ ）		
記入者	(ふりがな).....	所属機関		調査時間	

2. 調査対象者

対象者	(ふりがな).....	男・女	生年月日 年齢	明・大・昭・平 年 月 日生（ 歳）
現住所	〒 -		電話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ）調査対象者との関係（ ）		電話	- -

3. 認定を受けている各種の障害等級等（該当する項目に記載又は○をつけてください）

(1) 身体障害者等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級 ・ 5 級 ・ 6 級				
(2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他（ ）				
(3) 療育手帳等級	最重度	○ A	A 1	1 度	
	重度	A	A 2	2 度	
	中度	B	B 1	3 度	
	軽度	C	B 2	4 度	
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級				
(5) 難病等疾病名					
(6) 障害基礎年金等級	1 級 ・ 2 級				
(7) その他の障害年金等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級				
(8) 生活保護の受給	有（他人介護料有り）・有（他人介護料無し）・無				

4. 現在受けているサービスの状況（別紙「サービスの利用状況票」に記入してください）

5. 地域生活関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 外出の頻度（過去1ヶ月間の回数）	（ ）回程度				
(2) 社会活動の参加状況	（ ）				
(3) 過去2年間の入所歴の有無					
□無 □有→入所期間	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）	
	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）	
(4) 過去2年間の入院歴の有無					
□無 □有→入院期間	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）	
	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）	
(5) その他					

6. 就労関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 就労状況	☐ 一般就労	☐ パート・アルバイト
	☐ 就労していない	☐ その他 ()
(2) 就労経験の有無	一般就労やパート・アルバイトの経験	☐ 無 ☐ 有
	最近1年間の就労の経験	☐ 無 ☐ 有
	中断の有無	☐ 無 ☐ 有
(3) 就労希望の有無	☐ 無 ☐ 有	
具体的に		

7. 日中活動関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

主に活動している場所 ☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 病院 ☐ その他（ ）

8. 介護者(支援者)関連 (サービスの種類や量に関するを中心に記入してください)

(1) 介護者(支援者)の有無 ☐ 無 ☐ 有

(2) 介護者(支援者)の健康状況等特記すべきこと

9. 居住関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 生活の場所 ☐ 自宅（単身） ☐ 自宅（家族等と同居） ☐ グループホーム
☐ 病院 ☐ 入所施設 ☐ その他（ ）

(2) 居住環境

10. その他（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

--

サービスの利用状況票

利用者氏名

月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00							
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							
18:00							
20:00							
22:00							
24:00							
2:00							
4:00							

週単位以外
のサービス

認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目

1 - 1 寝返り			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 2 起き上がり			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 3 座位保持			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 4 移乗			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 5 立ち上がり			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 6 両足での立位保持			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 7 片足での立位保持			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 8 歩行			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 9 移動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 10 衣服の着脱			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	

1 - 11	じょくそう	特記事項
	1	ない
	2	ある

1 - 12	えん下	特記事項
	1	支援が不要
	2	見守り等の支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

2 - 1	食事	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 2	口腔清潔	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 3	入浴	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 4	排尿	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 5	排便	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 6	健康・栄養管理	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 7	薬の管理	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 8	金銭の管理	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 9	電話等の利用	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 10	日常の意思決定	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 11 危険の認識			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	
2 - 12 調理			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	
2 - 13 掃除			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	
2 - 14 洗濯			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	
2 - 15 買い物			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	
2 - 16 交通手段の利用			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

3．意思疎通等に関連する項目

3 - 1 視力			特記事項
	1	日常生活に支障がない	
	2	約 1 m離れた視力確認表の図が見える	
	3	目の前に置いた視力確認表の図が見える	
	4	ほとんど見えていない	
	5	全く見えない	
	6	見えているのか判断不能	
3 - 2 聴力			特記事項
	1	日常生活に支障がない	
	2	普通の声がやっと聞き取れる	
	3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	
	4	ほとんど聞こえない	
	5	全く聞こえない	
	6	聞こえているのか判断不能	
3 - 3 コミュニケーション			特記事項
	1	日常生活に支障がない	
	2	特定の者であればコミュニケーションできる	
	3	会話以外の方法でコミュニケーションできる	
	4	独自の方法でコミュニケーションできる	
	5	コミュニケーションできない	
3 - 4 説明の理解			特記事項
	1	理解できる	
	2	理解できない	
	3	理解できているか判断できない	

3 - 5 読み書き			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

3 - 6 感覚過敏・感覚鈍麻			特記事項
	1	ない	
	2	ある	

4．行動障害に関連する項目

4 - 1 被害的・拒否的			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 2 作話			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 3 感情が不安定			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 4 昼夜逆転			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 5 暴言暴行			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 6 同じ話をする			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 7 大声・奇声を出す			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 8 支援の拒否			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 9 徘徊			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 10 落ち着きがない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 11 外出して戻れない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 12 1人で出たがる			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 13 収集癖			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 14 物や衣類を壊す			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 15 不潔行為			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 16 異食行動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 17	ひどい物忘れ	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 18	こだわり	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 19	多動・行動停止	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 20	不安定な行動	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 21	自らを傷つける行為	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 22	他人を傷つける行為	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 23	不適切な行為	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 24	突発的な行動	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 25	過食・反すう等	特記事項
	1 支援が不要	
	2 希に支援が必要	
	3 月に1回以上の支援が必要	
	4 週に1回以上の支援が必要	
	5 ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 26 そう鬱状態			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 27 反復的行動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 28 対人面の不安緊張			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 29 意欲が乏しい			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 30 話がまとまらない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 31 集中力が続かない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 32 自己の過大評価			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 33 集団への不適応			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 34 多飲水・過飲水			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

5 - 1 点滴の管理			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 2 中心静脈栄養			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 3 透析			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 4 ストーマの処置(人工肛門の処置)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 5 酸素療法			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 6 レスピレーター(人工呼吸器)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 7 気管切開の処置			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 8 疼痛の看護			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 9 経管栄養			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 11 じょくそうの処置			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 12 カテーテル			特記事項
	1	ない	
	2	ある	

特記事項

医師意見書

記入日 平成 年 月 日

申請者	(ふりがな)	男・女	〒 -
	明・大・昭・平 年 月 日生(歳)		
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。 医師氏名 _____ 医療機関名 _____ 電話 () _____ 医療機関所在地 _____ FAX () _____			
(1) 最終診察日	平成 年 月 日		
(2) 意見書作成回数	☐ 初回 ☐ 2回目以上		
(3) 他科受診	☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()		

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名(障害の直接の原因となっている傷病名については1.に記入)及び発症年月日			
1.	_____	発症年月日(昭和・平成	年 月 日頃)
2.	_____	発症年月日(昭和・平成	年 月 日頃)
3.	_____	発症年月日(昭和・平成	年 月 日頃)
入院歴(直近の入院歴を記入)			
1.	昭和・平成	年 月 ~	年 月 (傷病名:)
2.	昭和・平成	年 月 ~	年 月 (傷病名:)
(2) 症状としての安定性	☐ 不安定である場合、具体的な状況を記入。 ☐ 特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。		
(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容			

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報	利き腕(☐ 右 ☐ 左) 身長 = cm 体重 = kg (過去6ヶ月の体重の変化 ☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 減少)		
(2) 四肢欠損	(部位: _____)		
(3) 麻痺	右上肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 右下肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) その他 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	左上肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左下肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	
(4) 筋力の低下	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) (過去6ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪)		
(5) 関節の拘縮	肩関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 肘関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 股関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 膝関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) その他 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		
(6) 関節の痛み	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) (過去6ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪)		
(7) 失調・不随意運動	上肢 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 体幹 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 下肢 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		
(8) 褥瘡	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		
(9) その他の皮膚疾患	(部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)		

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害

☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 支援への抵抗 ☐ 徘徊

☐ 危険の認識が困難 ☐ 不潔行為 ☐ 異食 ☐ 性的逸脱行動 ☐ その他 ()

(2) 精神症状・能力障害二軸評価

精神症状評価 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6

能力障害評価 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

(3) 生活障害評価

食事 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 生活リズム ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

保清 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 金銭管理 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

服薬管理 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 対人関係 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

社会的適応を妨げる行動 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5

(4) 精神・神経症状

☐ 意識障害 ☐ 記憶障害 ☐ 注意障害 ☐ 遂行機能障害

☐ 社会的行動障害 ☐ その他の認知機能障害 ☐ 気分障害 (抑うつ気分、軽躁/躁状態)

☐ 睡眠障害 ☐ 幻覚 ☐ 妄想 ☐ その他 ()

専門科受診の有無 ☐ 有 () ☐ 無

(5) てんかん

☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 年1回以上

4. 特別な医療 (現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容	☐ 点滴の管理	☐ 中心静脈栄養	☐ 透析	☐ ストーマの処置
	☐ 酸素療法	☐ レスプレーター	☐ 気管切開の処置	☐ 疼痛の管理
	☐ 経管栄養 (胃ろう)	☐ 喀痰吸引処置 (回数 回/日)		☐ 間歇的導尿
特別な対応	☐ モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等) ☐ 褥瘡の処置			
失禁への対応	☐ カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル 等)			

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針

☐ 尿失禁 ☐ 転倒・骨折 ☐ 徘徊 ☐ 褥瘡 ☐ 嚥下性肺炎 ☐ 腸閉塞

☐ 易感染性 ☐ 心肺機能の低下 ☐ 疼痛 ☐ 脱水 ☐ 行動障害 ☐ 精神症状の増悪

☐ けいれん発作 ☐ その他 ()

→ 対処方針 ()

(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項

血圧について ()

嚥下について ()

摂食について ()

移動について ()

行動障害について ()

精神症状について ()

その他 ()

(3) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入)

☐ 有 () ☐ 無 ☐ 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成二十六年一月二十三日 厚生労働省令第五号)

(障害支援区分に関する審査判定基準等)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。

一 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

三 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

四 区分三 次のイ又は口のいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

五 区分四 次のイ又は口のいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

六 区分五 次のイ又は口のいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

七 区分六 次のイ又は口のいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

（都道府県審査会に関する読替え）

第二条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前条の規定を適用する場合においては、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

別表第一（第一条関係）

群	項目	点				数			
		支援が不要	支援が必要	7.8 部分的な支援が必要	10.4 全面的な支援が必要	14.8			
1	起立上がり	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	6.2 部分的な支援が必要	8.9 全面的な支援が必要	15.0			
	起居動作	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	6.8 部分的な支援が必要	11.6 全面的な支援が必要	15.9			
	歩行	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	7.2 部分的な支援が必要	9.4 全面的な支援が必要	14.5			
	立ち上がり	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	5.4 部分的な支援が必要	7.7 全面的な支援が必要	13.6			
	片足での立位保持	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	5.1 部分的な支援が必要	7.7 全面的な支援が必要	14.8			
2	（食事・排泄・入浴・移動・着脱等）	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	2.8 部分的な支援が必要	3.4 全面的な支援が必要	11.4			
	えん下	ない	0 ある	10.9					
	食事	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	13.5 全面的な支援が必要	25.2				
	排泄	支援が不要	0 部分的な支援が必要	14.4 全面的な支援が必要	23.9				
	移動	支援が不要	0 部分的な支援が必要	11.6 全面的な支援が必要	20.1				
3	（移動・生活・清潔等）	支援が不要	0 部分的な支援が必要	10.9 全面的な支援が必要	19.9				
	移動	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	6.6 部分的な支援が必要	10.7 全面的な支援が必要	15.9			
	入浴	支援が不要	0 見守り等の支援が必要	5.8 部分的な支援が必要	10.8 全面的な支援が必要	17.1			
	口腔清潔	支援が不要	0 部分的な支援が必要	6.1 全面的な支援が必要	16.2				
	衣服の着脱	支援が不要	0 部分的な支援が必要	6.9 全面的な支援が必要	15.9				
4	健康・栄養管理	支援が不要	0 部分的な支援が必要	6.9 部分的な支援が必要	12.0 全面的な支援が必要	18.2			
	視力	支援が不要	0 部分的な支援が必要	9.3 全面的な支援が必要	16.7				
	聴覚	日常生活に支障がない	0 約1m離れたところから雑音の音が聞える	2.8 約1m離れたところから雑音の音が聞える	7.3 ほとんど聞えていない	25.5 全く聞えない	28.3 聞えているのか判断不能	48.9	
	調理	日常生活に支障がない	0 普通の声がやっと聞き取れる	6.4 かなり大きな声なら何とか聞き取れる	9.1 ほとんど聞えない	9.1 全く聞えない	9.1 聞いているのか判断不能	51.1	
	掃除	支援が不要	0 部分的な支援が必要	9.4 全面的な支援が必要	20.2				
5	生活動作	支援が不要	0 部分的な支援が必要	6.7 全面的な支援が必要	20.9				
	洗濯	支援が不要	0 部分的な支援が必要	7.0 全面的な支援が必要	20.5				
	買い物	支援が不要	0 部分的な支援が必要	7.9 全面的な支援が必要	19.5				
	交通手段の利用	支援が不要	0 部分的な支援が必要	6.9 全面的な支援が必要	18.9				
	家の管理	支援が不要	0 部分的な支援が必要	3.3 全面的な支援が必要	11.0				
6	認知機能	支援が不要	0 部分的な支援が必要	1.4 全面的な支援が必要	9.5				
	電話等の利用	支援が不要	0 部分的な支援が必要	2.6 全面的な支援が必要	10.7				
	日常の意思決定	支援が不要	0 部分的な支援が必要	9.1 全面的な支援が必要	15.6				
	読み書き	支援が不要	0 部分的な支援が必要	4.1 全面的な支援が必要	11.7				
	危険の認識	支援が不要	0 部分的な支援が必要	4.1 全面的な支援が必要	11.7				
7	コミュニケーション	日常生活に支障がない	0 特定の場であればコミュニケーションできる	4.1 ほとんどの場面でコミュニケーションできる	5.5 ほとんどの場面でコミュニケーションできる	11.0 コミュニケーションできない	14.5		
	説明の理解	理解できる	0 理解できない	15.3 理解できていないのか判断できない	15.3				
	被害的・拒否的	支援が不要	0 稀に支援が必要	1.9 月に1回以上の支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	3.3 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	4.6		
	作話	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	3.9 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	5.3		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	2.6 週に1回以上の支援が必要	3.7 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	5.4		
8	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	2.6 週に1回以上の支援が必要	3.5 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	3.5		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	2.9 週に1回以上の支援が必要	3.5 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	3.5		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.6 月に1回以上の支援が必要	3.0 週に1回以上の支援が必要	4.4 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.2		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.1 月に1回以上の支援が必要	2.4 週に1回以上の支援が必要	3.3 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	4.8		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.7 月に1回以上の支援が必要	3.0 週に1回以上の支援が必要	4.1 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.0		
9	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	2.8 月に1回以上の支援が必要	3.4 週に1回以上の支援が必要	4.3 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	5.9		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	3.7 月に1回以上の支援が必要	3.8 週に1回以上の支援が必要	4.4 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.0		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	4.4 月に1回以上の支援が必要	5.0 週に1回以上の支援が必要	5.5 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	7.0		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	4.4 月に1回以上の支援が必要	5.0 週に1回以上の支援が必要	5.5 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	7.0		
	感情が不安定	支援が不要	0 稀に支援が必要	4.4 月に1回以上の支援が必要	5.0 週に1回以上の支援が必要	5.5 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	7.0		

群	項目	点 数										
7	外出して戻れない	支援が不要	0	希に支援が必要	3.3	月に1回以上の支援が必要	4.3	週に1回以上の支援が必要	4.3	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	5.0	
	1人で出たがる	支援が不要	0	希に支援が必要	5.0	月に1回以上の支援が必要	5.4	週に1回以上の支援が必要	6.1	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	7.0	
	収集癖	支援が不要	0	希に支援が必要	3.8	月に1回以上の支援が必要	4.1	週に1回以上の支援が必要	4.5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	5.7	
	物や衣類を盗す	支援が不要	0	希に支援が必要	4.3	月に1回以上の支援が必要	5.0	週に1回以上の支援が必要	5.8	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	7.1	
	不潔行為	支援が不要	0	希に支援が必要	4.9	月に1回以上の支援が必要	5.5	週に1回以上の支援が必要	5.5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.6	
	興奮行動	支援が不要	0	希に支援が必要	5.1	月に1回以上の支援が必要	5.1	週に1回以上の支援が必要	6.1	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.2	
	ひどい物忘れ	支援が不要	0	希に支援が必要	0.6	月に1回以上の支援が必要	0.7	週に1回以上の支援が必要	1.0	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	2.1	
	集団への不適応	支援が不要	0	希に支援が必要	3.1	月に1回以上の支援が必要	3.4	週に1回以上の支援が必要	4.8	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	5.6	
	こだわり	支援が不要	0	希に支援が必要	1.9	月に1回以上の支援が必要	2.6	週に1回以上の支援が必要	3.6	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.2	
	多動・行動停止	支援が不要	0	希に支援が必要	3.2	月に1回以上の支援が必要	3.5	週に1回以上の支援が必要	5.6	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	9.1	
8	不安定な行動	支援が不要	0	希に支援が必要	2.3	月に1回以上の支援が必要	3.5	週に1回以上の支援が必要	6.3	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	10.0	
	自らを傷つける行為	支援が不要	0	希に支援が必要	3.5	月に1回以上の支援が必要	4.9	週に1回以上の支援が必要	6.9	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	9.2	
	他人を傷つける行為	支援が不要	0	希に支援が必要	3.5	月に1回以上の支援が必要	4.6	週に1回以上の支援が必要	7.2	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	11.0	
	不適切な行為	支援が不要	0	希に支援が必要	4.4	月に1回以上の支援が必要	5.5	週に1回以上の支援が必要	6.7	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	9.9	
	突発的な行動	支援が不要	0	希に支援が必要	5.5	月に1回以上の支援が必要	8.3	週に1回以上の支援が必要	10.7	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	12.7	
	過食・反すう等	支援が不要	0	希に支援が必要	4.2	月に1回以上の支援が必要	4.5	週に1回以上の支援が必要	4.9	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	7.0	
	多飲水・過飲水	支援が不要	0	希に支援が必要	3.6	月に1回以上の支援が必要	4.4	週に1回以上の支援が必要	6.8	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	9.1	
	反復的行動	支援が不要	0	希に支援が必要	3.4	月に1回以上の支援が必要	4.0	週に1回以上の支援が必要	4.1	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	6.7	
	感覚過敏・感覚鈍麻	ない	0	ある	9.1							
	そう鬱状態	支援が不要	0	希に支援が必要	12.3	月に1回以上の支援が必要	14.2	週に1回以上の支援が必要	15.2	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	19.1	
9	対人面の不安緊張	支援が不要	0	希に支援が必要	17.3	月に1回以上の支援が必要	19.0	週に1回以上の支援が必要	19.6	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	20.8	
	意欲が乏しい	支援が不要	0	希に支援が必要	15.3	月に1回以上の支援が必要	15.7	週に1回以上の支援が必要	15.9	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	16.2	
	話がまとまらない	支援が不要	0	希に支援が必要	13.4	月に1回以上の支援が必要	13.4	週に1回以上の支援が必要	13.5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	13.5	
	集中力が続かない	支援が不要	0	希に支援が必要	13.6	月に1回以上の支援が必要	13.6	週に1回以上の支援が必要	13.6	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	13.6	
	自己の過大評価	支援が不要	0	希に支援が必要	13.8	月に1回以上の支援が必要	13.9	週に1回以上の支援が必要	15.3	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	16.8	
	点滴の管理	ない	0	ある	5.8							
	中心静脈栄養	ない	0	ある	16.1							
	透析	ない	0	ある	0.2							
	ストーマの処置	ない	0	ある	1.7							
	酸素療法	ない	0	ある	10.2							
10	レスピレーター	ない	0	ある	16.9							
	気管切開の処置	ない	0	ある	14.9							
	疼痛の看護	ない	0	ある	1.2							
	経管栄養	ない	0	ある	8.6							
	モニター測定	ない	0	ある	15.9							
	じょうこうの処置	ない	0	ある	3.7							
	カテーテル	ない	0	ある	4.8							
	麻痺	ない	0	いずれか一肢のみ	2.9	両下肢のみ	4.9	左上下肢あるいは右上下肢のみ	8.2	その他の四肢の麻痺	13.9	
	関節の拘縮 肩関節	ない	0	ある	18.6							
	11	関節の拘縮 肘関節	ない	0	ある	19.6						
関節の拘縮 股関節		ない	0	ある	18.0							
関節の拘縮 膝関節		ない	0	ある	17.2							
関節の拘縮 その他		ない	0	ある	12.7							
麻痺 左上肢		ない	0	ある（軽度）	2.0	ある（中度）	3.0	ある（重度）	4.0			
麻痺 右上肢		ない	0	ある（軽度）	2.0	ある（中度）	3.0	ある（重度）	4.0			
12		送付の 資料の 自己点検	ない	0	ある（軽度）	2.0	ある（中度）	3.0	ある（重度）	4.0		
		麻痺 左上肢	ない	0	ある（軽度）	2.0	ある（中度）	3.0	ある（重度）	4.0		

群	項 目	点 数				
医師意見書	麻痺 左下肢	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	麻痺 右下肢	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	麻痺 その他	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 肩関節 左	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 肩関節 右	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 股関節 左	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 股関節 右	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 肘関節 左	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 肘関節 右	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 膝関節 左	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	関節の拘縮 膝関節 右	ない	0 あるいは（軽度）	2.0 あるいは（中度）	3.0 あるいは（重度）	4.0
	てんかん	ない	0 あるいは（年回以上）	1.0 あるいは（月1回以上）	1.5 あるいは（週1回以上）	2.0
	二軸評価 精神症状	1	0	2	3	4
	二軸評価 能力障害	1	0	2	3	4
	生活障害評価 食事	1	0	2	3	4
	生活障害評価 生活リズム	1	0	2	3	4
	生活障害評価 保清	1	0	2	3	4
	生活障害評価 金銭管理	1	0	2	3	4
	生活障害評価 服薬管理	1	0	2	3	4
	生活障害評価 対人関係	1	0	2	3	4
	生活障害評価 社会的適応	1	0	2	3	4
12						6
						6.0
						5
						5.0
						5
						5.0
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	
					5.0	
					5	

注 1 1 の群から10の群までの群については調査項目に基づき、11の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定し、又は当該点数を各群につき合計する。

2 12の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定する。

別表第二（第一条関係）

区分等	番号	条 件												区分等該当可能性
非該当	1	生活機能 かつ 麻痺	23.5 2.9	かつ 応用日常生活動作	= 0.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	= 0.0	かつ 金銭的管理	= 0.0	かつ 感情が不安定	= 0.0	62.2%
	2	応用日常生活動作 かつ 関節の拘縮 肩関節 食事	= 0.0 0.0	かつ 行動上の障害（A群） 生活障害評価	= 0.0 = 0.0	かつ 行動上の障害（B群）	= 0.0	かつ 特別な医療	= 0.0	かつ 片足での立位保持	= 0.0	かつ 集中力が続かない	= 0.0	82.4%
	3	生活機能 かつ 生活機能	= 0.0 23.5	かつ 応用日常生活動作 応用日常生活動作	36.1 13.0	かつ 行動上の障害（A群） 行動上の障害（A群）	0.1 0.0	かつ 行動上の障害（B群） 金銭的管理	= 0.0 1.4	かつ 感情が不安定 感情が不安定	= 0.0 = 0.0	かつ 麻痺 麻痺	2.9 2.9	64.0%
	4	二軸評価 能力障害	2.0											80.4%
	5	生活機能 かつ 二軸評価 能力障害	= 0.0 2.0	かつ 応用日常生活動作	36.1	かつ 行動上の障害（A群）	0.1	かつ 行動上の障害（B群）	0.1	かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ 麻痺	2.9	66.1%
	6	生活機能 かつ 二軸評価 能力障害	23.5 3.0	かつ 応用日常生活動作	13.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 金銭的管理	1.4	かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ 麻痺	2.9	61.3%
	7	生活機能 かつ 麻痺	23.5 2.9	かつ 応用日常生活動作	13.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	0.1	かつ 金銭的管理	= 0.0	かつ 感情が不安定	= 0.0	61.1%
	8	起居動作 かつ 麻痺	0.1 2.9	かつ 生活機能	23.5	かつ 応用日常生活動作	13.1	かつ 応用日常生活動作	36.1	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 感情が不安定	= 0.0	50.9%
	9	起居動作 かつ 行動上の障害（C群）	= 0.0 12.4	かつ 生活機能 感情が不安定	15.5 = 0.0	かつ 生活機能	= 0.0	かつ 応用日常生活動作	36.2	かつ 応用日常生活動作	73.2	かつ 行動上の障害（A群）	20.1	62.6%
	10	起居動作 かつ 感情が不安定	= 0.0 = 0.0	かつ 生活機能 麻痺	23.5 2.9	かつ 応用日常生活動作	13.1	かつ 応用日常生活動作	36.1	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	23.7	50.0%
	11	生活機能 かつ 麻痺	= 0.0 2.9	かつ 応用日常生活動作 二軸評価 能力障害	36.1 3.0	かつ 行動上の障害（A群）	0.1	かつ 行動上の障害（B群）	0.1	かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ 意欲が乏しい	= 0.0	47.4%
	12	生活機能 かつ 感情が不安定	23.5 = 0.0	かつ 応用日常生活動作 麻痺	0.1 2.9	かつ 応用日常生活動作	13.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	= 0.0	かつ 金銭的管理	= 0.0	42.1%
	13	起居動作 かつ 感情が不安定	= 0.0 = 0.0	かつ 生活機能 麻痺	23.5 2.9	かつ 応用日常生活動作	13.1	かつ 応用日常生活動作	36.1	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	23.6	64.0%
	14	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	0.1 14.0	かつ 生活機能 感情が不安定	23.5 = 0.0	かつ 応用日常生活動作	36.1 = 0.0	かつ 認知機能 麻痺	10.7 2.9	かつ 行動上の障害（A群）	0.1	かつ 行動上の障害（A群）	14.1	59.1%
	15	起居動作 かつ 日常の意思決定	= 0.0 9.1	かつ 生活機能 感情が不安定	23.5 = 0.0	かつ 応用日常生活動作	13.1 2.9	かつ 応用日常生活動作	36.1 3.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	23.6	92.7%
	16	起居動作 かつ 日常の意思決定	= 0.0 = 0.0	かつ 生活機能 買い物	6.7 7.9	かつ 応用日常生活動作	13.1 = 0.0	かつ 応用日常生活動作	36.1 2.9	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	23.6	88.9%
	17	起居動作 かつ 日常の意思決定	= 0.0 = 0.0	かつ 生活機能 買い物	6.7 = 0.0	かつ 応用日常生活動作	13.1 = 0.0	かつ 応用日常生活動作	36.1 2.9	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 行動上の障害（C群）	23.6	74.1%
	18	起居動作 かつ 行動上の障害（C群）	= 0.0 23.6	かつ 生活機能 日常の意思決定	6.8 = 0.0	かつ 生活機能	23.5 = 0.0	かつ 応用日常生活動作	13.1 2.9	かつ 応用日常生活動作	36.1 3.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	72.3%
	19	生活機能	= 0.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 特別な医療	= 0.0	かつ 洗濯	= 7.0	かつ 生活障害評価 金銭管理	= 3.0			88.9%
	20	生活機能	= 0.0	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 金銭的管理	= 1.4	かつ 二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ 生活障害評価 対人関係	= 2.0			96.6%
	21	入浴	= 0.0	かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ 二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ 生活障害評価 生活リズム	= 0.0	かつ 生活障害評価 服薬管理	= 2.0			84.4%
	22	生活機能	= 0.0	かつ 調理	= 9.4	かつ 感情が不安定	= 0.0	かつ 二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ 生活障害評価 生活リズム	= 0.0			82.9%
	23	生活機能	= 0.0	かつ 認知機能	0.1	かつ 認知機能	13.1	かつ 行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ 金銭的管理	= 1.4	かつ 二軸評価 能力障害	= 2.0	87.0%

区分等	番号	条 件															区分等該当可能性		
一	24	応用日常生活動作	0.1	かつ	応用日常生活動作	32.9	かつ	行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ	洗濯	= 7.0	かつ	生活障害評価 食事	= 3.0	かつ	生活障害評価 保清	= 3.0	94.1%
	25	視聴覚機能	= 0.0	かつ	排除	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	集中力が続かない	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ	生活障害評価 金銭管理	= 3.0	87.5%
	26	視聴覚機能	= 0.0	かつ	排除	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	ひどい物忘れ	= 0.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 2.0	かつ	生活障害評価 金銭管理	= 3.0	85.7%
	27	応用日常生活動作	0.1	かつ	応用日常生活動作	32.9	かつ	行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ	洗濯	= 7.0	かつ	二軸評価 能力障害	= 3.0	かつ	生活障害評価 金銭管理	= 3.0	90.6%
	28	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	= 0.0	かつ	行動上の障害（A群）	= 0.0	かつ	行動上の障害（C群）	= 0.0	かつ	片足での立位保持	2.8	かつ	片足での立位保持	3.4	75.0%
	かつ	金銭の管理	= 0.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	2.9										
	29	生活機能	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.7						68.5%	
	30	生活機能	10.6	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	麻痺・拘縮	8.7	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	4.9			67.0%	
	31	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	21.0	かつ	調理	= 0.0	かつ	感情が不安定	2.1			61.6%	
	32	起居動作	6.8	かつ	生活機能	4.0	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	16.7			60.5%	
	33	生活機能	10.7	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	4.9			53.0%	
	34	生活機能	10.6	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	麻痺・拘縮	8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	4.9	かつ	麻痺 右下肢	= 0.0	90.9%
	35	生活機能	10.6	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	麻痺・拘縮	8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	4.9	かつ	麻痺 左下肢	= 0.0	90.9%
	36	生活機能	10.6	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	麻痺・拘縮	8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	4.9	かつ	麻痺 右下肢	2.0	80.0%
	37	生活機能	10.6	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	麻痺・拘縮	8.8	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	4.9	かつ	麻痺 左下肢	2.0	80.0%
	38	生活機能	15.5	かつ	生活機能	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	感情が不安定	2.1	74.5%
	39	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	20.9	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	感情が不安定	2.1	74.4%
	40	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	行動上の障害（A群）	20.9	かつ	感情が不安定	2.1	かつ	昼夜逆転	72.2%	
	41	生活機能	15.6	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	麻痺・拘縮	7.1	59.0%
	42	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	20.9	かつ	行動上の障害（C群）	38.7	かつ	感情が不安定	2.1	56.9%
二	43	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	行動上の障害（A群）	20.9	かつ	感情が不安定	2.1	かつ	昼夜逆転	= 0.0	48.1%
	44	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	2.9	42.2%
	45	起居動作	0.1	かつ	生活機能	15.5	かつ	生活機能	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	80.4%
	かつ	感情が不安定	= 0.0																
	46	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	8.4	53.8%
	かつ	行動上の障害（C群）	38.7																
	47	生活機能	= 0.0	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	74.1%
	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	片足での立位保持	11.4													
	48	生活機能	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（B群）	0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	意欲が乏しい	15.3	68.4%
	かつ	麻痺	2.9	かつ	二軸評価 能力障害	3.0													
	49	起居動作	= 0.0	かつ	生活機能	15.5	かつ	生活機能	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	42.8	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	67.9%
	かつ	行動上の障害（C群）	12.5	かつ	感情が不安定	= 0.0													
	50	生活機能	21.0	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	32.7	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	20.6	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	58.9%
	かつ	移乗	= 0.0	かつ	暴言暴行	= 0.0													
	51	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	かつ	行動上の障害（C群）	14.1	58.0%
	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	2.9													
	52	起居動作	= 0.0	かつ	生活機能	15.5	かつ	生活機能	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	42.7	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	56.9%
	かつ	行動上の障害（C群）	12.5	かつ	感情が不安定	= 0.0													
	53	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	8.5	55.4%
	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.7													
	54	生活機能	21.0	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	20.5	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	52.2%
	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	2.8													

区分等	番号	条 件														区分等該当可能性			
	55	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	10.8	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	43.5%
		かつ	行動上の障害（C群）	14.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	麻痺	2.9									
	56	生活機能	21.0	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	20.5	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	74.3%
			= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	こたわり	= 0.0										
	57	生活機能	21.0	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	20.5	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	52.3%
		かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	こたわり	1.9									
	58	生活機能	0.1	かつ	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	48.5%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	片足での立位保持	11.4									
	59	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	51.6	かつ	認知機能	19.0	77.8%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	片足での立位保持	3.4	かつ	生活障害評価 対人間係	3.0						
	60	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	51.7	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	19.0	70.5%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	片足での立位保持	3.4	かつ	生活障害評価 対人間係	3.0						
	61	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	18.9	67.2%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	移乗	6.6	かつ	片足での立位保持	3.4						
	62	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	19.0	52.5%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	片足での立位保持	3.4	かつ	生活障害評価 対人間係	4.0						
	63	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	18.9	95.9%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	= 0.0	かつ	麻痺・拘縮	0.1	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	3.4			
	64	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	18.9	81.0%
		かつ	行動上の障害（A群）	1.6	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	
	65	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	18.9	75.4%
		かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	行動上の障害（C群）	0.1	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	麻痺・拘縮	0.1	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	
	66	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	18.9	72.4%
		かつ	行動上の障害（A群）	1.5	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	3.4	かつ	口腔清潔	
	67	生活機能	15.5	かつ	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	18.9	49.1%
		かつ	行動上の障害（A群）	1.5	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	3.4	かつ	口腔清潔	
	68	入浴	= 0.0	かつ	交通手段の利用	= 0.0	かつ	麻痺 右下肢	= 3.0									80.0%	
		入浴	= 0.0	かつ	交通手段の利用	= 0.0	かつ	麻痺 左上肢	= 3.0									80.0%	
	70	生活機能	= 0.0	かつ	入浴	= 0.0	かつ	透析	= 0.2									84.8%	
		起き上がり	= 0.0	かつ	交通手段の利用	= 0.0	かつ	透析	= 0.2									90.9%	
	72	生活機能	= 0.0	かつ	特別な医療	0.1	かつ	特別な医療	3.7	かつ	入浴	= 0.0						80.9%	
		生活機能	0.1	かつ	生活機能	19.5	かつ	視聴覚機能	10.7	かつ	視聴覚機能	41.1	かつ	応用日常生活動作	33.0	かつ	応用日常生活動作	61.5	88.1%
かつ	交通手段の利用	= 18.9																	
	74	交通手段の利用	= 0.0	かつ	透析	= 0.2	かつ	関節の拘縮 肩関節	= 0.0	かつ	関節の拘縮 肘関節	= 0.0	かつ	関節の拘縮 膝関節	= 0.0			88.2%	
		かつ	関節の拘縮 その他	= 0.0															
	75	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	50.0%
		かつ	金銭の管理	= 0.0															
	76	生活機能	0.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	55.0%
		かつ	買い物	= 0.0															
	77	生活機能	0.1	かつ	生活機能	19.5	かつ	応用日常生活動作	33.0	かつ	応用日常生活動作	61.5	かつ	認知機能	0.1	かつ	認知機能	13.1	82.5%
		かつ	視力	25.5	かつ	視力	28.3												

区分等	番号	条 件															区分等該当可能性		
二	78	起居動作 かつ 行動上の障害（C群）	= 0.0	かつ	生活機能 6.6	21.1	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	34.8	かつ	応用日常生活動作	69.4	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	60.7%
	79	生活機能 かつ 意欲が乏しい	= 0.0	かつ	応用日常生活動作 移乗	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（B群）	0.1	かつ	被害的・拒否的	= 2.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	50.0%
	80	生活機能 かつ 意欲が乏しい	= 0.0	かつ	応用日常生活動作 麻痺	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（B群）	0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	反復的行動	= 6.7	57.1%
	81	生活機能 かつ 麻痺	= 0.0	かつ	応用日常生活動作 二軸評価 能力障害	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（B群）	0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	意欲が乏しい	= 0.0	51.9%
	82	生活機能 かつ 意欲が乏しい	= 0.0	かつ	応用日常生活動作 麻痺	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（B群）	0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	支援の拒否	= 2.8	52.6%
	83	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	0.1	かつ	生活機能 = 0.0	23.5	かつ	応用日常生活動作 麻痺	36.1	かつ	認知機能 = 2.0	10.7	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	80.0%
	84	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	0.1	かつ	生活機能 被害的・拒否的	23.5	かつ	応用日常生活動作 = 1.9	36.1	かつ	認知機能 = 0.0	10.7	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	100.0%
	85	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	0.1	かつ	生活機能 感情が不安定	23.5	かつ	応用日常生活動作 = 0.0	36.1	かつ	認知機能 麻痺	10.7	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	80.0%
	86	起居動作 かつ 生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作 生活機能	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	16.8	かつ	不安定な行動	2.3						76.9%	56.3%
	87	生活機能 かつ 起居動作	23.0	かつ	生活機能 生活機能	23.6	かつ	生活機能	34.8	かつ	応用日常生活動作 移乗	73.2	かつ	移乗	6.6			69.7%	59.7%
三	88	生活機能 かつ 起居動作	6.8	かつ	生活機能 生活機能	4.1	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作 そう鬱状態	73.3	かつ	そう鬱状態	12.3			58.5%	47.0%
	89	生活機能 かつ 生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作 生活機能	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.8	かつ	移乗	6.6			46.1%	34.3%
	90	生活機能 かつ 生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作 生活機能	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.8	かつ	そう鬱状態	= 0.0			57.3%	52.8%
	91	生活機能 かつ 生活機能	21.0	かつ	生活機能 生活機能	34.9	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	麻痺・拘縮	7.2	50.0%
	92	生活機能 かつ 生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作 生活機能	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	21.0	かつ	調理	9.4	かつ	感情が不安定	2.1			41.9%	33.8%
	93	生活機能 かつ 生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作 生活機能	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.8	かつ	そう鬱状態	= 0.0			11.6	7.2
	94	生活機能 かつ 生活機能	21.0	かつ	生活機能 生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	かつ	排尿	7.2	52.8%
	95	生活機能 かつ 生活機能	15.6	かつ	生活機能 生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.1	かつ	麻痺・拘縮	7.2	50.0%
	96	生活機能 かつ 生活機能	21.0	かつ	生活機能 生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	23.2	かつ	生活障害評価 社会的適応	= 0.0	45.5%
	97	生活機能 かつ 生活機能	21.1	かつ	生活機能 生活機能	34.9	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	20.2	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	41.9%
98	生活機能 かつ 生活機能	21.0	かつ	生活機能 生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	かつ	移乗	6.6	93.8%	
99	生活機能 かつ 排尿	= 0.0															8.8		
100	生活機能 かつ 排尿	21.0	かつ	生活機能 = 0.0	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	3.0	かつ	麻痺・拘縮	8.7	80.6%	
101	生活機能 かつ 移乗	21.1	かつ	生活機能 6.6	23.6	かつ	生活機能	34.8	かつ	応用日常生活動作	69.4	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	かつ	行動上の障害（C群）	24.8	72.2%	
102	生活機能 かつ 排尿	21.0	かつ	生活機能 = 0.0	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	3.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.1	67.7%	
103	生活機能 かつ 生活機能 生活障害評価 社会的適応	21.0	かつ	生活機能 = 0.0	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	14.2	かつ	行動上の障害（A群）	23.1	60.3%	
104	生活機能 かつ 移乗	21.1	かつ	生活機能 6.6	23.6	かつ	生活機能	34.8	かつ	応用日常生活動作	69.4	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	かつ	行動上の障害（C群）	24.7	52.5%	

区分等	番号	条 件																	区分等該当可能性
	105	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	23.9	かつ	行動上の障害（A群）	32.8	49.1%
	106	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ	生活機能 暴言暴行	23.6 2.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	20.6	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	62.5%
	107	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ	生活機能 暴言暴行	32.8 = 0.0	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	認知機能	20.6	かつ	行動上の障害（A群）	32.7	51.6%
	108	生活機能 かつ 行動上の障害（B群）	21.1 26.4	かつ	生活機能 移乗	35.7 6.6	かつ	生活機能 口腔清潔	23.6 6.9	かつ	生活機能	41.1	かつ	応用日常生活動作	69.5	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	72.7%
	109	生活機能 かつ 行動上の障害（B群）	21.1 26.4	かつ	生活機能 移乗	35.7 6.6	かつ	生活機能 口腔清潔	23.6 = 0.0	かつ	生活機能	41.1	かつ	応用日常生活動作	69.5	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	56.6%
	110	排尿 = 0.0	かつ	こだわり	= 2.6	かつ	てんかん	1.0										45.5%	
	111	排便 = 0.0	かつ	こだわり	= 2.6	かつ	てんかん	1.0										44.0%	
	112	起居動作	26.7	かつ	起居動作	62.0	かつ	行動上の障害（B群）	= 0.0	かつ	移動	= 5.8	かつ	排便	= 10.9			87.5%	
	113	起居動作	26.7	かつ	起居動作	62.0	かつ	行動上の障害（B群）	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	麻痺 左下肢	2.0			81.1%	
	114	起居動作	26.7	かつ	起居動作	62.0	かつ	行動上の障害（B群）	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	麻痺 右下肢	2.0			81.1%	
	115	起居動作	26.7	かつ	起居動作	62.0	かつ	行動上の障害（B群）	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	関節の拘縮 その他	= 0.0			80.4%	
	116	生活機能	0.1	かつ	生活機能	22.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	薬の管理	= 0.0	かつ	麻痺	= 8.2			90.9%	
	117	生活機能	0.1	かつ	生活機能	22.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	調理	= 20.2	かつ	麻痺	= 8.2			85.3%	
	118	生活機能	0.1	かつ	生活機能	22.4	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	移乗	= 6.6	かつ	入浴	= 6.1	かつ	関節の拘縮 肩関節 右	= 0.0	87.1%
	119	生活機能	0.1	かつ	生活機能	22.4	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	移乗	= 6.6	かつ	入浴	= 6.1	かつ	関節の拘縮 肩関節 左	= 0.0	87.1%
	120	生活機能	0.1	かつ	生活機能	22.4	かつ	嚥下	7.8	かつ	嚥下	10.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	調理	= 9.4	90.0%
	121	起居動作	6.8	かつ	生活機能	4.0	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	73.3	かつ	行動上の障害（A群）	16.7	かつ	移乗	= 6.6	75.0%
	122	生活機能 かつ 片足での立位保持	0.1 3.4	かつ	生活機能	22.4	かつ	嚥下	7.8	かつ	嚥下	10.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	片足での立位保持	2.8	83.0%
	123	生活機能 かつ 移乗	0.1 = 6.6	かつ	生活機能	22.4	かつ	行動上の障害（A群）	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	7.1	かつ	嚥下	7.8	かつ	嚥下	10.4	82.0%
	124	生活機能 かつ 感情が不安定	23.5 2.1	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	20.9	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	衣服の着脱	= 12.0	100.0%
	125	生活機能 かつ 集団への不適応	23.5 5.6	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	認知機能	0.1	かつ	行動上の障害（A群）	20.9	かつ	行動上の障害（C群）	38.6	かつ	感情が不安定	2.1	100.0%
	126	生活機能 かつ 麻痺	0.1 2.9	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	多飲水・過飲水	4.4	66.7%
	127	生活機能 かつ 落ち着きがない	0.1 5.0	かつ	生活機能 麻痺	23.5 2.9	かつ	応用日常生活動作	36.1	かつ	行動上の障害（A群）	14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	落ち着きがない	4.4	83.3%
	128	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	15.5 38.7	かつ	生活機能 関節の拘縮 その他	0.1 = 12.7	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	8.4	57.1%
	129	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	15.5 38.7	かつ	生活機能 移乗	0.1 = 6.6	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	8.4	62.5%
	130	生活機能 かつ 行動上の障害（B群）	21.1 26.4	かつ	生活機能 移乗	35.7 = 0.0	かつ	生活機能	41.2	かつ	生活機能	50.6	かつ	応用日常生活動作	69.5	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	53.8%
	131	生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	15.5 38.7	かつ	生活機能 落ち着きがない	0.1 4.4	かつ	生活機能	23.5	かつ	応用日常生活動作	36.2	かつ	応用日常生活動作	73.2	かつ	行動上の障害（A群）	8.4	100.0%

区分等	番号	条 件											区分等該当可能性
三	132	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 片足での立位保持	23.6 2.8	かつ 生活機能 かつ 衣服の着脱	50.6 = 12.0	かつ 応用日常生活動作	73.2	かつ 認知機能	20.5	かつ 行動上の障害（A群）	32.7 55.6%
	133	生活機能 かつ 行動上の障害（A群）	0.1 20.1	かつ 生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	15.5 38.6	かつ 生活機能 かつ 片足での立位保持	0.1 11.4	かつ 生活機能 かつ 関節の拘縮 その他	23.5 = 12.7	かつ 応用日常生活動作	36.2	かつ 応用日常生活動作	73.2 53.3%
	134	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 片足での立位保持	23.6 2.8	かつ 生活機能 かつ 支援の拒否	50.6 2.8	かつ 応用日常生活動作 かつ 支援の拒否	73.2 3.4	かつ 認知機能	20.5	かつ 行動上の障害（A群）	32.7 57.1%
	135	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 暴言暴行	23.6 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 落ち着きがない	32.7 4.4	かつ 応用日常生活動作 かつ 落ち着きがない	73.2 5.0	かつ 認知機能	20.6	かつ 行動上の障害（A群）	32.7 75.0%
	136	生活機能 かつ 行動上の障害（A群）	0.1 20.1	かつ 生活機能 かつ 行動上の障害（C群）	15.5 38.6	かつ 生活機能 かつ 片足での立位保持	0.1 11.4	かつ 生活機能 かつ 支援の拒否	23.5 2.8	かつ 応用日常生活動作 かつ 支援の拒否	36.2 3.4	かつ 応用日常生活動作	73.2 75.0%
四	137	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 片足での立位保持	23.6 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 落ち着きがない	50.6 4.4	かつ 応用日常生活動作 かつ 落ち着きがない	73.2 5.0	かつ 認知機能	20.5	かつ 行動上の障害（A群）	32.7 75.0%
	138	生活機能	23.5	かつ 応用日常生活動作	73.3	かつ 行動上の障害（A群）	16.8	かつ 不安定な行動	3.5				56.5%
	139	生活機能	37.5	かつ 生活機能	50.7	かつ 生活機能	74.0	かつ 行動上の障害（A群）	45.1				50.9%
	140	生活機能	21.1	かつ 生活機能	40.3	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 行動上の障害（A群）	30.3		52.8%
	141	生活機能	40.4	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 行動上の障害（A群）	30.3	かつ 調理	9.4		46.5%
五	142	生活機能	21.0	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 応用日常生活動作	73.3	かつ 行動上の障害（A群）	14.2	かつ 生活障害評価 社会的適応	2.0 62.6%
	143	生活機能	35.8	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 応用日常生活動作	69.5	かつ 行動上の障害（A群）	30.2	かつ 移乗	6.6 61.3%
	144	生活機能	21.1	かつ 生活機能	34.5	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 行動上の障害（A群）	30.2	かつ 移乗	10.7 55.0%
	145	生活機能 かつ 移乗	21.0 = 0.0	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 応用日常生活動作	73.2	かつ 認知機能	24.0	かつ 行動上の障害（A群）	32.8 50.0%
	146	生活機能 かつ 行動上の障害（B群）	21.1 26.5	かつ 生活機能 かつ 移乗	35.7 6.6	かつ 生活機能	23.6	かつ 応用日常生活動作	50.6	かつ 行動上の障害（A群）	69.5	かつ 行動上の障害（A群）	30.2 55.4%
六	147	生活機能 かつ 麻痺	37.6 4.9	かつ 生活機能 かつ 生活障害評価 社会的適応	59.9 3.0	かつ 生活機能	50.7	かつ 生活機能	74.0	かつ 行動上の障害（A群）	40.2	かつ 移乗	6.6 53.4%
	148	生活機能 かつ 行動上の障害（B群）	21.1 26.4	かつ 生活機能 かつ 移乗	35.7 6.6	かつ 生活機能	41.2	かつ 生活機能	50.6	かつ 応用日常生活動作	69.5	かつ 行動上の障害（A群）	30.2 52.4%
	149	生活機能	19.6	かつ 生活機能	42.6	かつ 1人で出たがる	= 0.0	かつ 反復的行動	4.1	かつ 自己の過大評価	= 0.0	かつ 生活障害評価 社会的適応	5.0 80.6%
	150	生活機能	34.6	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 行動上の障害（A群）	30.2	かつ 移乗	10.7	かつ 衣服の着脱	= 0.0 66.7%
	151	生活機能	34.6	かつ 生活機能	23.6	かつ 生活機能	50.6	かつ 行動上の障害（A群）	30.2	かつ 移乗	10.7	かつ 入浴	6.1 60.9%
七	152	生活機能	23.5	かつ 応用日常生活動作	36.1	かつ 行動上の障害（A群）	21.0	かつ 調理	9.4	かつ 感情が不安定	2.1	かつ 二輪評価 能力障害	= 5.0 100.0%
	153	生活機能 かつ 生活障害評価 社会的適応	19.6 = 5.0	かつ 生活機能	42.6	かつ 認知機能	43.8	かつ 認知機能	85.4	かつ 反復的行動	4.1	かつ 自己の過大評価	= 0.0 80.6%
	154	生活機能 かつ 生活障害評価 生活リズム	21.1 4.0	かつ 生活機能	34.9	かつ 生活機能	50.6	かつ 応用日常生活動作	69.4	かつ 行動上の障害（A群）	30.2	かつ 移乗	6.6 60.0%
	155	生活機能 かつ 衣服の着脱	37.6 = 0.0	かつ 生活機能 かつ 生活障害評価 社会的適応	59.9 3.0	かつ 生活機能	50.7	かつ 生活機能	64.2	かつ 行動上の障害（A群）	40.3	かつ 移乗	6.6 60.0%
	156	生活機能 かつ 行動上の障害（A群）	37.6 36.6	かつ 生活機能 かつ 移乗	42.0 10.7	かつ 生活機能	50.7	かつ 生活機能	74.0	かつ 応用日常生活動作	33.0	かつ 応用日常生活動作	61.5 75.0%
八	157	生活機能	37.5	かつ 生活機能	50.7	かつ 生活機能	74.0	かつ 行動上の障害（A群）	45.2				59.8%
	158	生活機能	60.0	かつ 生活機能	50.7	かつ 生活機能	70.9	かつ 食事	14.4				56.1%
	159	生活機能	42.0	かつ 生活機能	78.2	かつ 行動上の障害（A群）	44.4	かつ 食事	14.4	かつ 他人を傷つける行為	= 0.0		66.7%

区分等	番号	条 件														区分等該当可能性			
五	160	生活機能	34.6	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	行動上の障害（A群）	30.2	かつ	移乗	10.7	51.7%			
	161	生活機能	40.4	かつ	生活機能	23.6	かつ	生活機能	50.6	かつ	行動上の障害（A群）	30.3	かつ	調理	20.2	47.6%			
	162	生活機能	59.9	かつ	生活機能	78.2	かつ	行動上の障害（A群）	44.4	かつ	食事	14.4	かつ	他人を傷つける行為	3.5	46.4%			
	163	生活機能	60.0	かつ	生活機能	71.0	かつ	行動上の障害（A群）	50.6	かつ	移乗	6.6	かつ	食事	14.4	かつ	不安定な行動	3.5	74.1%
	164	生活機能	59.9	かつ	生活機能	74.1	かつ	生活機能	78.1	かつ	行動上の障害（A群）	44.4	かつ	移乗	6.6	かつ	食事	14.4	42.1%
	165	生活機能	59.9	かつ	生活機能	74.1	かつ	生活機能	78.1	かつ	行動上の障害（A群）	44.4	かつ	移乗	10.7	かつ	食事	14.4	69.6%
	166	生活機能	42.1	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	88.1	かつ	行動上の障害（A群）	44.4	かつ	食事	14.4	かつ	他人を傷つける行為	= 0.0	59.7%
	167	生活機能	37.6	かつ	生活機能	42.0	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	36.6	かつ	移乗	10.7	55.6%
	168	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	36.7	かつ	移乗	10.7	48.5%
	169	生活機能	42.1	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	78.2	かつ	生活機能	88.0	かつ	行動上の障害（A群）	44.4	かつ	食事	14.4	76.3%
		かつ	他人を傷つける行為	= 0.0															
	170	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（B群）	59.2	かつ	移乗	6.6	69.9%
		かつ	生活障害評価	社会的通応	4.0														
	171	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	64.3	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	40.3	かつ	移乗	6.6	65.1%
		かつ	生活障害評価	社会的通応	3.0														
	172	生活機能	42.1	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	36.6	かつ	移乗	10.7	63.6%
		かつ	食事	23.9															
	173	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	64.2	かつ	行動上の障害（A群）	40.3	かつ	移乗	6.6	47.4%
		かつ	生活障害評価	社会的通応	3.0														
	174	生活機能	42.1	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	36.6	かつ	移乗	10.7	86.5%
		かつ	食事	14.4	かつ	関節の拘縮	17.2												
175	生活機能	42.1	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	36.6	かつ	移乗	10.7	66.7%	
	かつ	食事	14.4	かつ	関節の拘縮	= 0.0													
176	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	認知機能	65.7	かつ	行動上の障害（B群）	59.3	60.4%	
	かつ	移乗	6.6	かつ	生活障害評価	社会的通応	4.0												
177	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	行動上の障害（A群）	40.2	かつ	移乗	6.6	55.0%	
	かつ	麻痺	8.2	かつ	生活障害評価	社会的通応	3.0												
178	生活機能	37.6	かつ	生活機能	59.9	かつ	生活機能	50.7	かつ	生活機能	74.0	かつ	認知機能	65.8	かつ	行動上の障害（B群）	59.3	47.7%	
	かつ	移乗	6.6	かつ	生活障害評価	社会的通応	4.0												
179	生活機能	40.1	かつ	生活機能	61.1	かつ	そう鬱状態	15.2	かつ	麻痺 左下肢	= 4.0							81.8%	
180	生活機能	40.1	かつ	生活機能	61.1	かつ	そう鬱状態	15.2	かつ	麻痺 右下肢	= 4.0							81.8%	
181	生活機能	40.1	かつ	生活機能	61.1	かつ	麻痺 その他	2.0	かつ	関節の拘縮	股関節 = 18.0	かつ	二軸評価	能力障害 = 3.0				90.3%	
182	生活機能	40.1	かつ	生活機能	61.1	かつ	交通手段の利用	= 18.9	かつ	関節の拘縮	股関節 = 18.0	かつ	二軸評価	能力障害 = 3.0				88.2%	
183	生活機能	42.7	かつ	生活機能	69.2	かつ	起き上がり	= 15.0	かつ	移乗	= 10.7	かつ	買い物	= 19.5				86.5%	
184	生活機能	42.7	かつ	生活機能	69.2	かつ	起き上がり	= 15.0	かつ	移乗	= 10.7	かつ	麻痺 右下肢	2.0				82.4%	
185	生活機能	42.7	かつ	生活機能	69.2	かつ	起き上がり	= 15.0	かつ	移乗	= 10.7	かつ	麻痺 左下肢	2.0				82.4%	
186	生活機能	42.7	かつ	生活機能	69.2	かつ	起き上がり	= 15.0	かつ	移乗	= 10.7	かつ	排尿	= 20.1				80.0%	
187	生活機能	60.0	かつ	生活機能	71.0	かつ	行動上の障害（A群）	50.6	かつ	移乗	6.6	かつ	食事	14.4	かつ	排除	= 6.7	100.0%	
	かつ	不安定な行動	3.5																
188	生活機能	60.0	かつ	生活機能	71.0	かつ	行動上の障害（A群）	50.6	かつ	麻痺・拘縮	= 0.0	かつ	移乗	6.6	かつ	食事	14.4	64.1%	
	かつ	不安定な行動	3.5																

区分等	番号	条 件										区分等該当可能性	
五	189	生活機能 かつ 不安定な行動	60.0 3.5	かつ 生活機能	71.0	かつ 行動上の障害（A群）	50.6	かつ 移乗	6.6	かつ 食事	14.4	かつ 薬の管理 = 3.3	90.0%
	190	生活機能 かつ 不安定な行動	60.0 3.5	かつ 生活機能	71.0	かつ 行動上の障害（A群）	50.6	かつ 移乗	6.6	かつ 食事	14.4	かつ 説明の理解 = 0.0	83.3%
	191	生活機能 かつ 自らを傷つける行為 = 0.0	60.0	かつ 生活機能	71.0	かつ 行動上の障害（A群）	50.6	かつ 移乗	6.6	かつ 食事	14.4	かつ 不安定な行動 3.5	71.7%
	192	生活機能 かつ 食事 = 23.9	37.6 かつ 麻痺	かつ 生活機能	59.9 4.9	かつ 生活機能 生活障害評価 社会的適応	50.7 3.0	かつ 生活機能	74.0	かつ 行動上の障害（A群）	40.2	かつ 移乗 6.6	60.0%
	193	生活機能 かつ 移乗	37.6 6.6	かつ 生活機能 麻痺	59.9 4.9	かつ 生活機能 生活障害評価 社会的適応	50.7 3.0	かつ 生活機能	74.0	かつ 行動上の障害（A群）	40.2	かつ 行動上の障害（B群） 48.1	65.0%
	194	生活機能	60.0	かつ 生活機能	50.7	かつ 食事	23.9						96.8%
	195	生活機能	59.9	かつ 生活機能	74.1	かつ 食事	23.9						54.6%
	196	生活機能	60.0	かつ 生活機能	71.0	かつ 行動上の障害（A群）	50.7	かつ 食事	14.4				84.0%
	197	生活機能	59.9	かつ 生活機能	74.1	かつ 行動上の障害（A群）	44.5	かつ 食事	14.4				59.1%
	198	生活機能	60.0	かつ 生活機能	71.0	かつ 行動上の障害（A群）	50.6	かつ 移乗	10.7	かつ 食事	14.4		68.7%
	199	生活機能	60.0	かつ 生活機能	71.0	かつ 行動上の障害（A群）	50.6	かつ 移乗	6.6	かつ 食事	14.4	かつ 不安定な行動 6.3	53.1%
	200	食事 = 23.9	かつ 二軸評価 精神症状 = 4.0										98.5%
	201	食事 = 23.9	かつ 1人で出たがる 6.1										100.0%
	202	食事 = 23.9	かつ 関節の拘縮 その他 = 12.7										98.0%
	203	食事 = 23.9	かつ 視力 = 2.8										98.5%
	204	食事 = 23.9	かつ 大声・奇声を出す = 6.0										100.0%
	205	食事 = 23.9	かつ 関節の拘縮 股関節 左 = 2.0										98.0%
	206	食事 = 23.9	かつ 関節の拘縮 股関節 右 = 2.0										98.0%
	207	認知機能 = 85.5	かつ 特別な医療 10.3										99.2%
208	説明の理解 = 15.3	かつ 気管切開の処置 = 14.9										100.0%	
209	気管切開の処置 = 14.9	かつ 麻痺 左上肢 = 4.0										100.0%	
210	気管切開の処置 = 14.9	かつ 麻痺 右上肢 = 4.0										100.0%	
211	生活機能 = 61.2	かつ レスビレーター = 16.9										100.0%	
212	座位保持 = 15.9	かつ 衣服の着脱 = 18.2	かつ てんかん 1.0									95.0%	
213	座位保持 = 15.9	かつ 移乗 = 15.9	かつ てんかん 1.0									95.0%	
214	食事 = 23.9	かつ 視力 25.5	かつ 視力 28.3									98.7%	
215	生活機能 = 69.3	かつ てんかん 1.0	かつ 生活障害評価 生活リズム = 5.0									85.7%	
216	生活機能 かつ 衣服の着脱 = 0.0	かつ 生活機能 麻痺	59.9 8.2	かつ 生活機能 生活障害評価 社会的適応	50.7 3.0	かつ 生活機能	74.0	かつ 行動上の障害（A群）	40.2	かつ 移乗 6.6		100.0%	

注1 条件の欄中、起居動作、生活機能、視聴覚機能、応用日常生活動作、認知機能、行動上の障害（A群）、行動上の障害（B群）、行動上の障害（C群）、特別な遅滞及び麻痺・拘縮に係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各群の合計点数をいう。

注2 条件の欄中、注1に掲げる事項以外のものに係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各項目の点数をいう。

1 市町村審査会の基本的考え方

(1) 審査会設置の趣旨

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、
 - ・ 障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行う
 - ・ 市町村が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置する機関である。
- これらの業務を合わせて「審査判定業務」という。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定

市町村に、障害支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置く。（法第 15 条）

審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）

審査会は、障害支援区分に関する審査判定を行う。（法第 21 条第 1 項）

審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（法第 22 条第 2 項）

(3) 地方自治法上の取扱い

審査会は、地方自治法上、自治体の附属機関として位置付けられる。

審査会の設置については、法律上必置であることから、設置の根拠となる条例は不要であるが、法第 16 条第 1 項に基づき委員定数の条例が必要である。

委員の身分は、市町村の非常勤特別職となる。

【参考】地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属の設置）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（附属機関の職務権限・組織等）

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 広域化の考え方

- 審査会の設置は、次のような形態がある。
 - 市町村単独で設置
 - 広域連合や一部事務組合での対応
 - 機関の共同設置
 - 市町村の委託による都道府県審査会の設置
- 都道府県は、管内市町村における審査会設置や審査判定業務が円滑に進むよう、市町村と十分調整し、必要な支援を行う。

3 審査会委員について

(1) 委員構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行うことができる者を任命する。
- 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。

(2) 学識経験を有する者の判断

- 委員が学識経験を有しているか否かについては、市町村長の判断である。
- 障害者の障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい。

(3) 市町村との関係

- 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。
- ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ、認定調査等の事務に直接従事していないものであれば、委員に委嘱することは差し支えない。

(4) 認定調査員との兼務

- 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。
- ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(5) 審査会委員の研修

委員は、原則として都道府県が実施する審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

(6) 委員数の見込み方

- 市町村は、
サービス利用者数
一合議体当たりの審査件数
設置すべき合議体数及び一合議体当たりの委員数
等から必要な審査会委員数を見込み、条例で定数を定めること。
- 条例の定数は、上限数を定めればよいこととする。(例 ○○人以内)

(7) 委員の任期

委員の任期は2年とし、委員は再任されることができる。

(8) 審査会の会長等

- 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

5 合議体について

(1) 合議体の設置

審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務を取り扱うことができる。

(2) 合議体の委員の定数

- 合議体を構成する委員の定員は、5人を標準として市町村長が定める数とする。
- 次の 及び については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合 には、5人よりも少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、3人を下回って定めることはできない。
障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合
委員の確保が著しく困難な場合
- 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。
- 特定分野の委員の確保が困難な場合に当たっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。
- 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で概ね3月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することは可能である。
- なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。

(3) 合議体の長の互選

- 合議体の長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 審査会の議決

- 審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るように努める。
- 審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 市町村審査会開催の準備

- 市町村（事務局）は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。

認定調査結果等を用いて、市町村に設置された一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果

認定調査票の写し、医師意見書の写し、概況調査票の写し

- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ審査会委員に送付する。

8 審査判定

審査会は、介護給付費（特例介護給付費を含む。）又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含み、共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となるサービスに係る支給申請（同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。）を行った審査対象者について、「認定調査票」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

（１）内容の確認精査

- 一次判定で活用した項目（認定調査項目及び医師意見書の一部項目）について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、一次判定で活用した項目の一部修正を行う。
- 調査結果の一部修正を行う場合には、「別紙 1 一次判定で活用した項目を修正できないケース」を参照する。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

（２）一次判定結果の変更

- 次に、一次判定の結果（一次判定で活用した項目の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果）を原案として、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とするかどうかを判断する。

- なお、一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考に一次判定変更の妥当性を検証する。また、一次判定の結果を変更する場合には、「別紙２ 二次判定で変更できないケース」を参照する。

9 審査会が付する意見

- さらに、特に必要があると判断される場合については、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

認定の有効期間を定める場合の留意事項

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（３年間）をより短く（３ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行う。なお、初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて３年６ヶ月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。

- ・ 身体上または精神上の障害の程度が６ヶ月～１年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

サービスに関して意見を付する場合の留意事項

市町村は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって、提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

10 その他審査及び判定に当たっての留意事項

概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（「別紙１ 一次判定で活用した項目を修正できないケース」及び「別紙２ 二次判定で変更できないケース」を参照）

委員が審査判定に加わることができない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

審査会での審査判定に用いた資料の公開について

各市町村の情報公開に関する規程等に基づき判断されることとなるが、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開されることが望ましい。

記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取扱いを定める。

国への報告について

別途定める事項について期日までに国に報告を行う。

11 支給決定案に対する意見

市町村は、当該市町村の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市町村から意見を求められた場合は、意見を述べることにする。

【別紙 1】

一次判定で活用した項目を修正できないケース

以下の事項に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて修正を行うことができる。

1）既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

（1）一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

（2）一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

2）根拠のない事項

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

【別紙 2】

二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とすると判断される場合は、一次判定の結果の変更を行うことができる。

1）既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

（1）一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

2) 根拠のない変更

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

3) 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項

審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

4) 心身の状況以外の状況

障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害支援区分認定後、支給決定の段階において、障害支援区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

(1) 施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 抽象的な支援の必要性

特記事項又は医師意見書に、「支援の必要性が高い」等の抽象的な支援の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(3) 審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(4) 現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に障害福祉サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

障害者総合支援法における障害支援区分 認定調査員マニュアル

平成 26 年（2014 年）4 月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

障害支援区分の概要

1．障害支援区分の開発経緯	2
2．障害支援区分の基準	2
3．障害程度区分からの主な変更点	4

認定調査の実施及び留意点

1．認定調査及び認定調査員の基本原則	34
2．調査の実施及び留意点	34
3．医師意見書との関係性	37

認定調査項目の判断基準

1．移動や動作等に関連する項目（12 項目）	40
2．身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16 項目）	52
3．意思疎通等に関連する項目（6 項目）	73
4．行動障害に関連する項目（34 項目）	79
5．特別な医療に関連する項目（12 項目）	84

その他

1．概況調査票（様式）	88
2．認定調査票（様式）	91

障害支援区分の概要

1. 障害支援区分の開発経緯

(1) 障害者自立支援法における障害程度区分の課題

- 平成 18 年 4 月に施行した障害者自立支援法では、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられた。
- しかし、施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、等の課題が指摘されていた。
- そのため、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法において、
 - ・ 名称を「障害支援区分」に改め
 - ・ 定義を「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」とするとともに
 - ・ 「障害支援区分」の認定が、知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成 26 年 4 月から施行することとされた。

(2) 障害者総合支援法における障害支援区分への見直し

障害程度区分調査・検証事業

- 障害者総合支援法の成立以降、平成 24 年度においては、全国 183 市区町村の協力の下、
 - ・ 平成 21 年度～23 年度（3 カ年）の期間における「障害程度区分の認定等に関するデータ（約 14,000 件）」の収集・分析を行うとともに
 - ・ 既存（障害程度区分）の認定調査項目の追加や削除、追加調査項目における判断基準の作成、既存の判定式との比較等について検討を行った上で、「新たな判定式（案）」を構築した。

障害支援区分モデル事業

- さらに、平成 25 年度においては、全国 107 市区町村の協力の下、「新たな判定式（案）」に基づく認定調査や市町村審査会による審査判定を試行的に実施し、収集したデータの分析結果等を踏まえ、「新たな判定式（案）」の修正を行った。

2. 障害支援区分の基準

(1) 障害支援区分の基本的考え方

- 障害支援区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の 3 点を基本的な考え方として開発している。
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とすること。
 - ・ 認定調査員や市町村審査会委員の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
 - ・ 審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

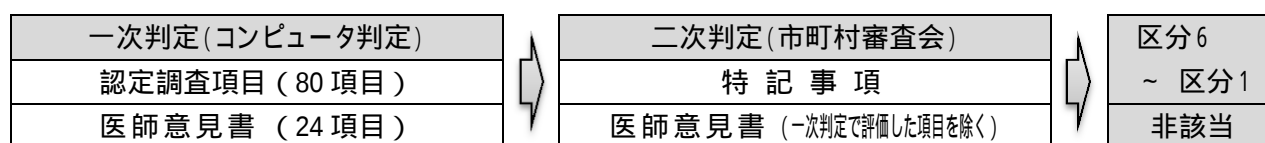
(2) 障害支援区分の審査判定基準

- 障害支援区分において活用する「新たな判定式」は、
 - ・ 平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）から、申請者（調査対象者）と同じ状態像にある障害者の二次判定結果を抽出し
 - ・ その抽出データのうち、最も確率の高い区分（二次判定結果）を障害支援区分の一次判定結果とするものである。
- そのため、障害支援区分の審査判定基準は、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）」において定めているが、『「非該当」及び「区分 1～6」（以下「区分等」という。）』の定義は、以下のようなイメージとなる。

非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。

(3) 障害支援区分の審査判定プロセス

- 障害支援区分は、2 つのプロセス（一次判定及び二次判定）を経て判定される。



【一次判定（コンピュータ判定）】

- 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令の内容が組み込まれた一次判定用ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）を活用した一次判定処理を行う。

一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24 項目）

- ・ 麻痺（左右:上肢、左右:下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右:肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応を妨げる行動）
- ・ てんかん

【二次判定（市町村審査会）】

- 一次判定の結果を原案として、「特記事項」及び「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定を行う。

3. 障害程度区分からの主な変更点

（１）認定調査項目の見直し

認定調査項目の追加

- 特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映させるため、以下の認定調査項目（６項目）を追加。

健康・栄養管理	「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
危険の認識	「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
読み書き	「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
感覚過敏・感覚鈍麻	「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認
集団への不適応	「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認
多飲水・過飲水	「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認

- その他、既存（障害程度区分）の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しも実施。（以下、主な変更項目・内容を例示。）

衣服の着脱	季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し等の支援も含めて評価
食事	食事開始前の食べやすくする支援も含めて評価
視力・聴力	全盲・全ろうも含めて評価（選択肢の追加）
行動上の障害 関連項目	行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度も含めて評価

認定調査項目の統合・削除

- 認定調査時における調査対象者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目を統合（１４項目→７項目）・削除（２５項目）。

【認定調査項目の統合】

障害程度区分	障害支援区分
「上衣の着脱」「ズボン等の着脱」	「衣服の着脱」
「洗身」「入浴準備・後片付け」	「入浴」
「調理」「食事の配下膳」	「調理」
「意思の伝達」「指示への反応」「独自の意味伝達」「説明の理解」	「コミュニケーション」「説明の理解」
「被害的」「疑い深く拒否的」	「被害的・拒否的」
「大声を出す」「通常と違う声」	「大声・奇声を出す」

【認定調査項目の削除】

麻痺（５項目）・拘縮（６項目）	じよくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

判断基準の見直し

- 「できたりできなかったりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を評価するため、判断基準の見直しを実施。

障害程度区分	「できたりできなかったりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断
--------	-----------------------------------



障害支援区分	「できたりできなかったりする場合」は「できない状況」に基づき判断
--------	----------------------------------

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や
「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断する。

選択肢の統一

- 関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）の見直しを実施。

身体介助関係	1．支援が不要 2．見守り等の支援が必要 3．部分的な支援が必要 4．全面的な支援が必要	 見守りや声かけ等の支援によって 行為・行動ができる場合も評価
日常生活関係	1．支援が不要 2．部分的な支援が必要 3．全面的な支援が必要	 普段過ごしている環境ではなく 「自宅・単身」の生活を想定して評価
行動障害関係	1．支援が不要 2．希に支援が必要 3．月に1回以上の支援が必要 4．週に1回以上の支援が必要 5．ほぼ毎日（週に5日以上）支援が必要	 行動上の障害が生じないための支援 や配慮、投薬の頻度も含めて評価

特記事項の拡充

- 認定調査項目に限らず、『認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関する事で確認できた事項』も認定調査員が記載できるよう、認定調査票の見直しを実施。

想定される記載事項の例

- ・ 「思い込み、勘違い、固執行動等に対する支援」に関する事
- ・ 「妄想や幻覚（幻視幻聴）の有無や、それに対する支援」に関する事
- ・ 「犯罪行為の繰り返しに対する支援」に関する事
- ・ 「性的な問題行動に対する支援」に関する事 など

(参考) 障害程度区分と障害支援区分の認定調査項目 対照表

障害程度区分(106項目)

1. 麻痺・拘縮に関連する項目		
1-1	麻痺(左・上肢)	削除
	麻痺(右・上肢)	削除
	麻痺(左・下肢)	削除
	麻痺(右・下肢)	削除
	麻痺(その他)	削除
1-2	拘縮(肩関節)	削除
	拘縮(肘関節)	削除
	拘縮(股関節)	削除
	拘縮(膝関節)	削除
	拘縮(足関節)	削除
	拘縮(その他)	削除

2. 移動等に関連する項目	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位保持
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動

3. 複雑な動作等に関連する項目		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位保持	
3-3	洗身	統合

4. 特別な介護等に関連する項目		
4-1 ア	じょくそう	
イ	皮膚疾患	削除
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	削除
4-5	排尿	
4-6	排便	

5. 身の回りの世話等に関連する項目		
5-1 ア	口腔清潔(はみがき等)	
イ	洗顔	削除
ウ	整髪	削除
エ	つめ切り	削除
5-2 ア	上衣の着脱	統合
イ	ズボン等の着脱	統合
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	

9. 社会生活に関連する項目		
9-1 [B1]	調理	統合
9-2 [B1]	食事の配下膳	統合
9-3 [B1]	掃除	
9-4 [B1]	洗濯	
9-5 [B1]	入浴の準備片付け	統合
9-6 [B1]	買い物	
9-7 [B1]	交通手段の利用	
9-8 [C]	文字の視覚的認識	削除

障害支援区分(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目		
1-1	寝返り	
1-2	起き上がり	
1-3	座位保持	
1-4	移乗	
1-5	立ち上がり	
1-6	両足での立位保持	
1-7	片足での立位保持	
1-8	歩行	
1-9	移動	
1-10	衣服の着脱	統合
1-11	じょくそう	
1-12	えん下	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目		
2-1	食事	
2-2	口腔清潔	
2-3	入浴	統合
2-4	排尿	
2-5	排便	
2-6	健康・栄養管理	追加
2-7	薬の管理	
2-8	金銭の管理	
2-9	電話等の利用	
2-10	日常生活の意思決定	
2-11	危険の認識	追加
2-12	調理	統合
2-13	掃除	
2-14	洗濯	
2-15	買い物	
2-16	交通手段の利用	

6. コミュニケーション等に関連する項目		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3 ア	意思の伝達	統合
イ [C]	独自の意思伝達	統合
6-4 ア	指示への反応	統合
イ [C]	説明の理解	統合
6-5 ア	毎日の日課を理解	削除
イ	生年月日をいう	削除
ウ	短期記憶	削除
エ	自分の名前をいう	削除
オ	今の季節を理解	削除
カ	場所の理解	削除

3. 意思疎通等に関連する項目		
3-1	視力	
3-2	聴力	
3-3	コミュニケーション	統合
3-4	説明の理解	統合
3-5	読み書き	追加
3-6	感覚過敏・感覚鈍麻	追加

7. 行動障害に関連する項目		
7 ア	被害的	統合
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	削除
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	統合
7 ケ	介護に抵抗	名称変更
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	削除
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
7 ト [B2]	こだわり	
7 ナ [B2]	多動・行動停止	
7 ニ [B2]	不安定な行動	
7 ノ [B2]	自ら叩く等の行為	
7 ネ [B2]	他を叩く等の行為	
7 ノ [B2]	興味等による行動	名称変更
7 ハ [B2]	通常と違う声	統合
7 ヒ [B2]	突発的行動	
7 フ [C]	過食・反すう等	
7 ヘ [C]	憂鬱で悲観的	名称変更
7 ホ [B2]	反復的行動	
7 マ [C]	対人面の不安緊張	
7 ミ [C]	意欲が乏しい	
7 ム [C]	話がまとまらない	
7 メ [C]	集中力が続かない	
7 モ [C]	自己の過大評価	
7 ヤ [C]	疑い深く拒否的	統合

4. 行動障害に関連する項目		
4-1	被害的・拒否的	統合
4-2	作話	
4-3	感情が不安定	
4-4	昼夜逆転	
4-5	暴言暴行	
4-6	同じ話をする	
4-7	大声・奇声を出す	統合
4-8	支援の拒否	名称変更
4-9	徘徊	
4-10	落ち着きがない	
4-11	外出して戻れない	
4-12	1人で出たがる	
4-13	収集癖	
4-14	物や衣類を壊す	
4-15	不潔行為	
4-16	異食行動	
4-17	ひどい物忘れ	
4-18	こだわり	
4-19	多動・行動停止	
4-20	不安定な行動	
4-21	自らを傷つける行為	
4-22	他人を傷つける行為	
4-23	不適切な行為	名称変更
4-24	突発的な行動	
4-25	過食・反すう等	
4-26	そう鬱状態	名称変更
4-27	反復的な行動	
4-28	対人面の不安緊張	
4-29	意欲が乏しい	
4-30	話がまとまらない	
4-31	集中力が続かない	
4-32	自己の過大評価	
4-33	集団への不適応	追加
4-34	多飲水・過飲水	追加

8. 特別な医療に関連する項目	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

5. 特別な医療に関連する項目	
5-1	点滴の管理
5-2	中心静脈栄養
5-3	透析
5-4	ストーマの処置
5-5	酸素療法
5-6	レスピレーター
5-7	気管切開の処置
5-8	疼痛の看護
5-9	経管栄養
5-10	モニター測定
5-11	じょくそうの処置
5-12	カテーテル

(2) 新たな判定式 (コンピュータ判定式) の構築

- 障害支援区分の判定式は、平成 21 年度～23 年度の認定データ (約 14,000 件) 等を分析することにより構築した「総合評価項目」と「一次判定ロジック」の 2 つの指標で構成されている。

総合評価項目

ア．総合評価項目の仕組み

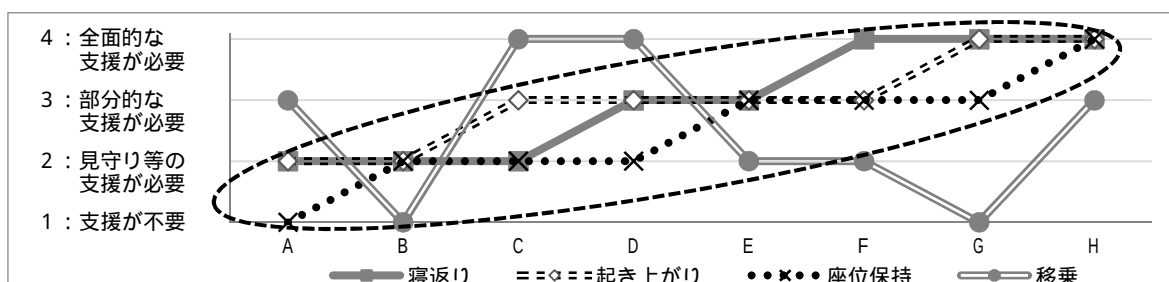
- 総合評価項目は、平成 21 年度～23 年度の認定データ (約 14,000 件) 等を踏まえ、「介護者 (支援者) による支援の行為」や「認定調査における選択肢の回答傾向」が類似している認定調査項目等を以下の 12 グループ (群) に分け、それらを集約した構成となっている。

起居動作	「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位保持」など
生活機能	「じょくそう」「えん下」「食事」「排尿」「排便」
生活機能	「移乗」「移動」「入浴」「口腔清潔」「衣服の着脱」など
視聴覚機能	「視力」「聴力」
応用日常生活動作	「調理」「掃除」「洗濯」「買い物」「交通手段の利用」
認知機能	「薬の管理」「金銭の管理」「電話等の利用」「日常の意思決定」など
行動上の障害 (A 群)	「感情が不安定」「支援の拒否」「暴行暴言」など (支援面に関する項目)
行動上の障害 (B 群)	「こだわり」「多動・行動停止」など (行動面に関する項目)
行動上の障害 (C 群)	「意欲が乏しい」「話がまとまらない」など (精神面に関する項目)
特別な医療	「点滴の管理」「中心静脈栄養」「経管栄養」など
麻痺・拘縮	「麻痺」「関節の拘縮」 (医師意見書の項目)
その他	「てんかん」「精神障害・能力障害の二軸評価」など (医師意見書の項目)

各グループ (群) の構成について、仮に下表の認定データを基にイメージした場合、

- ・ 『寝返り・起き上がり・座位保持』は回答傾向が類似しているため、同じグループ (群)
- ・ 『移乗』は『寝返り・起き上がり・座位保持』とは回答傾向が類似していないため、別のグループ (群) に振り分けられる。

サンプル	寝返り	起き上がり	座位保持	移乗
A	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 1 (支援不要)	選択肢 3 (部分支援)
B	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 1 (支援不要)
C	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 4 (全面支援)
D	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)	選択肢 4 (全面支援)
E	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)
F	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 2 (見守り等)
G	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)	選択肢 1 (支援不要)
H	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 4 (全面支援)	選択肢 3 (部分支援)



- また、認定調査項目等の選択肢ごとに設定されている点数は、統計的手法（双対尺度法又は数量化 類）により、以下のように設定している。
 - ・ 各グループ(群)の最大合計点は「100 点」（全 12 グループ(群)の最大合計点は「1,200 点」）
 - ・ 各認定調査項目等の「選択肢 1（支援が不要など）」は「0 点」
 - ・ その他（選択肢 1 以外）は、統計的手法による配点を原則として相対的な点数を設定。（統計的手法のイメージは下表を参照）

サンプル	寝返り	起き上がり	
A	選択肢 2	選択肢 2	「寝返り:選択肢 2」の 3 サンプル(A・B・C)のうち、 ・ 2 サンプルは「起き上がり:選択肢 2」 ・ 1 サンプルは「起き上がり:選択肢 3」のため、 <u>「寝返り:選択肢 2」の点数は「起き上がり:選択肢 2」より高めに設定</u>
B	選択肢 2	選択肢 2	
C	選択肢 2	選択肢 3	
D	選択肢 3	選択肢 3	「寝返り:選択肢 4」の 3 サンプル(F・G・H)のうち、 ・ 1 サンプルは「起き上がり:選択肢 3」 ・ 2 サンプルは「起き上がり:選択肢 4」のため、 <u>「寝返り:選択肢 4」の点数は「起き上がり:選択肢 4」より低めに設定</u>
E	選択肢 3	選択肢 3	
F	選択肢 4	選択肢 3	
G	選択肢 4	選択肢 4	
H	選択肢 4	選択肢 4	

イ．総合評価項目の活用

- 認定調査の結果や医師意見書の一部項目を踏まえ、総合評価項目を活用しつつ、申請者（調査対象者）に「必要とされる支援の度合い」の数量化を図る。

起居動作に係る認定調査の結果が、下表の太枠で囲む選択肢であった場合は、

- ・ 各項目の点数（寝返り 7.8 点、起き上がり 6.2 点、座位保持 6.8 点・・・）と
- ・ 起居動作のグループ(群)の合計点（49.0 点）が算出される。

群	項目	点数								点数結果
起居動作	寝返り	支援不要	0	見守り等	7.8	部分支援	10.4	全面支援	14.8	7.8
	起き上がり	支援不要	0	見守り等	6.2	部分支援	8.9	全面支援	15.0	6.2
	座位保持	支援不要	0	見守り等	6.8	部分支援	11.6	全面支援	15.9	6.8
	両足での立位保持	支援不要	0	見守り等	7.2	部分支援	9.4	全面支援	14.5	9.4
	歩行	支援不要	0	見守り等	5.4	部分支援	7.7	全面支援	13.6	7.7
	立ち上がり	支援不要	0	見守り等	5.1	部分支援	7.7	全面支援	14.8	7.7
	片足での立位保持	支援不要	0	見守り等	2.8	部分支援	3.4	全面支援	11.4	3.4

起居動作のグループ(群)の合計点 → 49.0

一次判定ロジック

- 一次判定ロジックは、平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）等を踏まえ、
 - ・ 二次判定結果と関連性が高い『「各項目の点数」や「各グループ(群)の合計点」で構成される 216 の組み合わせ（216 の状態像）』と
 - ・ その組み合わせ（状態像）における二次判定結果のうち、『最も確率の高い区分等とその割合』が示されている。

【例】216 の組み合わせ(状態像)のうち、38 番目の組み合わせ

区分等	番号	条件						区分等該当可能性
区分2	38	生活機能 15.5	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.2	応用日常生活動作 73.2	行動上の障害(A群) 20.1	感情が不安定 2.1	74.5%

上表(38 番目の組み合わせ)は、総合評価項目を活用し、申請者(調査対象者)に「必要とされる支援の度合い」を数量化した結果、6 条件の全てを満たす場合には、二次判定結果が「区分2」である確率が 74.5%であることを示している。

- 一次判定ロジックは、少なくとも 1 つ以上の組み合わせ(番号)に該当する仕組みとなっており、その該当した番号の示す区分等が「障害支援区分の一次判定結果」となるが、複数の番号に該当した場合は、以下の基準による。

① 複数の番号に該当	区分等該当可能性(%)が最も高い番号を採用
② 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値	より支援を必要とする区分を示す番号を採用
③ 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値 + 番号の示す区分が同区分	最も大きい番号を採用

【参考】一次判定ロジック(詳細版)

- 前述のとおり、区分省令に定める「一次判定ロジックの区分等該当可能性」は、該当した組み合わせ(状態像)における二次判定結果のうち、「最も確率の高い区分等の割合(%)」が記載されているが、市町村審査会資料では、「全ての区分等の割合(%)」が明示される。

【区分省令】

区分等	番号	条件	区分等該当可能性
区分2	38	生活機能 15.5 (以降、省略)	74.5%

【市町村審査会資料】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%	0.0%

- その他、市町村審査会での活用も考慮した上で、区分省令に定める「一次判定ロジック」を編集した「一次判定ロジック(詳細版)」を次頁以降に掲載する。

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	23.5	応用日常生活動作 = 0.0	行動上の障害 (A群) = 0.0							1	62.2%	25.7%	10.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
1	行動上の障害 (C群) = 0.0	金銭の管理 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ														
	応用日常生活動作 = 0.0	行動上の障害 (A群) = 0.0	行動上の障害 (B群) = 0.0	特別な医療 = 0.0							2	82.4%	11.8%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%
2	片足での立位保持 : 1.支援不要	集中力が続かない	関節の拘縮 肩 関節 : 1.ない	生活障害評価 : 1														
	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.1	行動上の障害 (A群) 0.1								3	4.2%	64.0%	28.4%	2.8%	0.6%	0.0%	0.0%
3	行動上の障害 (B群) = 0.0	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ															
	生活機能 23.5	応用日常生活動作 13.0	行動上の障害 (A群) = 0.0															
4	金銭の管理 : 2.部分支援 : 3.全面支援	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 : 2, 3, 4, 5 障害							4	12.5%	80.4%	3.6%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.1	行動上の障害 (A群) 0.1															
5	行動上の障害 (B群) 0.1	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 : 1, 2 障害														
	生活機能 23.5	応用日常生活動作 13.0	行動上の障害 (A群) = 0.0															
6	金銭の管理 : 2.部分支援 : 3.全面支援	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 : 1, 2, 3 障害							6	17.5%	61.3%	20.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 23.5	応用日常生活動作 13.0	行動上の障害 (A群) = 0.0															
7	行動上の障害 (C群) 0.1	金銭の管理 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ							7	18.5%	61.1%	18.5%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	起居動作 0.1	生活機能 23.5	応用日常生活動作 13.1															
8	応用日常生活動作 36.1	行動上の障害 (A群) = 0.0	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ														
	起居動作 = 0.0	生活機能 15.5	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.2														
9	応用日常生活動作 73.2	行動上の障害 (A群) 20.1	行動上の障害 (C群) 12.4	感情が不安定 : 1.支援不要														
	起居動作 = 0.0	生活機能 23.5	応用日常生活動作 13.1															
10	行動上の障害 (A群) = 0.0	行動上の障害 (C群) 23.7	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ														

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	=	0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1									
11	感情が不安定 : 1.支援不要			意欲が乏しい : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		二軸評価 能力 : 3, 4, 5				0.0%	47.4%	44.0%	6.9%	1.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5		応用日常生活動作	0.1	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害 (A群)	=	0.0								
12	行動上の障害 (C群)	=	0.0	金銭の管理 : 1.支援不要		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ										
	起居動作	=	0.0	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1	応用日常生活動作	36.1									
13	行動上の障害 (A群)	=	0.0	行動上の障害 (C群)	23.6	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ										
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7									
14	行動上の障害 (A群)	0.1		行動上の障害 (A群)	14.1	行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ								
	起居動作	=	0.0	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	=	0.0						
15	行動上の障害 (C群)	23.6		日常の意思決定 : 2.部分支援 : 3.全面支援		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ										
	起居動作	=	0.0	生活機能	6.7	応用日常生活動作	13.1	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	=	0.0						
16	行動上の障害 (C群)	23.6		日常の意思決定 : 1.支援不要		買い物 : 2.部分支援 : 3.全面支援		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ								
	起居動作	=	0.0	生活機能	6.7	応用日常生活動作	13.1	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	=	0.0						
17	行動上の障害 (C群)	23.6		日常の意思決定 : 1.支援不要		買い物 : 1.支援不要		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ								
	起居動作	=	0.0	生活機能	6.8	生活機能	23.5	応用日常生活動作	13.1	応用日常生活動作	36.1							
18	行動上の障害 (A群)	=	0.0	行動上の障害 (C群)	23.6	日常の意思決定 : 1.支援不要		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ								
	生活機能	=	0.0	行動上の障害 (A群)	=	0.0												
19	特別な医療	=	0.0	洗濯 : 2.部分支援		生活障害評価 金銭管理	3											
	生活機能	=	0.0	行動上の障害 (A群)	=	0.0												
20	金銭の管理 : 2.部分支援			二軸評価 能力 : 2		生活障害評価 対人関係	2											

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
21	入浴 ： 1. 支援不要	感情が不安定 ： 1. 支援不要									21	0.0%	84.4%	12.5%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	二軸評価 能力 : 2 障害 生活リズム : 1 服薬管理 : 2																	
22	生活機能 = 0.0	調理 : 2. 部分支援									22	0.0%	82.9%	17.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	感情が不安定 : 1. 支援不要	二軸評価 能力 : 2 障害 生活リズム : 1																
23	生活機能 = 0.0	認知機能 0.1	13.1															
	行動上の障害 (A群) = 0.0	金銭の管理 : 2. 部分支援									23	0.0%	87.0%	10.9%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
24	応用日常生活動作 0.1	応用日常生活動作 32.9	0.0															
	洗濯 : 2. 部分支援	生活障害評価 : 3 食事									24	0.0%	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	視聴覚機能 = 0.0	増除 : 1. 支援不要																
25	集中力が続かない : 1. 支援不要	二軸評価 能力 : 2 障害									25	3.1%	87.5%	6.3%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	視聴覚機能 = 0.0	増除 : 1. 支援不要																
26	むとれ物忘れ : 1. 支援不要	二軸評価 能力 : 2 障害									26	2.9%	85.7%	8.6%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	応用日常生活動作 0.1	応用日常生活動作 32.9	0.0															
27	洗濯 : 2. 部分支援	二軸評価 能力 : 3 障害									27	0.0%	90.6%	3.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 23.5	応用日常生活動作 = 0.0																
28	片足での立位保持 : 2. 取守り等 : 3. 部分支援	金銭の管理 : 1. 支援不要									28	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.2																
29	応用日常生活動作 73.2	行動上の障害 (A群) 20.2	32.7								29	0.0%	1.9%	68.5%	27.8%	1.8%	0.0%	0.0%
	生活機能 10.6	応用日常生活動作 36.1																
30	麻痺・拘縮 8.7	感情が不安定 : 1. 支援不要									30	0.0%	25.3%	67.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
			3. 肩下段のみ 4. 左上段下段あるいは右 上段のみ 5. その他四肢の麻痺															

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1							31	0.0%	6.8%	61.6%	26.0%	4.1%	1.5%	0.0%
31	行動上の障害 (A群)	21.0	調理 ： 1. 支援不要		感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援													
	起居動作	6.8	生活機能	4.0														
32	生活機能	23.5	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	16.7					32	0.0%	0.0%	60.5%	32.1%	7.4%	0.0%	0.0%
	生活機能	10.7	生活機能	23.5														
33	応用日常生活動作	36.1	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺	麻痺 ： 1. ない					33	0.0%	14.8%	53.0%	32.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
34	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺	麻痺 ： 1. ない							34	0.0%	6.1%	90.9%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
35	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺	麻痺 ： 1. ない							35	0.0%	6.1%	90.9%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
36	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺	麻痺 ： 2. ある(軽度) 3. ある(中度) 4. ある(重度)							36	0.0%	2.7%	80.0%	17.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	10.6	応用日常生活動作	36.1	麻痺・拘縮	8.8												
37	感情が不安定 ： 1. 支援不要		3. 両下肢のみ ： 4. 左上下肢あるいは右上下肢のみ 5. その他四肢の麻痺	麻痺 ： 2. ある(軽度) 3. ある(中度) 4. ある(重度)							37	0.0%	2.7%	80.0%	17.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能 = 0.0		応用日常生活動作	36.2												
38	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援						38	0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1												
39	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.6	感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援						39	0.0%	8.7%	74.4%	15.3%	1.6%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能 = 0.0													
40	行動上の障害 (A群)	20.9	感情が不安定 ： 2. 希に支援 3. 月に1回以上支援 ： 4. 週に1回以上支援 5. ほぼ毎日支援		認知機能 = 0.0						40	0.0%	2.8%	72.2%	20.8%	4.2%	0.0%	0.0%

介護度別要介護状態の推移状況																			
No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
41	生活機能	15.6	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2													
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害(A群)	20.1	麻痺・拘縮	7.1						41	0.0%	2.6%	59.0%	35.9%	0.0%	2.5%	0.0%
42	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1													
	行動上の障害(A群)	20.9	行動上の障害(C群)	38.7	2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	感情が不安定 : 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援						42	0.4%	5.9%	56.9%	30.5%	5.9%	0.4%	0.0%
43	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	= 0.0													
	行動上の障害(A群)	20.9	感情が不安定 2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	感情が不安定 : 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	昼夜逆転 : 1.支援不要							43	0.0%	43.7%	48.1%	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%
44	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1													
	行動上の障害(A群)	14.2	感情が不安定 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない 2.いずれか一肢のみ														
45	起居動作	0.1	生活機能	15.5	生活機能	= 0.0													
	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害(A群)	20.1	感情が不安定 : 1.支援不要						45	0.0%	11.3%	80.4%	8.3%	0.0%	0.0%
46	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5													
	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害(A群)	8.4	行動上の障害(C群)	38.7					46	0.0%	4.6%	53.8%	40.0%	1.6%	0.0%
47	生活機能	= 0.0	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2											
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害(A群)	20.1	行動上の障害(C群)	38.6	片足での立位保持	4.全面支援					47	0.0%	0.0%	74.1%	25.9%	0.0%	0.0%
48	生活機能	= 0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害(A群)	0.1	行動上の障害(B群)	0.1											
	感情が不安定 : 1.支援不要		意欲が乏しい 2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	感情が不安定 : 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	麻痺 : 1.ない 2.いずれか一肢のみ	二輪評価 能力 障害 : 3.4.5						48	0.0%	22.8%	68.4%	7.6%	1.2%	0.0%	0.0%
49	起居動作	= 0.0	生活機能	15.5	生活機能	= 0.0	応用日常生活動作	42.8											
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害(A群)	20.1	行動上の障害(C群)	12.5	感情が不安定 : 1.支援不要						49	0.0%	14.3%	67.9%	16.1%	1.7%	0.0%
50	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	32.7	応用日常生活動作	73.2											
	認知機能	20.6	行動上の障害(A群)	32.7	移乗 : 1.支援不要	暴言暴行 : 1.支援不要							50	0.0%	1.1%	58.9%	34.7%	5.3%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1										
51	行動上の障害 (A群)	14.1	行動上の障害 (C群)	14.1	感情が不安定 ： 1.支援不要		麻痺 ： 1.ない 2.いづれか一肢のみ					0.7%	32.7%	58.0%	6.7%	1.3%	0.6%	0.0%
	起居動作	=	生活機能	15.5	生活機能	=	0.0	36.2	応用日常生活動作									
52	応用日常生活動作	42.7	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	12.5	感情が不安定 ： 1.支援不要					0.0%	37.9%	56.9%	3.4%	1.8%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
53	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.5	行動上の障害 (C群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.7				0.0%	0.0%	55.4%	25.7%	18.9%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
54	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩守り等 3.部分支援 4.全面支援					0.0%	2.2%	52.2%	40.0%	5.6%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.8										
55	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (A群)	14.1	行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 ： 1.支援不要		麻痺 ： 1.ない 2.いづれか一肢のみ			0.0%	43.5%	43.5%	11.8%	1.2%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
56	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 ： 1.支援不要		こだわり ： 1.支援不要			2.0%	9.9%	74.3%	12.9%	0.9%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
57	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		こだわり ： 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援			0.0%	4.6%	52.3%	38.5%	4.6%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5										
58	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 4.全面支援			0.0%	0.0%	48.5%	47.0%	4.5%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	51.6								
59	認知機能	19.0	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		生活障害評価 対人関係 ： 1. 2. 3			0.0%	9.5%	77.8%	11.1%	1.6%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	51.7	応用日常生活動作	73.2								
60	認知機能	19.0	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		生活障害評価 対人関係 ： 1. 2. 3			0.0%	1.6%	70.5%	27.9%	0.0%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
61	認知機能	18.9	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	移乗 ： 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援			61	1.8%	0.0%	67.2%	27.6%	3.4%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
62	認知機能	19.0	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	生活障害評価値 ： 4、5 対人関係	生活障害評価値 ： 4、5 対人関係			62	0.0%	3.4%	52.5%	44.1%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
63	認知機能	18.9	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	0.0	麻痺・拘縮 ＝	0.1	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		63	0.0%	2.1%	95.9%	2.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
64	行動上の障害 (A群)	1.6	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.0	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		64	0.0%	5.4%	81.0%	10.9%	2.7%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
65	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	0.1	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.1	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援		65	0.0%	7.0%	75.4%	15.8%	1.8%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
66	行動上の障害 (A群)	1.5	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.0	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	口腔清潔 ： 2.部分支援 3.全面支援			66	0.0%	20.7%	72.4%	6.9%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2	応用日常生活動作	73.2								
67	行動上の障害 (A群)	1.5	行動上の障害 (C群)	38.6	麻痺・拘縮 ＝	0.0	移乗 ： 1.支援不要	片足での立位保 持 ： 1.支援不要 2.肩守り等 3.部分支援	口腔清潔 ： 2.部分支援 3.全面支援			67	0.0%	43.9%	49.1%	7.0%	0.0%	0.0%
	入浴 ： 1.支援不要																	
68	交通手段の利用 ： 1.支援不要		麻痺 右上肢 ： 3.ある(中度)															
	入浴 ： 1.支援不要																	
69	交通手段の利用 ： 1.支援不要		麻痺 左上肢 ： 3.ある(中度)															
	生活機能 ＝ 0.0																	
70	入浴 ： 1.支援不要		透折 ： 2.ある															

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	起き上がり ： 1. 支援不要										71	0.0%	3.0%	90.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%
71	交通手段の利用 ： 1. 支援不要	透析 ： 2. ある																
	生活機能 = 0.0	特別な医療 0.1									72	0.0%	2.1%	80.9%	17.0%	0.0%	0.0%	0.0%
72	特別な医療 3.7	入浴 ： 1. 支援不要																
	生活機能 0.1	生活機能 19.5	視聴覚機能 10.7															
73	視聴覚機能 41.1	応用日常生活動作 33.0	応用日常生活動作 61.5	交通手段の利用 ： 3. 全面支援							73	0.0%	7.1%	88.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	交通手段の利用 ： 1. 支援不要	透析 ： 2. ある	関節の拘縮 肩 関節 ： 1. ない															
74	関節の拘縮 股 関節 ： 1. ない	関節の拘縮 肘 関節 ： 1. ない	関節の拘縮 膝 関節 ： 1. ない	関節の拘縮 そ の他 ： 1. ない							74	0.0%	3.0%	88.2%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 23.5	応用日常生活動作 36.2															
75	応用日常生活動作 73.2	行動上の障害 (A群) 20.2	行動上の障害 (A群) 32.7	食料の管理 ： 1. 支援不要							75	0.0%	0.0%	50.0%	42.9%	0.0%	7.1%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 23.5	応用日常生活動作 36.2															
76	応用日常生活動作 73.2	行動上の障害 (A群) 20.2	行動上の障害 (A群) 32.7	買い物 ： 1. 支援不要							76	0.0%	0.0%	55.6%	27.8%	11.1%	5.5%	0.0%
	生活機能 0.1	生活機能 19.5	応用日常生活動作 33.0															
77	応用日常生活動作 61.5	認知機能 0.1	認知機能 13.1	視力 ： 4. ほとんど見えず 5. 全く見えず							77	0.0%	12.3%	82.5%	3.5%	1.7%	0.0%	0.0%
	起居動作 = 0.0	生活機能 21.1	生活機能 23.6	生活機能 34.8														
78	応用日常生活動作 69.4	行動上の障害 (A群) 30.2	行動上の障害 (C群) 24.7	移乗 ： 1. 支援不要 2. 見守り等							78	0.0%	0.0%	60.7%	39.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.1	行動上の障害 (A群) 0.1	行動上の障害 (B群) 0.1														
79	徹底的・恒久的 ： 3. 月に1回以上支援	感情が不安定 ： 1. 支援不要	意欲が乏しい ： 1. 支援不要	麻痺 ： 1. ない 2. いずれか一肢のみ							79	0.0%	40.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能 = 0.0	応用日常生活動作 36.1	行動上の障害 (A群) 0.1	行動上の障害 (B群) 0.1														
80	感情が不安定 ： 1. 支援不要	反復的行動 ： 5. ほぼ毎日支援	意欲が乏しい ： 1. 支援不要	麻痺 ： 1. ない 2. いずれか一肢のみ							80	0.0%	35.7%	57.1%	0.0%	7.2%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	=	0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1									
81	感情が不安定	: 1.支援不要		意欲が乏しい : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		二軸評価 能力 : 3, 4, 5 障害 : 2				81	0.0%	37.0%	51.9%	7.4%	3.7%	0.0%
	生活機能	=	0.0	応用日常生活動作	36.1	行動上の障害 (A群)	0.1	行動上の障害 (B群)	0.1									
82	感情が不安定	: 1.支援不要		支援の拒否 : 2.希に支援		意欲が乏しい : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ				82	0.0%	26.3%	52.6%	15.8%	5.3%	0.0%
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	行動上の障害 (A群)	0.1							
83	行動上の障害 (A群)	14.1		行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		生活障害評価 金銭管理 : 3		83	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	行動上の障害 (A群)	0.1							
84	行動上の障害 (A群)	14.1		行動上の障害 (C群)	14.0	被害的・拒否的 : 2.希に支援		感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		84	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	行動上の障害 (A群)	0.1							
85	生活機能	0.1		生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	10.7	行動上の障害 (A群)	0.1							
	行動上の障害 (A群)	14.1		行動上の障害 (C群)	14.0	感情が不安定 : 1.支援不要		麻痺 : 1.ない : 2.いずれか一肢のみ		生活障害評価 服薬管理 : 4		85	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	起居動作	6.9		生活機能	23.5													
86	応用日常生活動作	73.3		行動上の障害 (A群)	16.7							86	0.0%	0.0%	10.8%	76.9%	11.8%	0.5%
	生活機能	23.5		応用日常生活動作	73.3													
87	行動上の障害 (A群)	16.8		不安定な行動 : 1.支援不要 : 2.希に支援								87	0.0%	0.0%	5.7%	56.3%	32.4%	5.6%
	生活機能	21.0		生活機能	23.6													
88	生活機能	34.8		応用日常生活動作	73.2	総集 : 2.息守り等 : 3.部分支援 : 4.全面支援						88	0.0%	0.0%	12.4%	69.7%	16.9%	1.0%
	起居動作	6.8		生活機能	41.1													
89	生活機能	23.5		応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	16.7					89	0.0%	0.0%	22.6%	59.7%	16.1%	1.6%
	生活機能	23.5		応用日常生活動作	36.2													
90	応用日常生活動作	73.2		行動上の障害 (A群)	32.8	その状態 : 2.希に支援 : 3.月に1回以上支援 : 4.週に1回以上支援 : 5.ほぼ毎日支援						90	0.0%	0.0%	17.1%	58.5%	20.7%	3.7%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	21.0	生活機能	34.9							91	0.0%	0.0%	3.0%	47.0%	45.5%	4.5%	0.0%
	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2	移乗 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援 ： 4.至面支援													
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1														
92	行動上の障害 (A群)	21.0	調理 ： 2.部分支援 ： 3.至面支援		2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援 ： 4.週に1回以上支援 ： 5.ほぼ毎日支援						92	0.0%	4.1%	36.8%	46.1%	12.4%	0.6%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2														
93	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	32.8	その状態 ： 1.支援不要						93	0.0%	0.0%	29.9%	34.3%	32.8%	3.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
94	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	14.1	排泄 ： 2.部分支援 ： 3.至面支援						94	0.0%	0.0%	3.7%	57.3%	39.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.6	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2												
95	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	麻痺・拘縮 ： 7.2						95	0.0%	0.0%	20.8%	52.8%	26.4%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
96	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	23.2	生活障害評価 社会的適応 ： 1						96	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	46.6%	3.4%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2												
97	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.2	行動上の障害 (A群)	32.7					97	0.0%	1.4%	39.9%	45.5%	11.9%	1.3%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	34.9	生活機能	50.6												
98	応用日常生活動作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等						98	0.0%	0.0%	11.0%	41.9%	39.0%	8.1%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
99	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	3.0	麻痺・拘縮 ： 8.8	排泄 ： 1.支援不要					99	0.0%	0.0%	1.3%	93.8%	3.7%	1.2%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
100	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	3.0	麻痺・拘縮 ： 8.7	排泄 ： 1.支援不要					100	0.0%	0.0%	3.3%	80.6%	16.1%	0.0%	0.0%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	21.1	生活機能	23.6	生活機能	34.8					101	0.0%	0.0%	14.8%	72.2%	9.3%	3.7%	0.0%
101	応用日常生活動作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (C群)	24.8	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等											
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6					102	0.0%	0.0%	8.9%	67.7%	21.0%	2.4%	0.0%
102	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	3.1	行動上の障害 (A群)	14.1	排尿 ： 1.支援不要											
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
103	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	14.2	行動上の障害 (A群)	23.1	生活障害評価 社会的対応 : 1				103	0.0%	0.0%	5.2%	60.3%	31.0%	3.5%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	23.6	生活機能	34.8												
104	応用日常生活動作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (C群)	24.7	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等				104	0.0%	0.0%	40.7%	52.5%	6.8%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
105	応用日常生活動作	73.2	認知機能	23.9	行動上の障害 (A群)	32.8	移乗 ： 1.支援不要				105	0.0%	0.0%	14.5%	49.1%	27.3%	9.1%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
106	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		暴言暴行 ： 3月に1回以上支援 ： 4週に1回以上支援 5.超過毎日支援				106	0.0%	1.4%	19.4%	82.5%	16.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	32.8	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
107	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		暴言暴行 ： 1.支援不要				107	0.0%	0.0%	29.0%	51.6%	17.7%	1.7%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	23.6	生活機能	41.1										
108	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	口腔清潔 ： 2.部分支援 ： 3.全加支援			108	0.0%	0.0%	1.6%	72.7%	24.2%	1.5%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	23.6	生活機能	41.1										
109	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	口腔清潔 ： 1.支援不要			109	0.0%	0.0%	0.0%	56.6%	41.5%	1.9%	0.0%
	排尿 ： 1.支援不要																	
110	こたわり ： 3.月に1回以上支援	てんかん 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)									110	0.0%	3.0%	33.3%	45.5%	15.2%	0.0%	3.0%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	排便	： 1.支援不要									111	0.0%	4.0%	36.0%	44.0%	16.0%	0.0%	0.0%
111	ごたわり	： 3.月に1回以上支援 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)	てんかん															
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
112	行動上の障害 (8群)	= 0.0	移動	： 2.見守り等	排便	： 2.部分支援					112	0.0%	2.5%	2.5%	87.5%	7.5%	0.0%	0.0%
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
113	行動上の障害 (8群)	= 0.0	排便	： 2.部分支援	麻痺 左下肢	2.ある(軽度) ： 3.ある(中度) 4.ある(重度)					113	0.0%	0.0%	5.4%	81.1%	10.8%	2.7%	0.0%
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
114	行動上の障害 (8群)	= 0.0	排便	： 2.部分支援	麻痺 右下肢	2.ある(軽度) ： 3.ある(中度) 4.ある(重度)					114	0.0%	0.0%	5.4%	81.1%	10.8%	2.7%	0.0%
	起居動作	26.7	起居動作	62.0														
115	行動上の障害 (8群)	= 0.0	排便	： 2.部分支援	関節の拘縮 その他	： 1.ない					115	0.0%	2.3%	4.3%	80.4%	13.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
116	移乗	： 2.見守り等	薬の管理	： 1.支援不要	麻痺	： 4.左上下肢あるいは右 上下肢のみ					116	0.0%	0.0%	6.1%	90.9%	3.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
117	移乗	： 2.見守り等	調理	： 3.全面支援	麻痺	： 4.左上下肢あるいは右 上下肢のみ					117	0.0%	0.0%	3.0%	85.3%	8.8%	2.9%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
118	移乗	： 2.見守り等	入浴	： 2.部分支援	関節の拘縮 肩 関節 右	： 1.ない					118	0.0%	0.0%	12.9%	87.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
119	移乗	： 2.見守り等	入浴	： 2.部分支援	関節の拘縮 肩 関節 左	： 1.ない					119	0.0%	0.0%	12.9%	87.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
120	搬送 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援		移乗	： 2.見守り等	調理	： 2.部分支援					120	0.0%	0.0%	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	起居動作	6.8	生活機能	4.0	生活機能	23.5												
121	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	16.7	移乗 ： 2.見守り等						121	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4														
122	嚥下 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援		移乗 ： 2.見守り等		片足での立位保持 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援						122	0.0%	0.0%	7.6%	83.0%	9.4%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	22.4	行動上の障害 (A群)	0.1												
123	行動上の障害 (A群)	7.1	嚥下 ： 2.見守り等 ： 3.部分支援		移乗 ： 2.見守り等						123	0.0%	0.0%	8.0%	82.0%	10.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1												
124	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.6	衣服の着脱 ： 3.部分支援		感情が不安定 ： 2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援				124	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1	認知機能	0.1												
125	行動上の障害 (A群)	20.9	行動上の障害 (C群)	38.6	感情が不安定 ： 2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		集団への不適合 ： 5.ほぼ毎日支援				125	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1												
126	行動上の障害 (A群)	14.2	感情が不安定 ： 1.支援不要		多飲水・過飲水 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		麻痺 ： 1.ない ： 2.1いづれか一肢のみ				126	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.1												
127	行動上の障害 (A群)	14.2	感情が不安定 ： 1.支援不要		落ち着きがない ： 2.希に支援 3.月に1回以上支援		麻痺 ： 1.ない ： 2.1いづれか一肢のみ				127	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
128	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7	関節の拘縮 その他 ： 2.ある				128	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
129	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7	移乗 ： 2.見守り等				129	0.0%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	41.2	生活機能	50.6										
130	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要				130	0.0%	0.0%	0.0%	53.8%	46.2%	0.0%	0.0%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2										
131	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	8.4	行動上の障害 (C群)	38.7	落ち着きがない ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援				131	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
132	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援	衣服の着脱 ： 3.部分支援			132	0.0%	0.0%	40.7%	55.6%	3.7%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2								
133	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 4.全面支援	閉鎖の持越 そ の他			133	0.0%	0.0%	46.7%	53.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2										
134	認知機能	20.5	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 2.肩守り等 ： 3.部分支援 4.全面支援	支援の拒否 ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援			134	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	32.7	応用日常生活動作	73.2										
135	認知機能	20.6	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		暴言暴行 ： 1.支援不要	落ち着きがない ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援			135	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	0.1	生活機能	15.5	生活機能	0.1	生活機能	23.5	応用日常生活動作	36.2								
136	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害 (A群)	20.1	行動上の障害 (C群)	38.6	片足での立位保 持 ： 4.全面支援	支援の拒否 ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援			136	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6	応用日常生活動作	73.2	認知機能	20.5								
137	行動上の障害 (A群)	32.7	移乗 ： 1.支援不要		片足での立位保 持 ： 1.支援不要		落ち着きがない ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援	こだわり			137	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活動作	73.3														
138	行動上の障害 (A群)	16.8	不安定な行動 ： 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援								138	0.0%	0.0%	5.4%	28.3%	56.5%	9.8%	0.0%
	生活機能	37.5	生活機能	50.7														
139	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	45.1							139	0.0%	0.0%	0.9%	17.3%	50.9%	28.7%	2.2%
	生活機能	21.1	生活機能	40.3														
140	生活機能	23.6	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.3					140	0.0%	0.0%	0.6%	19.1%	52.8%	24.7%	2.8%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	40.4	生活機能	23.6														
141	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.3	調理 ： 1.支援不要 2.部分支援						141	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	46.5%	45.3%	2.4%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
142	応用日常生活動作	73.3	行動上の障害 (A群)	14.2	生活障害評価 社会的適応 ； 2, 3, 4, 5						142	0.0%	0.0%	0.0%	26.2%	62.6%	10.7%	0.5%
	生活機能	35.8	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
143	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等						143	0.0%	0.0%	0.0%	24.6%	61.3%	12.7%	1.4%
	生活機能	21.1	生活機能	34.5	生活機能	23.6												
144	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 3.部分支援 4.全面支援						144	0.0%	0.0%	0.0%	18.7%	55.0%	26.3%	0.0%
	生活機能	21.0	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
145	応用日常生活動作	73.2	認知機能	24.0	行動上の障害 (A群)	32.8	移乗 ： 1.支援不要											
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	23.6	生活機能	50.6										
146	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.5	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等				146	0.0%	0.0%	1.7%	23.2%	55.4%	16.1%	3.6%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7	生活機能	74.0										
147	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等		麻痺 ： 1.ない 2.いずれか一肢のみ 3.両下肢のみ	生活障害評価 社会的適応 ； 1, 2, 3					147	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	53.4%	31.1%	3.7%
	生活機能	21.1	生活機能	35.7	生活機能	41.2	生活機能	50.6										
148	応用日常生活動作	69.5	行動上の障害 (A群)	30.2	行動上の障害 (B群)	26.4	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等				148	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%	52.4%	3.9%	2.0%
	生活機能	19.6	生活機能	42.6	1人で出たがる ： 1.支援不要													
149	反復的行動 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		自己の過大評価 ： 1.支援不要		生活障害評価 社会的適応 ； 5						149	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	80.6%	11.1%	5.6%
	生活機能	34.6	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
150	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 ： 3.部分支援 4.全面支援		衣服の着脱 ： 1.支援不要													

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	34.6	生活機能	23.6	生活機能	50.6												
151	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 3.部分支援 4.全面支援		入浴 1.支援不要 2.部分支援						151	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.9%	39.1%	0.0%
	生活機能	23.5	応用日常生活活動 作	36.1	行動上の障害 (A群)	21.0												
152	調理 2.部分支援 3.全面支援		2.希に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		二輪評価 能力 : 5 障害						152	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	19.6	生活機能	42.6	認知機能	43.8												
153	認知機能	85.4	反復的行動 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援		自己の過大評価 : 1.支援不要 社会的適応 : 5						153	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	80.6%	8.3%	5.5%
	生活機能	21.1	生活機能	34.9	生活機能	50.6												
154	応用日常生活活動 作	69.4	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 1.支援不要 2.見守り等						154	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7	64.2											
155	行動上の障害 (A群)	40.3	移乗 1.支援不要 2.見守り等		衣服の着脱 : 1.支援不要						155	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%
	生活機能	37.6	生活機能	42.0	生活機能	50.7	74.0											
156	応用日常生活活動 作	33.0	応用日常生活活動 作	61.5	行動上の障害 (A群)	36.6					156	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%
	生活機能	37.5	生活機能	50.7														
157	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	45.2							157	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	26.1%	59.8%	10.9%
	生活機能	60.0	生活機能	50.7														
158	生活機能	70.9	食事 1.支援不要 2.部分支援								158	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	10.6%	56.1%	32.6%
	生活機能	42.0	生活機能	78.2														
159	行動上の障害 (A群)	44.4	食事 1.支援不要 2.部分支援		他人を驚つける 行為						159	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.4%	66.7%	12.9%
	生活機能	34.6	生活機能	23.6														
160	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.2	移乗 3.部分支援 4.全面支援						160	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	41.6%	51.7%	4.5%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	40.4	生活機能	23.6							161	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	25.6%	47.6%	20.7%
161	生活機能	50.6	行動上の障害 (A群)	30.3	調理	： 3.全面支援												
	生活機能	59.9	生活機能	78.2														
162	行動上の障害 (A群)	44.4	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	他人を助つける 行為	2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援					162	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	7.1%	46.4%	44.6%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
163	移動 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	不安定な行動	1.支援不要 ： 2.希に支援 ： 3.月に1回以上支援					163	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	74.1%	24.1%
	生活機能	59.9	生活機能	74.1	生活機能	78.1												
164	行動上の障害 (A群)	44.4	移動 (A群)	1.支援不要 ： 2.見守り等	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援					164	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	42.1%	42.1%	11.8%
	生活機能	59.9	生活機能	74.1	生活機能	78.1												
165	行動上の障害 (A群)	44.4	移動	3.部分支援 ： 4.全面支援	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援					165	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.0%	69.8%	13.2%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	88.1												
166	行動上の障害 (A群)	44.4	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	他人を助つける 行為	1.支援不要 ： 2.部分支援					166	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	55.7%	37.3%
	生活機能	37.6	生活機能	42.0	生活機能	50.7												
167	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	36.6	移動	3.部分支援 ： 4.全面支援					167	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%	31.5%	55.6%	9.3%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
168	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	36.7	移動	3.部分支援 ： 4.全面支援					168	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	48.5%	47.0%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	78.2												
169	生活機能	88.0	行動上の障害 (A群)	44.4	食事	1.支援不要 ： 2.部分支援	他人を助つける 行為	1.支援不要 ： 2.部分支援			169	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	76.3%	21.5%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
170	生活機能	74.0	行動上の障害 (B群)	59.2	移動	1.支援不要 ： 2.見守り等	生活機能評価 社会的適応	4.5			170	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	22.0%	69.9%	6.4%

No.											No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	64.3												
171	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	40.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 1, 2, 3					171	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.5%	65.1%	17.4%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
172	生活機能	74.0	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援	食事 ： 3.全面支援					172	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	63.6%	31.2%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
173	生活機能	64.2	行動上の障害 (A群)	40.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 1, 2, 3					173	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	42.1%	47.4%	7.0%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
174	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援	関節の拘縮 関節 ： 2.ある					174	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	86.5%	9.5%
	生活機能	42.1	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
175	行動上の障害 (A群)	36.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援	関節の拘縮 関節 ： 1.ない					175	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
176	認知機能	65.7	行動上の障害 (B群)	59.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 4, 5					176	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.0%	60.4%	22.6%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
177	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		麻痺 ： 4.右上下肢あるいは右 ： 上肢のみ ： 5.その他四肢の麻痺	生活障害評価 社会的通称 ： 1, 2, 3					177	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	35.0%	55.0%	8.3%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
178	認知機能	65.8	行動上の障害 (B群)	59.3	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等	生活障害評価 社会的通称 ： 4, 5					178	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	47.7%	44.6%
	生活機能	40.1	生活機能	61.1	生活機能													
179	その状態 ： 4.週に1回以上支援 ： 5.ほぼ毎日支援		麻痺 左下肢 ： 4.ある(重症)								179	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	81.8%	15.2%
	生活機能	40.1	生活機能	61.1	生活機能													
180	その状態 ： 4.週に1回以上支援 ： 5.ほぼ毎日支援		麻痺 右下肢 ： 4.ある(重症)								180	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	81.8%	15.2%

No.	No.										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	40.1	生活機能	61.1														
181	麻痺 その他 2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)		関節の拘縮 股関節 2.ある 3.ある(軽度) 4.ある(中度)		二軸評価 能力 : 3 障害						181	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	90.3%	3.2%
	生活機能	40.1	生活機能	61.1														
182	交通手段の利用 : 3.全面支援		関節の拘縮 股関節 2.ある 3.ある(軽度) 4.ある(中度)		二軸評価 能力 : 3 障害						182	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	88.2%	5.9%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
183	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		買い物 : 3.全面支援						183	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	86.5%	10.8%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
184	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		麻痺 右下肢 2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)						184	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	82.4%	11.8%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
185	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		麻痺 左下肢 2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)						185	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	82.4%	11.8%
	生活機能	42.7	生活機能	69.2														
186	起き上がり 4.全面支援		移乗 : 3.部分支援		排尿 : 3.全面支援						186	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	80.0%	15.0%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
187	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		掃除 : 2.部分支援		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				187	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
188	麻痺・拘縮 = 0.0		移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				188	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	64.1%	32.8%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
189	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		薬の管理 : 2.部分支援		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				189	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	90.0%	0.0%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
190	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等		食事 : 1.支援不要 2.部分支援		説明の理解 : 1.理解できる		不安定な行動 : 3.月に1回以上支援				190	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%

No.	非該当										No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
191	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援		不安定な行動 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援 3月に1回以上支援		自らを助ける 行為 ： 1.支援不要				191	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	71.7%	23.9%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
192	行動上の障害 (A群)	40.2	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事 ： 3.全面支援		麻痺 ： 1.ない ： 2.いずれか一肢のみ 3.両下肢のみ				192	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%
	生活機能	37.6	生活機能	59.9	生活機能	50.7												
193	行動上の障害 (A群)	40.2	行動上の障害 (B群)	48.1	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		麻痺 ： 1.ない ： 2.いずれか一肢のみ 3.両下肢のみ				193	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	30.0%	65.0%	0.0%
	生活機能	60.0																
194	生活機能	50.7	食事 ： 3.全面支援								194	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	96.8%
	生活機能	59.9																
195	生活機能	74.1	食事 ： 3.全面支援								195	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	42.1%	54.6%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0														
196	行動上の障害 (A群)	50.7	食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援								196	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.0%	84.0%
	生活機能	59.9	生活機能	74.1														
197	行動上の障害 (A群)	44.5	食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援								197	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	6.1%	33.3%	59.1%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0														
198	行動上の障害 (A群)	50.6	移乗 ： 3.部分支援 ： 4.全面支援		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援						198	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	31.1%	68.7%
	生活機能	60.0	生活機能	71.0	行動上の障害 (A群)	50.6												
199	移乗 ： 1.支援不要 ： 2.見守り等		食事 ： 1.支援不要 ： 2.部分支援		不安定な行動 ： 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援						199	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	45.3%	53.1%
	食事 ： 3.全面支援																	
200	二輪評価 精神 症状 ： 4										200	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	98.5%

No.	No.					非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	食事 ： 3. 全面支援											
201	1人で出たがる ： 4. 週に1回以上支援 ： 5. は寝毎日支援					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	食事 ： 3. 全面支援											
202	問面の均揃 そ ： 2. ある の他					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
	食事 ： 3. 全面支援											
203	視力 ： 2. 1m先が見える					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	98.5%
	食事 ： 3. 全面支援											
204	大声・奇声を出す ： 5. は寝毎日支援					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	食事 ： 3. 全面支援											
205	問面の均揃 股 問節 左 ： 2. ある(軽度)					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
	食事 ： 3. 全面支援											
206	問面の均揃 股 問節 右 ： 2. ある(軽度)					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	98.0%
	認知機能 65.5											
207	特別な医療 10.3					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	99.2%
	説明の理解 ： 2. 理解できない ： 3. 判断不能											
208	気管切開の処置 ： 2. ある					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	気管切開の処置 ： 2. ある											
209	褥瘡 左上肢 ： 4. ある(重度)					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	気管切開の処置 ： 2. ある											
210	褥瘡 右上肢 ： 4. ある(重度)					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

No.						No.	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	生活機能	61.2											
211	レスピレーター ： 2.ある						211	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	座位保持 ： 4.全面支援												
212	衣服の着脱 ： 4.全面支援 てんかん 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)						212	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	4.3%	95.0%
	座位保持 ： 4.全面支援												
213	移乗 ： 4.全面支援 てんかん 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)						213	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	95.0%
	食事 ： 3.全面支援												
214	視力 ： 4.ほとんど見えず 5.全く見えず						214	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	98.7%
	生活機能	69.3											
215	てんかん 2.ある(年1回以上) ： 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上) 生活リズム ： 5						215	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%
	生活機能	37.6	生活機能 59.9	生活機能 50.7	生活機能 74.0								
216	行動上の障害 (A群) 40.2	移乗 ： 1.支援不要 2.見守り等	衣服の着脱 ： 1.支援不要	麻痺 ： 4.左上肢のみ 5.その他四肢の麻痺	生活障害評価 社会的適応 ： 1, 2, 3		216	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

認定調査の実施及び留意点

1．認定調査及び認定調査員の基本原則

- 障害支援区分に係る認定調査については、市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修を修了した者（以下「認定調査員」という。）が実施する。
- 認定調査の内容から、認定調査員は保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者が任命されることが望まれる。また、認定調査の結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから、認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。さらに、認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要がある。
- 認定調査は、原則１回で実施する。このため、認定調査員は、認定調査の方法や選択基準等を十分理解した上で、面接技術等の向上に努めなければならない。認定調査員は、自ら調査した結果について、市町村審査会から要請があった場合には、再調査の実施や、照会に対する回答、市町村審査会への出席、審査対象者の状況等に関する意見等を求められることがある。
- 認定調査員は、過去にその職にあった者も含め、認定調査に関連して知り得た個人の秘密に関して守秘義務がある。このことは、市町村から認定調査の委託を受けた認定調査員も同様である。これに違反した場合は、公務員に課せられる罰則が適用されることになる。ここでいう「公務員に課せられる罰則」とは、地方公務員法では、１年以下の懲役又は３万円以下の罰金に処すると規定されている。（「地方公務員法」第３４条第１項及び第６０条第２号）

2．調査の実施及び留意点

（１）調査実施全般

- 原則として、１名の調査対象者につき、１名の認定調査員が１回で認定調査を終了することとしているが、１回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、その場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行う。
- また、入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われる、障害福祉サービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うよう説明する。
- １回目の認定調査の際に、異なる認定調査員による再調査が不可欠と判断した場合に限り、２回目の認定調査を行う。なお、認定調査を２回行った場合でも認定調査票は一式のみとし、主に調査を行った者を筆頭として調査実施者欄に記載する。

（２）調査日時の調整

- 認定調査員は、あらかじめ調査対象者や実際の介護者（支援者）等と調査実施日時を調整した上で認定調査を実施する。認定調査の依頼があった場合には出来るだけ早い時期に調査を行い、調査終了後は速やかに所定の書類を作成する。

- 家族等の支援者がいる在宅の調査対象者については、支援者が不在の日は避けるようにする。（やむを得ず支援者不在で調査を行った場合は、特記事項に記載する。）

（３）調査場所の調整

- 認定調査員は、事前に調査対象者や支援者と調査実施場所を調整した上で認定調査を実施する。認定調査の実施場所については、原則として日頃の状況を把握できる場所とする。
- 申請書に記載された住所は、必ずしも本人の生活の場とは限らず、記載された住所に居住していない場合等があるため、事前の確認が必要となる。病院や施設等で認定調査を実施する場合は、調査対象者の病室や居室等、通常過ごしている場所を確認し、病院や施設等と調整した上でプライバシーに配慮して実施する。

（４）調査時の携行物品

- 認定調査員は、調査対象者を訪問する際には、身分を証する物を携行し、訪問時に提示する。また、調査項目の「３－１ 視力」を確認するための視力確認表を持参する。

【障害支援区分認定調査 調査員証（参考様式）】

障害支援区分認定調査 調査員証	
下記の者は障害支援区分認定調査員であることを証します。	
氏名	支援 太郎
	平成 26 年 ○ 月 日
	□ □ □ □ 市長

（５）調査実施上の留意点

- 認定調査の実施にあたり、調査目的の説明を必ず行う。
- できるだけ、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める。必要に応じて、調査対象者、支援者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫する。
- 独居者や施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の日頃の状況を把握している者に立ち会いを求め、できるだけ正確な調査を行うよう努める。
- 調査対象者の心身の状況については、個別性があることから、例えば、視覚障害、聴覚障害等や疾病の特性（スモンなど）等に配慮しつつ、判断基準に基づき調査を行う。
- 特別なコミュニケーション手段を用いなければ調査が適切に行えない場合は、市町村の担当者と相談し、適切な専門職員の同行を求める。

(6) 質問方法や順番等

- 声の聞こえやすさなどに配慮して、調査場所を工夫する。
- 調査対象者がリラックスして回答できるよう十分時間をかける。
- 優しく問いかけるなど、相手に緊張感を与えないよう留意する。
- 丁寧な言葉遣いや、聞き取りやすいように明瞭な発音に心がけ、専門用語や略語を使用しない。
- 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫する。
- 会話だけでなく、手話や筆談、直接触れる等の方法も必要に応じて用いる。しかし、この際に調査対象者や支援者に不愉快な思いを抱かせないように留意する。
- 調査対象者や支援者が適切な回答を行えるように、調査項目の内容をわかりやすく説明するなど、質問の仕方を工夫する。
- 調査対象者の状況を実際に確認できるよう面接方法を工夫するなどしても、認定調査に応じない場合は、市町村の担当者に相談をする。
- 調査対象者が正当な理由なしに、認定調査に応じない場合は、「申請却下」の処分となることがある。

(7) 調査項目の確認方法

- 危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際に行うを行ってもらおう等、認定調査員が調査時に確認を行う。対象者のそばに位置し、安全に実施してもらえよう配慮する。危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みない。
- 実際に行うを行ってもらえなかった場合については、選択をした根拠について、具体的な内容を「特記事項」に必ず記載する。

(8) 調査結果の確認

- 認定調査員は調査対象者や支援者に、認定調査の結果で不明な点や選択に迷う点があれば再度確認する。それにより、調査内容の信頼性を確保するとともに、意思疎通がうまくいかなかったための誤りを修正することができる。
- 認定調査員は「特記事項」を記入するときは、認定調査項目と特記事項の記載内容に矛盾がないか確認し、審査判定に必要な情報を簡潔明瞭に記載するよう留意する。
- 審査判定を適切かつ円滑に進めるために、市町村審査会事務局職員は事前に認定調査の結果を確認し、明らかな誤りや不明な点が認められる場合には、認定調査員に説明を求め、必要に応じて調査結果の変更や特記事項の加除修正を行う。

3 . 医師意見書との関係性

- 認定調査項目と医師意見書の記載内容とでは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問であっても、両者の結果が一致しないこともあり得る。したがって、両者の単純な差異のみを理由に市町村審査会で一次判定の修正が行われることはない。
- 認定調査項目の選択は、あくまで、後述の「 認定調査項目の判断基準」の各調査項目の定義等に基づいた選択を行うことが必要となる。また、認定調査項目と医師意見書の選択根拠が異なることにより、申請者の状況を多角的に見ることが可能になるという利点がある。

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12 項目）

1 - 1 寝返り

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

寝返り（寝たまま身体の向きを変えること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 寝返りの過程や寝返り前後の状態は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「寝返り」ができる場合。
- [2. 見守り等の支援が必要]
 - 自分で「寝返り」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「寝返り」ができる場合。
- [3. 部分的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「寝返り」が可能となる場合。）
- [4. 全面的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「寝返り」をする必要がある場合。）
 - 一定の体位のみしか取れない場合。

1 - 2 起き上がり

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

起き上がり（寝た状態から上半身を起こす行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 起き上りの過程や起き上がり前後の状態は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「起き上がり」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

- 自分で「起き上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「起き上がり」ができる場合。

[3．部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「起き上がり」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「起き上がり」をする必要がある場合。）

1 - 3 座位保持

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

座位保持（座位の状態を 10 分程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 座り方は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「座位保持」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

- 自分で「座位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 背もたれは必要ないが、「座位保持」のためには、自分の手で支える必要がある場合。

[3．部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「座位保持」が可能となる場合。）
- 背もたれや支援者等の手で支えていないと「座位保持」ができない場合。

[4．全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「座位保持」をする必要がある場合。）
- 背もたれや支援者等の手で支えても「座位保持」ができない場合。
- 座位保持装置を使用する等、常に両側面や前面から支える必要がある場合。
- 座位が取れない場合。

1 - 4 移乗

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

移乗（「ベッドから車いす」等、でん部を移動させて乗り移ること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 対象者の日常生活で行われる移乗の種類で判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「移乗」ができる場合。
- [2．見守り等の支援が必要]
 - 自分で「移乗」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 対象者が安全に乗り移ることができるよう、一連の移乗動作に合わせて支援者等が車いす等をでん部（お尻）の下にさし入れる場合。
- [3．部分的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移乗」が可能となる場合。）
- [4．全面的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移乗」をする必要がある場合。）
 - 寝たきりや四肢の欠損等により、「移乗」ができない場合。

1 - 5 立ち上がり

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

立ち上がり(いす等に座った状態から立ち上がる行為)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「立ち上がり」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

- 自分で「立ち上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- ベッド柵、手すり、壁等、何かにつかまれば自分で「立ち上がり」ができる場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、「立ち上がり」の際に人や障害物にぶつからないよう、周囲の安全の配慮や声かけ等の支援が必要な場合。

[3．部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「立ち上がり」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「立ち上がり」をする必要がある場合。）
- 寝たきりや四肢の欠損等により、「立ち上がり」ができない場合。

1 - 6 両足での立位保持

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

両足での立位保持（平らな床の上で立位を 10 秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。
- 片足が欠損している場合や拘縮等で床に片足がつかない場合は、「片足での立位保持の状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

- 自分で「両足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[3．部分的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「両足での立位保持」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「両足での立位保持」をする必要がある場合。）
- 支援があっても、「両足での立位保持」ができない場合。
- 両足での立位がとれない場合。

1 - 7 片足での立位保持

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

片足での立位保持（平らな床の上で、左右いずれかの片足で立位を1秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「片足での立位保持」ができる場合。
- [2．見守り等の支援が必要]
 - 自分で「片足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「片足での立位保持」ができる場合。
- [3．部分的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「片足での立位保持」が可能となる場合。）
- [4．全面的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「片足での立位保持」をする必要がある場合。）
 - 支援があっても、「片足での立位保持」ができない場合。
 - 片足での立位がとれない場合。

1 - 8 歩行

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

歩行（立位から5 m程度以上歩くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 歩幅や速度、屋内や屋外は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「歩行」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

- 自分で「歩行」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 杖や手すり、歩行器等、何かを使用すれば自分で「歩行」ができる場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、方向を確認するために白杖等を使用したり、壁等をつたい歩きする場合。

[3．部分的な支援や介助が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「歩行」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援や介助が必要]

- 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「歩行」をする必要がある場合。）
- 車いすを使用しなければならない場合。
- 支援者等による支援や、杖の使用等があっても「歩行」ができない場合。
- 寝たきりや下肢の欠損等により、「歩行」ができない場合。
- 自分で「歩行」はできるが、医療上の必要により歩行制限が行われている場合。

1 - 9 移動

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

移動（日常生活（食事、排泄、着替え、洗面、入浴又は訓練等を含む。）における必要な場所への移動や外出）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 移動の手段（歩行、車いす、電動車いす等）や、移動の目的は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「移動」ができる場合。
- [2．見守り等の支援が必要]
 - 自分で「移動」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。
- [3．部分的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移動」が可能となる場合。）
 - 敷居等の段差で車いすを押す等の支援が行われている場合。
- [4．全面的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移動」をする必要がある場合。）
 - 転倒防止等のため、移動中は常に腕を組んだり、手をつなぐ等、常時の付き添いが必要な場合。
 - 医療上の必要により移動を禁止されている場合。

1 - 10 衣服の着脱

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

衣服の着脱（普段着用している上衣、ズボン・パンツ、靴下の着脱をすること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 衣服の種類は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、自分で「衣服の着脱」ができる場合。
- [2．見守り等の支援が必要]
 - 自分で「衣服の着脱」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 自分で「衣服の着脱」はできるが、季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し、着脱を促す行為が必要な場合。
 - 視覚障害や盲重複障害のため、衣服の確認ができない場合。
- [3．部分的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「衣服の着脱」が可能となる場合。）
- [4．全面的な支援が必要]
 - 支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「衣服の着脱」をする必要がある場合。）

1 - 11 じょくそう
1 . ない
2 . ある

調査目的

じょくそう（床ずれ）の有無を確認する。

留意点

- 一定期間（調査日前の14日間）の状況について確認する。
- じょくそう（床ずれ）の程度や範囲については問わない。
- じょくそう（床ずれ）の程度や範囲、原因、経過や予後等について、特記すべき事項がある場合は、その詳細を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . ない]

- じょくそう（床ずれ）がない場合。

[2 . ある]

- じょくそう（床ずれ）がある場合。
- じょくそう（床ずれ）の予防のために支援や処置を行っている場合。
- 対象者や家族等から「じょくそう（床ずれ）がある」と訴えがあった場合。

1 - 12 えん下

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

えん下（飲み込む行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 固形物が液体か、食べ物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食）等については問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、自分で「えん下」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

- 自分で「えん下」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「1．支援が不要」「3．全面的な支援が必要」のいずれにも該当しない場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「えん下」ができないために、経管栄養や中心静脈栄養等が行われている場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2 - 1 食事

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

食事に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、食事の開始から終了までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・食べ物を食べやすくする（小さく切る、ほぐす、皮をむく、とろみをつける、骨をとる等）
- ・箸やスプーン等で食べ物を口まで運ぶ
- ・飲み物や汁物を口まで運ぶ
- ・調味料を食べ物にかける

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 食事を開始する前に、食べ物を食べやすくする等の支援を行っている場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っていて、全面的に支援を受けている場合。

2 - 2 口腔清潔

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

口腔清潔（歯みがき等）に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、歯ブラシ等の準備から片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・歯ブラシやうがい用の水の準備 | ・歯磨き粉を歯ブラシにつける |
| ・歯みがきを行う | ・義歯の出し入れ、洗浄 |
| ・口腔洗浄剤等の使用 | ・うがいを行う |
| ・みがき残しの確認 | ・歯ブラシ等の片付け |

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

2 - 3 入浴

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

入浴に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、入浴の準備から後片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・入浴用品、着替えの準備
- ・浴槽に水を張る、湯を沸かす
- ・身体や髪、顔を洗う
- ・シャワーを使う
- ・浴槽の出入り
- ・身体や髪、顔を拭く
- ・入浴用品の後片付け（風呂場、浴槽の掃除は含まない）

留意点

- 入浴の方法・形態は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。
- 医療上の必要により入浴を禁止されている場合。
- 清拭のみ行っている場合。

2 - 4 排尿

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

排尿に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、尿意の発現から排尿後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・尿意の発現
- ・トイレまでの移動
- ・ズボン、パンツの上げ下げ
- ・トイレへの移乗
- ・排尿
- ・清拭
- ・トイレの水洗
- ・トイレの掃除（排尿時に汚した場合）
- ・汚れた衣服の後始末
- ・抜去したカテーテルの後始末

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置している場合。
- 尿意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。
- 集尿器や蓄尿袋（ストマ）おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置していて、全面的に支援を受けている場合。
- 支援者等が間欠導尿を行っている場合。
- 人工透析が行われている場合。（透析の方法、種類は問わない。）

2 - 5 排便

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

排便に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、便意の発現から排便後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| ・便意の発現 | ・トイレまでの移動 | ・ズボン、パンツの上げ下げ |
| ・トイレへの移乗 | ・排便 | ・清拭 |
| ・トイレの水洗 | ・トイレの掃除（排便時に汚した場合） | |
| ・汚れた衣服の後始末 | ・人工肛門の後始末 | ・女性の月経時の処理 |

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 蓄便袋（ストマ）おむつ等を使用したり、人工肛門を造設している場合。
- 便意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。
- 蓄便袋（ストマ）おむつ等を使用したり、人工肛門を造設していて、全面的に支援を受けている場合。
- 支援者等が浣腸、摘便を行っている場合。

2 - 6 健康・栄養管理

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

健康・栄養管理（体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理）について、支援が必要かどうかを確認する。

【健康・栄養管理の例】

- ・健康維持のために、自身にとって適切な食事量・運動量に基づいた対応をする。
- ・体調不良時において、医療機関での受診結果や医師からの服薬等の指示に基づいた対応をする。
- ・自身の持病等を踏まえた、適切な摂取制限や治療食の摂取等を行う。

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、「健康・栄養管理」の全てを自分で行うことができる場合。
- [2．部分的な支援が必要]
 - 「健康・栄養管理」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 「健康・栄養管理」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。
- [3．全面的な支援が必要]
 - 「健康・栄養管理」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 「健康・栄養管理」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 7 薬の管理

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

薬の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、薬等の用意から服薬等の確認までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・薬や水等の用意
- ・内服薬を服用する時間や薬の数量等の理解
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入
- ・外用薬の塗布等
- ・服用等の確認
- ・薬の必要性の理解
- ・内服薬の服用
- ・インスリン注射

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入を行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入について、全面的に支援を受けている場合。

2 - 8 金銭の管理

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

金銭の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、所持金等の把握や金銭の出し入れ等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・所持金（預金通帳や現金）の支出入の把握、管理
- ・金額の計算 ・金融機関での出金や入金等の手続き

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 9 電話等の利用

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

電話等の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、電話の操作や受け答え等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・電話をかけたり、受けたりする操作
- ・相手との受け答え
- ・伝言をする
- ・適正な利用（いたずら電話をかけない等）
- ・FAXやメール等の代用手段の利用
- ・携帯電話の充電

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [2．部分的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [3．全面的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 10 日常の意思決定

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

日常の意思決定（毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【日常の意思決定の例】

- ・自分の希望を判断する。（着たい服の色や種類を決める）
- ・自分のしたいことを伝える。（テレビを見たい、読書したい）
- ・複数の選択の中から、自分で決める。（メニューから食べたいものを注文する）
- ・自分の希望を伝える。（トイレに連れて行ってほしい）

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「日常の意思決定」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「日常の意思決定」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「日常の意思決定」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「日常の意思決定」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「日常の意思決定」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 11 危険の認識

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

危険の認識（生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動をとる等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【危険の認識の例】

- ・火の始末や火元の管理（たばこの火の始末をする、ガスコンロや風呂の火元の管理をする）
- ・刃物の使用や管理（自分や他人に危険がないような使用をする）
- ・非常時の認識や避難（火事や地震の時に指示に従い行動する）
- ・危険な行為の認識（走っている車やバイクの前に飛び出さない、遮断機がおりている踏切に進入しない、電車のホームから降りない）

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「危険の認識」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「危険の認識」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「危険の認識」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「危険の認識」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「危険の認識」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 12 調理

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

調理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、簡単な食事の調理や食材の準備、器具の後片付け等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|-----------------------|-----------------|----------|
| ・献立 | ・食材の準備 | ・食材を洗う |
| ・調理（食材を切る、焼く、煮る、炒める等） | | ・皿に盛りつける |
| ・配下膳 | ・食器や調理器具を洗う、しまう | ・ゴミを捨てる |

留意点

- 食事の種類は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [2．部分的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [3．全面的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 13 掃除

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

掃除に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、掃除や掃除道具の準備、片付け、部屋の整理等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・掃除（掃除機でゴミを吸い取る、ホウキでゴミを掃く、便器や浴槽を洗う等）
- ・掃除道具の準備、片付け ・部屋の整理 ・ゴミを捨てる

留意点

- 掃除の方法・形態は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「掃除（掃除機でゴミを吸い取る等）」の行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。
- 「掃除（掃除機でゴミを吸い取る等）」の行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

2 - 14 洗濯

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

洗濯に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、洗濯機の使用や洗濯物を乾かす、片付ける等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・洗濯物を洗濯機に入れる
- ・洗剤を量る
- ・洗濯機を操作する
- ・洗濯物を干す（乾かす）、取り込む
- ・洗濯物をたたむ、片付ける

留意点

- 洗濯の方法・洗濯物の種類は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 15 買い物

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

買い物に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、商品の選択や代金の支払い、商品の持ち帰り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・商品の選択、確認
- ・代金の支払い、釣り銭（おつり）の受け取り
- ・店員との意思疎通
- ・商品の持ち帰り

留意点

- 買い物をする店の種類は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [2．部分的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（特定の店舗等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [3．全面的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 16 交通手段の利用

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

交通手段の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、交通機関の選択や切符の購入、乗り降り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・交通機関の選択
- ・切符の購入、釣り銭（おつり）の受け取り
- ・交通機関への乗り降り
- ・目的地の確認
- ・目的地までの移動

留意点

- 交通機関の種類は問わない。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [2．部分的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（特定の交通機関等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。
- [3．全面的な支援が必要]
 - 「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
 - 「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

3．意思疎通等に関連する項目（6項目）

3 - 1 視力

- 1．日常生活に支障がない
- 2．約1 m離れた視力確認表の図が見える
- 3．目の前に置いた視力確認表の図が見える
- 4．ほとんど見えていない
- 5．全く見えない
- 6．見えているのか判断不能

調査目的

視力（物や文字が見えるかどうか）について、確認する。

【確認の方法】

- ・「視力確認表（86 ページ）」を提示し、例えば「何本に見えますか」などと聞く。
- ・調査員が、自分の手を視力確認表と同じような形にして、上記と同様に聞く。

留意点

- 照明を使用する等、明るい状態で確認する。
- 見えたり見えなかったりする場合は、「見えない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 「眼鏡やコンタクトレンズ等を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 夜盲（暗い部屋で視力が著しく低下する等）や、視力以外の視覚障害（視野欠損、視野狭窄、複視等）については、「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．日常生活に支障がない]
 - 新聞や雑誌等の文字が見える等、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合。
- [2．約1 m離れた視力確認表の図が見える]
 - 新聞や雑誌等の文字は見えないが、約1 m離れた視力確認表の図が見える場合。
- [3．目の前に置いた視力確認表の図が見える]
 - 約1 m離れた視力確認表の図が見えないが、目の前に置けば見える場合。
- [4．ほとんど見えない]
 - 目の前に置いた視力確認表の図がほとんど見えない場合。
- [5．全く見えない]
 - 目の前に置いた視力確認表の図が全く見えない場合。
- [6．見えているのか判断不能]
 - 意思疎通ができず、見えているのか、日常生活に支障があるのか判断できない場合。

3 - 2 聴力

- 1．日常生活に支障がない
- 2．普通の声がやっと聞き取れる
- 3．かなり大きな声なら何とか聞き取れる
- 4．ほとんど聞こえない
- 5．全く聞こえない
- 6．聞こえているのか判断不能

調査目的

聴力（音や声が聞こえるかどうか）について、確認する。

留意点

- 大きな雑音、気が散るようなテレビや音楽がない等、調査が可能な状態で確認する。
- 「聞こえたり聞こえなかったりする場合」は、「聞こえない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 「補聴器等を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

判断基準

- [1．日常生活に支障がない]
 - 日常生活における会話に支障がなく、普通に聞き取れる場合。
- [2．普通の声がやっと聞き取れる]
 - 普通の声で話すと聞き取りにくく、聞き間違えたりする場合。
- [3．かなり大きな声なら何とか聞き取れる]
 - 耳元で大きな声で話したり、耳元で大きな音を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合。
- [4．ほとんど聞えない]
 - ほとんど聞こえないことが確認できる場合。
- [5．全く聞えない]
 - 全く聞こえないことが確認できる場合。
- [6．聞えているのか判断不能]
 - 意思疎通ができず、聞こえているのか、日常生活に支障があるのか判断ができない場合。

3 - 3 コミュニケーション

1. 日常生活に支障がない
2. 特定の者であればコミュニケーションできる
3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる
4. 独自の方法でコミュニケーションできる
5. コミュニケーションできない

調査目的

家族や友人、支援者等とのコミュニケーション（意思疎通）ができるかどうか、その方法について、確認する。

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
 - 日常生活におけるコミュニケーションに支障がない場合。
- [2. 特定の者であればコミュニケーションできる]
 - 特定の者であればコミュニケーションできる場合。
 - 特定の話題や状況であればコミュニケーションできる場合。
- [3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる]
 - 音声言語による会話ではコミュニケーションできないため、手話や筆談、メール、意思伝達装置等でコミュニケーションする場合。
- [4. 独自の方法でコミュニケーションできる]
 - 独自の方法（本人独特の身振りや仕草）でコミュニケーションする場合。
 - 重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合。
 - 盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）のため、触手話や指点字等でコミュニケーションする場合。
- [5. コミュニケーションできない]
 - 重度の知的障害、精神障害や意識障害等のため、コミュニケーションできない場合。
 - コミュニケーションできているかどうか判断できない場合。

3 - 4 説明の理解

1. 理解できる
2. 理解できない
3. 理解できているか判断できない

調査目的

家族や友人、支援者等からの説明を理解できるかどうかについて、確認する。

留意点

- 対象者が使用するコミュニケーション方法で説明を行った場合に基づいて判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 理解できる]

- 説明を全て理解し、それに反応（返事、うなづき、無視等）する場合。

[2. 理解できない]

- 説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合。

[3. 理解できているか判断できない]

- 説明を理解できているか判断できない場合。

3 - 5 読み書き

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

読み書き（文章を読むこと、書くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「読み書き」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

- 「読み書き」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「読み書き」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 書くことはできないが、パソコン等の代用手段がある場合。

[3．全面的な支援が必要]

- 「読み書き」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「読み書き」の目的や内容を理解していない場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、点字等を使用している場合。
- 学習障害のため、読み書きが困難な場合。

3 - 6 感覚過敏・感覚鈍麻

- 1 . ない
- 2 . ある

調 査 目 的

感覚過敏・感覚鈍麻（発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻）の有無を確認する。

【感覚過敏・感覚鈍麻の例】

- ・ 触覚（人との接触をいやがる、服を着られない）
- ・ 視覚（光や色を過剰に感じる、テレビの画面がチカチカする）
- ・ 聴覚（音が過剰に聞こえる、雑音を排除できない）
- ・ 嗅覚（においを過剰に感じる、いい香りでも気分が悪くなる）
- ・ 味覚（特定の味を過剰に感じる、腐った食べ物等を不快に感じない）
- ・ 痛覚（痛みを過剰に感じる、痛みに対して鈍感、火傷をしやすい）
- ・ 温覚（暑い、寒い、冷たいの感覚が鈍い、または過剰に感じる）

留 意 点

- 「感覚過敏・感覚鈍麻があつたりなかったりする場合」は、「2 . ある」を選択する。
- 感覚過敏・感覚鈍麻を実際に確認することは難しいため、家族や支援者等から具体的な状態やそれに対する対応等を聞き取りして、その詳細を「特記事項」に記載する。

判 断 基 準

[1 . ない]

- 感覚過敏・感覚鈍麻がない場合。

[2 . ある]

- 感覚過敏・感覚鈍麻が確認できた場合。

4．行動障害に関連する項目（34 項目）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1．支援が不要2．希に支援が必要3．月に 1 回以上の支援が必要4．週に 1 回以上の支援が必要5．ほぼ毎日（週に 5 日以上）支援が必要 |
|---|

調査目的

日常生活における行動上の障害への支援の必要性の有無と頻度を確認する。

留意点

- 調査日前の 1 か月間について確認する。
- 場所や場面、接する相手等は問わない。
- 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する。
そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は、過去 1 年間程度の「支援が必要な状態にある 1 か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 各項目（4-1～4-34）の記載内容は例示であるため、同様の状態にあると考えられる場合は該当する選択肢を選び、その頻度や程度、支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1．支援が不要]
 - 行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合。
- [2．希に支援が必要]
 - 行動上の障害が現れる可能性があるが、調査日前の 1 か月間には現れていない場合。
- [3．月に 1 回以上の支援が必要]
 - 調査日前の 1 か月間に、1 回以上現れている場合。
- [4．週に 1 回以上の支援が必要]
 - 調査日前の 1 か月間に、毎週 1 回以上現れている場合。
 - 調査日前の 1 か月間に、2 回以上現れている週が 2 週以上ある場合。
- [5．ほぼ毎日（週に 5 日以上）支援が必要]
 - 調査日前の 1 週間に、週 5 日以上現れている場合。
 - 調査日前の 1 か月間に、5 日以上現れている週が 2 週以上ある場合。

4 - 1 被害的・拒否的

- 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。
- 他者を信頼しない、相手の善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、他者に対して疑い深く拒否的な場合。

4 - 2 作話

- 事実とは異なる話や、自分に都合の良いような話をする場合。

4 - 3 感情が不安定

- 感情の起伏により、感情が不安定な状態の場合

4 - 4 昼夜逆転

- 夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしない等、昼夜の生活が逆転することで、日中の生活に支障が生じている場合。
- 夜間の不眠や活動を改善するため、睡眠薬等を内服している場合。

4 - 5 暴言暴行

- 言葉による暴力(暴言)と相手を傷つける暴力(暴行)のいずれか、あるいは両方が現れる場合。

4 - 6 同じ話をする

- 何度も同じ話や同意を求めたり、独語を繰り返す場合。

4 - 7 大声・奇声を出す

- 周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
- 物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。

4 - 8 支援の拒否

- 支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。
- 支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。

4 - 9 徘徊

- 歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、動き回る行動がある場合。

4 - 10 落ち着きがない

- 施設や自宅等で、しきりに外に出ようとしたり、施設や自宅内で動き回る等、その場での行動に落ち着きがない場合。

4—11 外出して戻れない

- 施設や自宅等から外出すると、戻れなくなる場合。
- 施設等の建物、敷地内で、自分の部屋に戻れなくなる場合。
- 施設や自宅等の場所や周辺の地理を理解していない場合。

4 - 12 1人で出たがる

- 外出する時には見守り等の支援が必要だが、1人で外出しようとするため目が離せない場合。
- 1人で外出しようとするが、環境上の工夫等があるため、外に出ていない場合。

4 - 13 収集癖

- 周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるような収集癖がある場合。(集める物や方法は問わない。)
- 収集癖を未然に抑える支援を行っている場合。

4 - 14 物や衣類を壊す

- 物を壊す、衣類を破く、物や衣類を捨てる等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 物を壊す等の行動をとるが、環境上の工夫等があるため、物を壊していない場合。

4 - 15 不潔行為

- 弄便(尿)など排泄物を弄ぶ、尿を撒き散らす、痰や唾を吐き飛ばす、便に触れた手で周囲の物に触る等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 不潔行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4 - 16 異食行動

- 食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。
- 異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かない場合。

4 - 17 ひどい物忘れ

- ひどい物忘れがあるために、日常生活に支障が生じる場合。

4 - 18 こだわり

- 特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるために、スムーズに行動することができない等、日常生活に支障が生じる場合。

4 - 19 多動・行動停止

- 特定の物や人(対象が明確でない場合も含む。)に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。
- 生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合。

4 - 20 不安定な行動

- 予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。
- 不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合。

4 - 21 自らを傷つける行為

- 自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合。
- 自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4 - 22 他人を傷つける行為

- 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。
- 壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合
- 他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4 - 23 不適切な行為

- 興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。
例：急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する
- 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4 - 24 突発的な行動

- 関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然そちらへ走っていったしまう等、突発的な行動がある場合。
- 突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4 - 25 過食・反すう等

- 過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。

4 - 26 そう鬱状態

- 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合。
- 気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。
- 上記の状態が繰り返される場合。

4 - 27 反復的行動

- ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとらわれる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。
例：必要以上に手を洗う、必要以上に施錠を確認する

4 - 28 対人面の不安緊張

- 人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかと強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。
- 長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5．ほぼ毎日（週5日以上）ある」を選択。

4 - 29 意欲が乏しい

- 行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしていないでいる場合。
例：一日中横になっている、自室に閉じこもって何もしていないでいる
- 行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合。

4 - 30 話がまとまらない

- 話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる等、会話が成立しない場合。
- 自分のしたい話を一方的に相手にかまわずにする場合。

4 - 31 集中力が続かない

- 集中力が続かないため、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合。

4 - 32 自己の過大評価

- 現実にはそぐわない特別な地位や能力等が自分にあると信じて、それを主張する場合。

4 - 33 集団への不適応

- 家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場にいても一緒に行動できない場合。

4 - 34 多飲水・過飲水

- 水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合。

5．特別な医療に関連する項目（12 項目）

- | |
|------|
| 1．ない |
| 2．ある |

調 査 目 的

過去 14 日間に実施された特別な医療行為の有無を確認する。

留 意 点

- 医師または医師の指示に基づき看護師等によって実施されている医療行為について確認する。
医師の指示の下、介護職員等が行う医療行為（喀痰吸引、経管栄養）を含む。
- 医療行為を提供する機関の種類、場所は問わない。また、医師の指示が過去 14 日以内に行われているかどうかは問わない。
- 継続して実施されている医療行為のみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まれない。
- 14 日以前に受けた医療行為や選択肢以外の医療行為等であっても、現在の支援に影響を及ぼすと考えられる行為については、「特記事項」に記載する。
- 医療との連携の下で、本人や家族、支援者が行う類似の行為についても評価対象とする。
実質的違法性阻却の考えにより、一定の要件により行われている行為。
「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」（平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知）において、医療行為ではないと考えられている行為。

判 断 基 準

- [1．ない]
- 過去 14 日間に実施されていない場合。
- [2．ある]
- 過去 14 日間に実施されている場合。

5 - 1 点滴の管理

- 点滴が継続して行われている場合。(外来受診時の一時的な点滴は含まれない。)
- 点滴は行われていないが、点滴の針が留置され状況の変化等に対応できる体制にある場合。

5 - 2 中心静脈栄養

- 中心静脈栄養が行われている場合。
- 栄養分が供給されていないが、状況の変化等に対応できる体制にある場合。
- 経口摂取が一部可能である者であっても、中心静脈栄養が行われている場合。

5 - 3 透析

- 人工透析が行われている場合。(透析の方法、種類は問わない。)

5 - 4 ストーマの処置(人工肛門の処置)

- 人工肛門が造設されている者に対して、消毒やバッグの取り替え等の処置が行われている場合。

5 - 5 酸素療法

- 呼吸器、循環器疾患等のため、酸素療法が行われている場合。

5 - 6 レスピレーター(人工呼吸器)

- 人工呼吸器が使用されている場合。(経口、経鼻、気管切開の有無や機種は問わない。)

5 - 7 気管切開の処置

- 気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換や開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引等の処置が行われている場合。

5 - 8 疼痛の看護

- 疼痛(がん末期のペインコントロールに相当する程度の痛み)に対する看護が行われている場合。
看護の種類：湿布(温・冷を問わない)、外用薬の塗布、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射。(さする、マッサージ、声かけ等の行為は含まない)

5 - 9 経管栄養

- 栄養の摂取方法として、経管栄養が行われている場合。(経管栄養の方法、種類、経口摂取の状況は問わない。)

5 - 10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)

- 血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか1項目以上について、24時間以上にわたってモニターを体に付けた状態で継続的に測定されている場合。ただし、血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る。

5 - 11 じょくそうの処置

- じょくそうの処置が行われている場合。
- 障害の状況により、特に説明が必要な場合は「特記事項」に記載する。
記載例：脊髄損傷による四肢麻痺の寝たきりで、じょくそうになりやすく、防止するため寝返りや足肢位置交換の頻度が1時間置きに必要。

5 - 12 カテーテル

- コンドームカテーテル、留置カテーテルの使用、もしくは間歇導尿等、尿の排泄のためのカテーテルが使用されている場合。

視力確認表



その他

概況調査票

1. 調査実施者（記入者）

実施日	年 月 日	実施場所	自宅・自宅外（ ）		
記入者	(ふりがな).....	所属機関		調査時間	

2. 調査対象者

対象者	(ふりがな).....	男・女	生年月日 年齢	明・大・昭・平 年 月 日生（ 歳）
現住所	〒 -		電話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ）調査対象者との関係（ ）		電話	- -

3. 認定を受けている各種の障害等級等（該当する項目に記載又は○をつけてください）

(1) 身体障害者等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級 ・ 5 級 ・ 6 級				
(2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他（ ）				
(3) 療育手帳等級	最重度	○ A	A 1	1 度	
	重度	A	A 2	2 度	
	中度	B	B 1	3 度	
	軽度	C	B 2	4 度	
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級				
(5) 難病等疾病名					
(6) 障害基礎年金等級	1 級 ・ 2 級				
(7) その他の障害年金等級	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級				
(8) 生活保護の受給	有（他人介護料有り）・有（他人介護料無し）・無				

4. 現在受けているサービスの状況（別紙「サービスの利用状況票」に記入してください）

5. 地域生活関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 外出の頻度（過去1ヶ月間の回数）	（ ）回程度				
(2) 社会活動の参加状況	（ ）				
(3) 過去2年間の入所歴の有無					
□無 □有→入所期間	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）	
	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）	
(4) 過去2年間の入院歴の有無					
□無 □有→入院期間	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）	
	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）	
(5) その他					

サービスの利用状況票

利用者氏名

月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00							
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							
18:00							
20:00							
22:00							
24:00							
2:00							
4:00							

週単位以外
のサービス

認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目

1 - 1 寝返り			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 2 起き上がり			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 3 座位保持			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 4 移乗			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 5 立ち上がり			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 6 両足での立位保持			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 7 片足での立位保持			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 8 歩行			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 9 移動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	
1 - 10 衣服の着脱			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	

1 - 11	じょくそう	特記事項
	1	ない
	2	ある

1 - 12	えん下	特記事項
	1	支援が不要
	2	見守り等の支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

2 - 1	食事	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 2	口腔清潔	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 3	入浴	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 4	排尿	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 5	排便	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 6	健康・栄養管理	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 7	薬の管理	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 8	金銭の管理	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 9	電話等の利用	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 10	日常の意思決定	特記事項
	1	支援が不要
	2	部分的な支援が必要
	3	全面的な支援が必要

2 - 11 危険の認識			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

2 - 12 調理			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

2 - 13 掃除			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

2 - 14 洗濯			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

2 - 15 買い物			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

2 - 16 交通手段の利用			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

3．意思疎通等に関連する項目

3 - 1 視力			特記事項
	1	日常生活に支障がない	
	2	約 1 m離れた視力確認表の図が見える	
	3	目の前に置いた視力確認表の図が見える	
	4	ほとんど見えていない	
	5	全く見えない	
	6	見えているのか判断不能	

3 - 2 聴力			特記事項
	1	日常生活に支障がない	
	2	普通の声がやっと聞き取れる	
	3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	
	4	ほとんど聞こえない	
	5	全く聞こえない	
	6	聞こえているのか判断不能	

3 - 3 コミュニケーション			特記事項
	1	日常生活に支障がない	
	2	特定の者であればコミュニケーションできる	
	3	会話以外の方法でコミュニケーションできる	
	4	独自の方法でコミュニケーションできる	
	5	コミュニケーションできない	

3 - 4 説明の理解			特記事項
	1	理解できる	
	2	理解できない	
	3	理解できているか判断できない	

3 - 5 読み書き			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

3 - 6 感覚過敏・感覚鈍麻			特記事項
	1	ない	
	2	ある	

4．行動障害に関連する項目

4 - 1 被害的・拒否的			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 2 作話			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 3 感情が不安定			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 4 昼夜逆転			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 5 暴言暴行			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 6 同じ話をする			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 7 大声・奇声を出す			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 8 支援の拒否			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 9 徘徊			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 10 落ち着きがない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 11 外出して戻れない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 12 1人で出たがる			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 13 収集癖			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 14 物や衣類を壊す			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 15 不潔行為			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 16 異食行動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 17 ひどい物忘れ			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 18 こだわり			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 19 多動・行動停止			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 20 不安定な行動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 21 自らを傷つける行為			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 22 他人を傷つける行為			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 23 不適切な行為			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 24 突発的な行動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 25 過食・反すう等			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4 - 26 そう鬱状態			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 27 反復的行動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 28 対人面の不安緊張			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 29 意欲が乏しい			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 30 話がまとまらない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 31 集中力が続かない			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 32 自己の過大評価			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 33 集団への不適応			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4 - 34 多飲水・過飲水			特記事項
	1	支援が不要	
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

5 - 1 点滴の管理			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 2 中心静脈栄養			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 3 透析			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 4 ストーマの処置(人工肛門の処置)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 5 酸素療法			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 6 レスピレーター(人工呼吸器)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 7 気管切開の処置			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 8 疼痛の看護			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 9 経管栄養			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 11 じょくそうの処置			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5 - 12 カテーテル			特記事項
	1	ない	
	2	ある	

特記事項

難病患者等に対する障害支援区分認定

認定調査員マニュアル

医師意見書記載の手引き

別冊

市町村審査会委員マニュアル



平成26年（2014年）4月
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目次

はじめに	．．．	1
． 障害者の範囲の見直し	．．．	1
． 難病等の基礎知識	．．．	1 6
． 認定調査の留意点	．．．	2 2
． 医師意見書記載の留意点	．．．	3 1
． 審査判定の留意点	．．．	3 4
別紙 1 難病患者等の状態について（様式例）	．．．	3 6
別紙 2 医師意見書の記載例	．．．	3 7

はじめに

平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」を追加し、障害福祉サービス等の対象としています。（平成25年4月1日施行）

難病等に該当される方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できます。

本別冊マニュアルは、全国の市区町村において難病等に配慮した円滑な障害支援区分の調査、認定が行われるよう、関係者（調査員、主治医、審査会委員、自治体職員等）向けに、「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の留意点」などを整理したものです。

．障害者の範囲の見直し

1．障害者総合支援法第4条

障害者総合支援法（抄）

（定義）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

下線部分が平成25年4月から追加された内容

この追加により

- 難病患者等で、症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方々が、障害福祉サービス等を利用できる。
- 難病患者等が利用してきたホームヘルプサービス等は、平成24年度まで補助事業として一部の市町村でのみ提供されてきたが、平成25年度以降は法定事業として全市町村において提供可能となった。
- 利用できるサービスが、補助金事業のホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具給付の3つから、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等に広がる。

2. 障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病

- 平成24年12月の時点において、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていたことから、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にあった。
- そこで、障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業[臨床調査研究分野]の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。
- なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とした。

障害者総合支援法の政令で定める疾病の名称は、法制上の観点等から「難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病」と名称が異なっている場合があり、その結果、障害福祉サービス等の対象となる疾病は「130疾病」となっている。（対応表 10ページ～）

○ 疾病一覧（対象130疾病）

五十音順

No	疾病名	疾患群
1	I g A じんしょう 腎 症	腎・泌尿器系疾患
2	あきゅうせいこうかせいぜんのうえん 亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患
3	びょう アジソン 病	内分泌系疾患
4	しょう アミロイド 症	代謝系疾患
5	せいにくげしゅせいけっかんえん アレルギー性肉芽腫性血管炎	免疫系疾患
6	にくげしゅしょう ウェゲナー肉芽腫症	免疫系疾患
7	H T L V - 1 かんれんせきずいしょう 関連脊髄 症	神経・筋疾患
8	ふてきごうぶんびつしょうこうぐん A D H不適合分泌症 候 群	内分泌系疾患
9	おうしょくじんたいこっかしょう 黄色靭帯骨化症	骨・関節系疾患
10	かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸 炎	消化器系疾患
11	かすいたいぜんようきのうていかししょう 下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患

12	かれいせいおうはんへんせいしょう 加齢性黄斑変性 症	視覚系疾患
13	かんがいもんみやくへいそくしょう 肝外門 脈 閉 塞 症	消化器系疾患
14	かんせつ 関節リウマチ	免疫系疾患
15	かんないけっせきしょう 肝内結 石 症	消化器系疾患
16	ぎ せ い て い し ょ う 偽性低アルドステロン 症	内分泌系疾患
17	ぎ せ い ふ く こ う じ ょ う せん き の う て い か し ょ う 偽性副 甲 状腺機能低下症	内分泌系疾患
18	きゅうせきずいせいきんいしゆくしょう 球 脊 髄 性 筋 萎 縮 症	神経・筋疾患
19	きゅうそくしんこうせい し きゅうたいじんえん 急 速 進 行 性 系 球 体 腎 炎	腎・泌尿器系疾患
20	きょうひしょう 強皮症	皮膚・結合組織疾患
21	しょうこうぐん ギラン・バレ症候群	神経・筋疾患
22	きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患
23	びょう クッシング病	内分泌系疾患
24	ていこうしょう グルココルチコイド抵抗症	内分泌系疾患
25	ふ か せ しょうこうぐん クロー・深瀬症候群	神経・筋疾患
26	びょう クローン病	消化器系疾患
27	げきしょうかんえん 劇 症 肝 炎	消化器系疾患
28	けっせつせいかうかしょう 結節性硬化症	皮膚・結合組織疾患
29	けっせつせいどうみやくしゅういえん 結節性動 脈 周囲炎	免疫系疾患
30	けっせんせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 血栓性血 小 板 減 少 性 紫 斑 病	血液系疾患
31	げんばつせい し ょ う 原発性アルドステロン 症	内分泌系疾患
32	げんばつせいかう かせいたんかんえん 原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患
33	げんばつせいかう し けつしょう 原発性高脂血 症	代謝系疾患
34	げんばつせいそくさくこうかしょう 原発性側索硬化症	神経・筋疾患
35	げんばつせいたんじゅうせいかんこうへん 原発性胆 汁 性 肝 硬 変	消化器系疾患

36	げんばつせいめんえきふぜんしょうこうぐん 原発性免疫不全症 候 群	血液系疾患
37	こうかせいいいしゆくせいたいせん 硬化性萎縮性苔癬	皮膚・結合組織疾患
38	こうさんきゅうせいきんまくえん 好酸球性筋膜炎	皮膚・結合組織疾患
39	こうじゅうじんたいこっかしょう 後 縦 靱帯骨化症	骨・関節系疾患
40	こうそくがたしんきんしょう 拘束型心筋症	循環器系疾患
41	こうはんせきちゅうかんきょうさくしょう 広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患
42	こう 高プロラクチン ^{けっしょう} 血症	内分泌系疾患
43	こう 抗リン脂質抗体症 ^{ししつこうたいししょうこうぐん} 候 群	免疫系疾患
44	こつずいいけいせいしょうこうぐん 骨髓異形成症 候 群	血液系疾患
45	こつずいせんいしょう 骨髓線維症	血液系疾患
46	ゴナドトロピン ^{ぶんびつかじょうしょう} 分泌過剰 症	内分泌系疾患
47	こんごうせいけつごうそしきびょう 混合性結合組織病	皮膚・結合組織疾患
48	さいせいふりょうせいひんけつ 再生不良性貧血	血液系疾患
49	サルコイドーシス	呼吸器系疾患
50	シェーグレン ^{しょうこうぐん} 症 候 群	免疫系疾患
51	しきそせいかんびしょう 色素性乾皮症	皮膚・結合組織疾患
52	じ こ めんえきせいがんえん 自己免疫性肝炎	消化器系疾患
53	じ こ めんえきせいやうけつせいひんけつ 自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患
54	しんけいしょう 視神経症	視覚系疾患
55	じゃくねんせいはいきしゅ 若年性肺気腫	呼吸器系疾患
56	じゅうしょうきゅうせいすいえん 重 症 急 性 膵 炎	消化器系疾患
57	じゅうしょうきんわりよくしょう 重 症 筋 無 力 症	神経・筋疾患
58	しんけいせいかしよくしょう 神経性過食 症	内分泌系疾患
59	しんけいせいしよくよくふしんしょう 神経性食 欲 不 振 症	内分泌系疾患

60	しんけいせんいしゅしょう 神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患
61	しんこうせいかくじょうせい ま ひ 進行性核上性麻痺	神経・筋疾患
62	しんこうせいこつ かせいせんいけいせいしじょうしょう 進行性骨化性線維形成異常 症	骨・関節系疾患
63	しんこうせいた そうせいはいくしつしょう 進行性多巣性白質脳 症	神経・筋疾患
64	スティーヴンス・ジョンソン ^{しょうこうぐん} 症候群	皮膚・結合組織疾患
65	スモン	スモン
66	せいじょうあつすいとうしょう 正常圧水頭症	神経・筋疾患
67	せいじん ^{びょう} 成人スチル 病	免疫系疾患
68	せきずいくどうしょう 脊髄空洞症	神経・筋疾患
69	せきずいしょうのうへんせいしょう 脊髄小脳変性症	神経・筋疾患
70	せきずいせいきんいしゅくしょう 脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患
71	ぜんしんせい 全身性エリテマトーデス	免疫系疾患
72	せんたんきょだいしょう 先端巨大症	内分泌系疾患
73	せんてんせい えんちょうしょうこうぐん 先天性QT延長症候群	循環器系疾患
74	せんてんせいぎょりんせんようこうひしょう 先天性魚鱗癬様紅皮症	皮膚・結合組織疾患
75	せんてんせいふくじんひ しつこう そけっそんしょう 先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患
76	そくとうどうみゃくえん 側頭動脈炎	免疫系疾患
77	だいどうみゃくえんしょうこうぐん 大動脈炎症候群	免疫系疾患
78	だいのうひ しつきていかくへんせいしょう 大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患
79	たけいとういしゅくしょう 多系統萎縮症	神経・筋疾患
80	たそうせいうんどう 多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患
81	たはつきんえん 多発筋炎	免疫系疾患
82	たはつせいこうかしょう 多発性硬化症	神経・筋疾患
83	たはつせいのうほうじん 多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患

84	ちはつせいない すいしゅ 遅発性内リンパ水腫	聴覚・平衡機能系疾患
85	ちゅうすうせいにようほうしょう 中枢性尿崩症	内分泌系疾患
86	ちゅうどくせいひょうひ え し しょう 中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患
87	さんせい かすいたいせんしゅ T S H産生下垂体腺腫	内分泌系疾患
88	じゅようたいいじょうしょう T S H受容体異常症	内分泌系疾患
89	てんぽうそう 天疱瘡	皮膚・結合組織疾患
90	とくはつせいかくちょうがたしんきんしょう 特発性拡張型心筋症	循環器系疾患
91	とくはつせいかんしつせいはいえん 特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患
92	とくはつせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患
93	とくはつせいけっせんしょう 特発性血栓症	血液系疾患
94	とくはつせいだいたいこつとう え し 特発性大腿骨頭壊死	骨・関節系疾患
95	とくはつせいもんみゃくあつこうしんしょう 特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患
96	とくはつせいらいようそくせいかんおんなんちょう 特発性両側性感音難聴	聴覚・平衡機能系疾患
97	とつぱつせいなんちょう 突発性難聴	聴覚・平衡機能系疾患
98	なんちせい しょうこうぐん 難治性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患
99	のうほうせいかんせん 膿疱性乾癬	皮膚・結合組織疾患
100	のうほうせいせんいしょう 嚢胞性線維症	消化器系疾患
101	びょう パーキンソン 病	神経・筋疾患
102	びょう バージャー 病	免疫系疾患
103	はいどうみゃくせいはいこうけつあつしょう 肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患
104	はいほうていかんきしょうこうぐん 肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患
105	しょうこうぐん バット・キアリ症候群	消化器系疾患
106	びょう ハンチントン 病	神経・筋疾患
107	はんぱつせいとくはつせいこつぞうしよくしょう 汎発性特発性骨増殖症	骨・関節系疾患

108	ひ だいがたしんきんしょう 肥大型心筋症	循環器系疾患
109	いぞんしょうに がた ビタミンD依存症二型	内分泌系疾患
110	ひ ふ き ん え ん 皮膚筋炎	免疫系疾患
111	せい は ん さい き か ん し え ん びまん性汎細気管支炎	呼吸器系疾患
112	ひ ま ん て い か ん き しょうこうぐん 肥満低換気症 候群	呼吸器系疾患
113	ひょうひすいほうしょう 表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患
114	しょうこうぐん フィッシャー症候群	神経・筋疾患
115	びょう プリオン病	神経・筋疾患
116	びょう ベーチェット病	免疫系疾患
117	びょう ペルオキシソーム病	神経・筋疾患
118	ほっさせい や か ん にょうしょう 発作性夜間ヘモグロビン尿 症	血液系疾患
119	まんせい え ん しょうせいだつずいせいいた はつしんけいえん 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	神経・筋疾患
120	まんせいけいせんそくせんせいはいこうけつあつしょう 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患
121	まんせいすいえん 慢性膵炎	消化器系疾患
122	びょう ミトコンドリア病	神経・筋疾患
123	びょう メニエール病	聴覚・平衡機能系疾患
124	もうまくしき そへんせいしょう 網膜色素変性症	視覚系疾患
125	びょう もやもや病	神経・筋疾患
126	ゆうきよくせつけっきゅうぶとうびょう 有棘赤血球舞蹈病	神経・筋疾患
127	さいほうそしききゅうしょう ランゲルハンス細胞組織球症	呼吸器系疾患
128	びょう リソソーム病	神経・筋疾患
129	かんきんしゅしょう リンパ管筋腫症	呼吸器系疾患
130	しょうこうぐん レフェトフ症候群	内分泌系疾患

【参考】「障害者総合支援法の対象疾病」と「難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患」の対応表（疾患群別）

疾患群

- 血液系疾患 ○ 免疫系疾患 ○ 内分泌系疾患 ○ 代謝系疾患
- 神経・筋疾患 ○ 視覚系疾患 ○ 聴覚・平衡機能系疾患 ○ 循環器系疾患
- 呼吸器系疾患 ○ 消化器系疾患 ○ 皮膚・結合組織疾患 ○ 骨・関節系疾患
- 腎・泌尿器系疾患 ○ スモン

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
血液系疾患	30	けっせんせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 血栓性血小板減少性紫斑病	けっせんせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）
	36	げんばつせいめんえきふぜんしょうこうぐん 原発性免疫不全症候群	げんばつせいめんえきふぜんしょうこうぐん 原発性免疫不全症候群
	44	こつずいいけいせいしょうこうぐん 骨髓異形成症候群	ふおうせいひんけつ こつずいいけいせいしょうこうぐん 不応性貧血（骨髓異形成症候群）
	45	こつずいせんいしょう 骨髓線維症	こつずいせんいしょう 骨髓線維症
	48	さいせいふりょうせいひんけつ 再生不良性貧血	さいせいふりょうせいひんけつ 再生不良性貧血
	53	じこめんえきせいやうけつせいひんけつ 自己免疫性溶血性貧血	ようけつせいひんけつ 溶血性貧血
	118	ほつさせいやかん にょうしょう 発作性夜間ヘモグロビン尿症	
	92	とくはつせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 特発性血小板減少性紫斑病	とくはつせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 特発性血小板減少性紫斑病（ITP）
	93	とくはつせいけっせんしょう 特発性血栓症	とくはつせいけっせんしょう 特発性血栓症
免疫系疾患	5	せいにくげしゅせいけつかんえん アレルギー性肉芽腫性血管炎	せいにくげしゅせいけつかんえん アレルギー性肉芽腫性血管炎
	6	にくげしゅしょう ウェゲナー肉芽腫症	にくげしゅしょう ウェゲナー肉芽腫症
	14	かんせつ 関節リウマチ	あくせいかんせつ 悪性関節リウマチ
			かんせつ 関節リウマチ
	29	けっせつせいでうみやくしゅういえん 結節性動脈周囲炎	けっせつせいでうみやくしゅういえん けっせつせいたはつどうみやくえん 結節性動脈周囲炎、結節性多発動脈炎、
	102	びょう バージャー病	びょう ビュルガー病（バージャー病）
	43	こう ししつこうたいしょうこうぐん 抗リン脂質抗体症候群	こう ししつこうたいしょうこうぐん 抗リン脂質抗体症候群
(つづく)	50	しょうこうぐん シェーグレン症候群	しょうこうぐん シェーグレン症候群

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
免疫系疾患	67	せいじん びょう 成人スチル 病	せいじん びょう 成人スティル 病
	71	ぜんしんせい 全身性エリテマトーデス	ぜんしんせい 全身性エリテマトーデス (S L E)
	76	そくとうどうみやくえん 側頭動脈炎	そくとうどうみやくえん 側頭動脈炎
	77	だいでうみやくえんしょうこうぐん 大動脈炎症候群	だいでうみやくえんしょうこうぐん たかやすどうみやくえん 大動脈炎症候群 (高安動脈炎)
	81	たはつきんえん 多発筋炎	ひふ きん えん およ だはつせい きん えん 皮膚筋炎及び多発性筋炎 (P M / D M)
	110	ひふ きん えん 皮膚筋炎	
	116	べーちえつ びょう ベーチェット 病	べーちえつ びょう ベーチェット 病
内分泌系疾患 (つづく)	3	あじそん びょう アジソン 病	ふくじんていけいせい びょう 副腎低形成 (アジソン 病)
	8	ふてきごうぶんびつしょうこうぐん A D H不適合分泌症候群	ぶんびつじょうしょう A D H分泌異常症
	85	ちゅうすうせいにようほうしょう 中枢性尿崩 症	
	11	かすいたいぜんようきのうていかしょう 下垂体前葉機能低下症	かすいたいきのうていかしょう 下垂体機能低下症
			ぶんびつじょうしょう P R L分泌異常症
			ぶんびつじょうしょう ゴナドトロピン分泌異常症
			かすいたいせい ぶんびつじょうしょう 下垂体性 T S H分泌異常症
	16	ぎせいてい しょう 偽性低アルドステロン 症	ぎせいてい しょう 偽性低アルドステロン 症
	17	ぎせいふくこうじょうせんきのうていかしょう 偽性副甲状腺機能低下症	ぎせいふくこうじょうせんきのうていかしょう 偽性副甲状腺機能低下症
	23	くっしんぐ びょう クッシング 病	くっしんぐ びょう クッシング 病
	24	ぐるこるちこいどていこうしょう グルコルチコイド抵抗 症	ぐるこるちこいどていこうしょう グルコルチコイド抵抗 症
	31	げんばつせい しょう 原発性アルドステロン 症	げんばつせい しょう 原発性アルドステロン 症
	42	こう プロラクチン けっしょう 高プロラクチン 血症	ぶんびつじょうしょう P R L分泌異常症

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
内分泌系疾患	46	ゴナドトロピン ^{ぶんびつかじょうしょう} 分泌過剰症	ゴナドトロピン ^{ぶんびついじょうしょう} 分泌異常症
	58	神経性過食症 ^{しんけいせいかしょくしょう}	中枢性摂食異常症 ^{ちゅうすうせいせつしょくいじょうしょう}
	59	神経性食欲不振症 ^{しんけいせいしょくよくふしんしょう}	
	72	先端巨大症 ^{せんたんきょだいしょう}	先端巨大症 ^{せんたんきょだいしょう}
	75	先天性副腎皮質酵素欠損症 ^{せんてんせいふくじんひしつこうそけつそんしょう}	副腎酵素欠損症 ^{ふくじんこうそけつそんしょう}
	87	T S H ^{さんせい} 産生下垂体腺腫 ^{かすいたいせい}	下垂体性T S H ^{ぶんびついじょうしょう} 分泌異常症
	88	T S H ^{じゅうたいいじょうしょう} 受容体異常症	T S H ^{じゅうたいいじょうしょう} 受容体異常症
	109	ビタミンD依存症二型 ^{いぞんしょうにがた}	ビタミンD ^{じゅうようきこういじょうしょう} 受容機構異常症
	130	レフェトフ症候群 ^{しょうこうぐん}	甲状腺ホルモン ^{こうじょうせん} 不応症 ^{ふおうしょう}
代謝系疾患	4	アミロイド症 ^{しょう}	アミロイドーシス
	33	原発性高脂血症 ^{げんばつせいこうしけつしょう}	原発性高脂血症 ^{げんばつせいこうしけつしょう}
神経・筋疾患 (つづく)	2	亜急性硬化性全脳炎 ^{あきゅうせいこうかせいぜんのうえん}	亜急性硬化性全脳炎 (S S P E) ^{あきゅうせいこうかせいぜんのうえん}
	7	H T L V - 1 ^{かんれんせきずいしょう} 関連脊髄症	H T L V - 1 ^{かんれんせきずいしょう} 関連脊髄症 (H A M)
	18	球脊髄性筋萎縮症 ^{きゅうせきずいせいきんいしゆくしょう}	球脊髄性筋萎縮症、 Kennedy-Alter-Sung 病 ^{びょう}
	21	ギラン・バレー症候群 ^{しょうこうぐん}	ギラン・バレー症候群 (G B S) ^{しょうこうぐん}
	22	筋萎縮性側索硬化症 ^{きんいしゆくせいそくさくこうかしょう}	筋萎縮性側索硬化症 (A L S) ^{きんいしゆくせいそくさくこうかしょう}
	25	クロー・深瀬症候群 ^{ふかせしょうこうぐん}	単クローン抗体を伴う末梢神経炎 ^{たんこうたいともなまつしょうしんけいえん} (クロー・フカセ症候群) ^{しょうこうぐん}
	34	原発性側索硬化症 ^{げんばつせいそくさくこうかしょう}	原発性側索硬化症 ^{げんばつせいそくさくこうかしょう}
	57	重症筋無力症 ^{じゅうしょうきんむりょくしょう}	重症筋無力症 (M G) ^{じゅうしょうきんむりょくしょう}

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
神経・筋疾患	61	しんこうせいかくじょうせい ま ひ 進行性核上性麻痺	しんこうせいかくじょうせい ま ひ 進行性核上性麻痺
	63	しんこうせいたそうせいはいくしつとうしょう 進行性多巣性白質脳症	しんこうせいたそうせいはいくしつとうえん 進行性多巣性白質脳炎（PML）
	66	せいじょうあつすいとうしょう 正常圧水頭症	せいじょうあつすいとうしょう 正常圧水頭症
	68	せきずいくどうしょう 脊髄空洞症	せきずいくどうしょう 脊髄空洞症
	69	せきずいしょうのうへんせいしょう 脊髄小脳変性症	せきずいしょうのうへんせいしょう 脊髄小脳変性症
	70	せきずいせいきんいしゆくしょう 脊髄性筋萎縮症	せきずいせいきんいしゆくしょう せきずいせいしんこうせいきんいしゆくしょう 脊髄性筋萎縮症、脊髄性進行性筋萎縮症
	78	だいのうひしつきていかくへんせいしょう 大脳皮質基底核変性症	だいのうひしつきていかくへんせいしょう 大脳皮質基底核変性症
	79	たけいとういしゆくしょう 多系統萎縮症	たけいとういしゆくしょう 多系統萎縮症 （線条体黒質変性症、 オリブ橋小脳萎縮症、 シャイ・ドレーガー症候群）
	80	たそうせいうんどう 多巣性運動ニューロパチー	たそうせいうんどう 多巣性運動ニューロパチー （ルイス・サムナー症候群）
	82	たはつせいこうかしょう 多発性硬化症	たはつせいこうかしょう 多発性硬化症（MS）
	101	びょう パーキンソン病	びょう パーキンソン病
	106	びょう ハンチントン病	びょう ハンチントン病
	114	しょうこうぐん フィッシャー症候群	しょうこうぐん フィッシャー症候群
	115	びょう プリオン病	びょう クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）
			ゲルストマン・ストロイスラー・ シャインカー病（GSS）
			ちしせい かぞくせいふみんしょう 致死性家族性不眠症
	117	びょう ペルオキシソーム病	ふくじんはいくしつ 副腎白質ジストロフィー
			びょう ペルオキシソーム病
(つづく)	119	まんせいえんしょうせいだつずいせいたはつしんけいえん 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	まんせいえんしょうせいだつずいせいたはつしんけいえん 慢性炎症性脱髄性多発神経炎（CIDP）

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
神経・筋疾患	122	ミトコンドリア ^{びょう} 病	ミトコンドリア ^{びょう} 病
	125	もやもや ^{びょう} 病	モヤモヤ ^{びょう} 病（ウィリス動脈輪閉塞症 ^{どうみやくりんへいそくしょう} ）
	126	有棘赤血球 ^{ゆうきよくせつけつきゅうぶとうびょう} 舞蹈病	有棘赤血球 ^{ゆうきよくせつけつきゅうぶとうびょう} 舞蹈病、 有棘赤血球 ^{ゆうきよくせつけつきゅうぶとうびょう} を伴う ^{とも} 舞蹈病
	128	リソソーム ^{びょう} 病	ライソゾーム ^{びょう} 病
			ファブリー ^{びょう} 病、Fabry ^{びょう} 病【循環器系】
視覚系疾患	12	加齢性黄斑変性 ^{かれいせいおうはんへんせいしょう} 症	加齢性黄斑変性 ^{かれいせいおうはんへんせいしょう} 症
	54	視神経 ^{ししんけいしょう} 症	難治性視神経 ^{なんちせいししんけいしょう} 症
	124	網膜色素変性 ^{もうまくしきそへんせいしょう} 症	網膜色素変性 ^{もうまくしきそへんせいしょう} 症
聴覚・平衡機能系疾患	84	遅発性内リンパ水腫 ^{ちはつせいない すいしゅ}	遅発性内リンパ水腫 ^{ちはつせいない すいしゅ}
	96	特発性両側性感音難聴 ^{とくはつせいらいそうそくせいかんおんなんちよう}	特発性両側性感音難聴 ^{とくはつせいらいそうそくせいかんおんなんちよう}
	97	突発性難聴 ^{とつぱつせいなんちよう}	突発性難聴 ^{とつぱつせいなんちよう}
	123	メニエール ^{びょう} 病	メニエール ^{びょう} 病
循環器系疾患	40	拘束型心筋症 ^{こうそくがたしんきんしょう}	拘束型心筋症 ^{こうそくがたしんきんしょう}
	90	特発性拡張型心筋症 ^{とくはつせいかくちようがたしんきんしょう}	特発性拡張型（うっ ^{けつがた} 血型 ^{しんきんしょう} ）心筋症
	73	先天性QT延長症候群 ^{せんてんせい えんちようしょうこうぐん}	家族性突然死症候群 ^{かぞくせいとつぜんししょうこうぐん}
	108	肥大型心筋症 ^{ひだいがたしんきんしょう}	肥大型心筋症 ^{ひだいがたしんきんしょう}
呼吸器系疾患 (つづく)	49	サルコイドーシス	サルコイドーシス
	55	若年性肺気腫 ^{じゃくねんせいはいきしゅ}	若年性肺気腫 ^{じゃくねんせいはいきしゅ}
	91	特発性間質性肺炎 ^{とくはつせいかんしつせいはいえん}	特発性間質性肺炎 ^{とくはつせいかんしつせいはいえん}
	103	肺動脈性肺高血圧症 ^{はいどうみやくせいはいこうけつあつしょう}	肺動脈性肺高血圧症 ^{はいどうみやくせいはいこうけつあつしょう} 、 原発性肺高血圧症 ^{げんぱつせいはいこうけつあつしょう}

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
呼吸器系疾患	104	はいほうていかんきしょうこうぐん 肺胞低換気症候群	はいほうていかんきしょうこうぐん 肺胞低換気症候群
	111	せいはんさいきかんしえん びまん性汎細気管支炎	せいはんさいきかんしえん びまん性汎細気管支炎
	112	ひまんでいかんきしょうこうぐん 肥満低換気症候群	ひまんでいかんきしょうこうぐん 肥満低換気症候群
	120	まんせいけっせんそくせんせいはいこうけつあつしょう 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	まんせいけっせんそくせんせいはいこうけつあつしょう 慢性血栓塞栓性肺高血圧症、 まんせいはいけっせんそくせんしょう 慢性肺血栓塞栓症
	127	さいぼうそしききゅうしょう ランゲルハンス細胞組織球症	さいぼうそしききゅうしょう ランゲルハンス細胞組織球症
	129	かんきんしゅしょう リンパ管筋腫症	みゃくかんきんしゅしょう リンパ脈管筋腫症（LAM）、 はい 肺リンパ脈管筋腫症（LAM）
消化器系疾患	10	かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸炎	かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸炎
	13	かんがいもんみゃくへいそくしょう 肝外門脈閉塞症	かんがいもんみゃくへいそくしょう 肝外門脈閉塞症
	15	かんないけっせきしょう 肝内結石症	かんないけっせきしょう 肝内結石症
	26	びょう クローン病	びょう クローン病
	27	げきしょうかんえん 劇症肝炎	げきしょうかんえん 劇症肝炎
	32	げんばつせいこうかせいたんかんえん 原発性硬化性胆管炎	かんないたんかんしょうがい 肝内胆管障害
	35	げんばつせいたんじゅうせいかんこうへん 原発性胆汁性肝硬変	げんばつせいたんじゅうせいかんこうへん 原発性胆汁性肝硬変
	52	じこめんえきせいかんえん 自己免疫性肝炎	じこめんえきせいかんえん 自己免疫性肝炎
	56	じゅうしょうきゅうせいすいえん 重症急性膵炎	じゅうしょうきゅうせいすいえん 重症急性膵炎
	95	とくはつせいもんみゃくあつこうしんしょう 特発性門脈圧亢進症	とくはつせいもんみゃくあつこうしんしょう 特発性門脈圧亢進症
	100	のうほうせいせんいしょう 嚢胞性線維症	すいのうほうせんいしょう 膵嚢胞線維症
	105	しょうこうぐん バット・キアリ症候群	しょうこうぐん バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群
	121	まんせいすいえん 慢性膵炎	まんせいすいえん 慢性膵炎

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
皮膚・結合組織疾患	20	きょうひしょう 強皮症	きょうひしょう 強皮症
	28	けっせつせいこうかしょう 結節性硬化症	けっせつせいこうかしょう 結節性硬化症（プリングル病）
	38	こうさんきゅうせいきんまくえん 好酸球性筋膜炎	こうさんきゅうせいきんまくえん 好酸球性筋膜炎
	37	こうかせいいいしゅくせいたいせん 硬化性萎縮性苔癬	こうかせいいいしゅくせいたいせん 硬化性萎縮性苔癬
	47	こんごうせいけつごうそしきびょう 混合性結合組織病	こんごうせいけつごうそしきびょう 混合性結合組織病
	51	しきそせいかんびしょう 色素性乾皮症	しきそせいかんびしょう 色素性乾皮症（X P）
	60	しんけいせんいしゅしょう 神経線維腫症	しんけいせんいしゅしょう がた 神経線維腫症 型 （レックリング・ハウゼン病、 レックリングハウゼン病）
			しんけいせんいしゅしょう がた 神経線維腫症（ 型） しんけいせんいしゅしょう がた 神経線維腫症 型
	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	じゅうしょうたけいしんしゅつせいこうはん きゅうせいき 重症多形滲出性紅斑（急性期）
	86	ちゅうどくせいひょうひ え し しょう 中毒性表皮壊死症	
	74	せんてんせいぎょりんせんようこうひしょう 先天性魚鱗癬様紅皮症	せんてんせいぎょりんせんようこうひしょう 先天性魚鱗癬様紅皮症
	89	てんぼうそう 天疱瘡	てんぼうそう 天疱瘡
	99	のうほうせいがんせん 膿疱性乾癬	のうほうせいがんせん 膿疱性乾癬
	113	ひょうひすいほうしょう 表皮水疱症	ひょうひすいほうしょう 表皮水疱症
骨・関節系疾患	9	おうしょくじんたいこっかしょう 黄色靱帯骨化症	おうしょくじんたいこっかしょう 黄色靱帯骨化症
	39	こうじゅうじんたいこっかしょう 後縦靱帯骨化症	こうじゅうじんたいこっかしょう 後縦靱帯骨化症
	41	こうはんせきちゅうかんきょうさくしょう 広範脊柱管狭窄症	こうはんせきちゅうかんきょうさくしょう 広範脊柱管狭窄症
	62	しんこうせいこつかせいせんいけいせいじょうしょう 進行性骨化性線維形成異常症	しんこうせいこつかせいせんいけいせいじょうしょう 進行性骨化性線維形成症（F O P）
	94	とくはつせいだいたいこつとう え し 特発性大腿骨頭壊死	とくはつせい せいこつ え し しょう 特発性ステロイド性骨壊死症
			とくはつせいだいたいこつとう え し しょう 特発性大腿骨頭壊死症
	107	はんばつせいとくはつせいこつぞうしょくしょう 汎発性特発性骨増殖症	ぜんじゅうじんたいこっかしょう 前縦靱帯骨化症

疾患群	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
腎・泌尿器系疾患	1	I g A じんしょう 腎症	I g A じんしょう 腎症
	19	きゅうそくしんこうせい し きゅうたいじんえん 急速進行性糸球体腎炎	きゅうそくしんこうせい し きゅうたいじんえん 急速進行性糸球体腎炎
	83	たはつせいのうほうじん 多発性嚢胞腎	たはつせいのうほうじん 多発性嚢胞腎
	98	なんちせい しょうこうぐん 難治性ネフローゼ症候群	なんちせい しょうこうぐん 難治性ネフローゼ症候群
スモン	65	スモン	スモン

．難病等の基礎知識

1．難病とは

(1) 難病の定義

昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、難病は、
原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれの少なくない疾病
経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

【参考】難治性疾患克服研究事業概要

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたる支障がある疾患について、研究班を設置し、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う。
現在 130 疾患が対象。

また、「特定疾患治療研究事業」では、調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患を対象としています。

【参考】特定疾患治療研究事業概要

難病患者の医療費の助成制度。治療費の自己負担分の一部を国と都道府県が公費負担として助成する。認定されると「特定疾患医療受給者証」が交付される。
現在 56 疾患が対象。

(2) 難病対策の見直し

平成23年9月から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、今後の難病対策の在り方について検討が進められ、平成25年12月13日に、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保と難病患者の療養生活の質の向上を目的として官民が協力して取り組むべき改革の内容として、「難病対策の改革に向けた取組について（報告書）」がとりまとめられました。また、当該報告書等を踏まえ、平成26年2月12日に難病の患者に対する医療等に関する法律案が第186回通常国会に提出されました。今後は、難病の克服と共生社会の実現に向けて、当該法律案の成立を目指すこととしています。

2．難病の特徴（症状の変化や進行、福祉ニーズ等）

難病には、症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい等の特徴に加え、進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり悪化したりするという難病特有の症状が見られます。

また、半数以上で合併症や薬剤による副作用、二次障害が見られ、生活の質が

損なわれやすいと言えます。

平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の利用について行ったアンケート調査では、「利用したいが制度内容がよくわからない」、「サービスについて知らない」が合わせて28%あり、必ずしも事業が十分に周知されているとは言えませんでした。

また、今後利用したいサービスとしては、日常生活用具の給付が一番多く、ホームヘルプサービス、短期入所と続いており、在宅での療養生活を支えるサービスの充実が望まれています。

○疾患群別の難病の特徴

「特定疾患介護ハンドブック（監修／疾病対策研究会）」、

「難病患者等ホームヘルパー養成研修テキスト（監修／厚生労働省特定疾患の生活の質（QOL）の向上に資するケアの在り方に関する研究班・疾病対策研究会）」より

疾患群	難病の特徴
血液系疾患	● 貧血による運動機能の低下、止血機能を持つ血小板の減少による出血傾向などが見られます。血小板数によって日常生活の中での活動度を考える必要があります。 ● 特に、原発性免疫不全症候群では、感染の予防と早期治療が必要です。常に、皮膚、口腔内等を清潔に保ち、発熱、咳、鼻汁など一見かぜ症状でも診察を受ける必要があります。
免疫系疾患	● 皮膚粘膜症状、腎炎、神経障害などに加え、腸、眼、脳など多臓器が侵されます。日和見感染症といって通常はあまり起きない感染が原因で死亡することがあります。 ● 全身の血管に炎症が起きる疾患ではいろいろな臓器に虚血症状を起こし、脳、心、腎などの重要な臓器の血流が不全になります。加えて、眼にも症状が出るものもあり、視覚障害にも配慮が必要です。
内分泌系疾患	● ホルモンが不足する疾患と、ホルモンが過剰となる疾患があります。ホルモンの機能により症状は様々で、変動が大きいものがあることが特徴です。 ● ホルモンが不足している場合は補充を行い、過剰な場合は働きを抑えることが必要になります。
代謝系疾患	● 多くは乳児期、幼児期に発症しますが、大人になってから発症するものもまれではありません。全身の細胞に代謝産物が蓄積することで、四肢の痛み、血管腫、腎不全、心症状も出現します。

神経・筋疾患	●手足の運動が障害され、労働に必要な動作や日常生活上の動作である歩行、食事、排泄、整容などが十分にできなくなります。 ●一般に治療効果が上がらず、時とともに臥床を余儀なくされ介護負担が増します。 ●考えたり感じたりする能力は低下しないことがほとんどであり、患者自身の葛藤や介護が十分でないことでの不満が起きますが、適切な介助や援助によってＱＯＬが向上できます。
視覚系疾患	●視野が狭くなったり夜間や暗い部屋での視力が極端に低下することがあり、失明に至る場合もあります。視覚障害者としての介護が必要です。
聴覚・平衡機能系疾患	●めまいを引き起こす疾患では、強い発作が起これば入院が必要となることもあります。頭や体の向きを急に変えないなどの注意も必要です。
循環器系疾患	●動悸、易疲労感、浮腫、息切れなどの心不全症状がみられます。心不全症状や不整脈などの症状を変化させるような運動負荷を避けるため、家事の代行などが必要です。
呼吸器系疾患	●呼吸機能の低下により、運動機能が低下し階段昇降や肉体労働ができなくなります。風邪をこじらせ肺炎などを合併すると一気に重篤な状態になるほか、喫煙などの室内外の空気の汚れにより症状は増悪します。
消化器系疾患	●腸疾患では粘血便、下痢、腹痛が慢性的に再発したり治療により改善したりし、緊急手術が必要な場合もあります。難治例や再発を繰り返して入退院を繰り返す例では、同世代の男女と比べ著しいＱＯＬの低下があるといえます。 ●肝・胆・膵疾患では、門脈圧亢進による食道静脈瘤、腹水、脾機能亢進などの肝不全症状や、皮膚のかゆみ、黄疸などが見られます。
皮膚・結合組織疾患	●外見の変化や合併症のため日常生活が極度に制限されるので十分な介護が必要になります。皮膚症状の緩和に加え眼、難聴、小脳失調症などの歩行障害を合併するものもあります。
骨・関節系疾患	●神経・筋疾患と同様の症状が起きます。脊髄及び神経根の圧迫障害をきたした場合は、手術療法に限界もあり、対麻痺や四肢麻痺を起こす場合もあります。

腎・泌尿器系疾患	● 血尿や、尿が出なかったり少なかったりすることがあります。腎機能に応じて、食塩や蛋白質、水分などの制限が必要になります。 ● 特に多発性嚢胞腎では嚢胞が尿路を圧迫することで、感染症を引き起こすことがあります。嚢胞が大きくなると、打撲などで腎臓が破裂する場合があります。
スモン	● 中枢神経と末梢神経を侵し、びりびり感などの異常感覚が特徴で、多様な合併症が出現します。

【参考】平成２２年度 難病患者等の日常生活と福祉ニーズに関するアンケート調査

○ 症状の変化の状況（複数回答あり）

No.	カテゴリ	件数	（全体）％	（無回答除く）％
1	毎日ある	569	41.2	48.0
2	一時的なもの	95	6.9	8.0
3	ほとんど変化しない	107	7.8	9.0
4	1日のうちで変化がある	258	18.7	21.8
5	日によって変化が大きい	383	27.8	32.3
6	進行している	263	19.1	22.2
7	快方に向かっている	28	2.0	2.4
8	大きな周期で良くなったり悪くなったりする	166	12.0	14.0
9	その他	33	2.4	2.8
	無回答	194	14.1	
	サンプル数	1380	100.0	1186

○ 合併症や２次障害、副作用の有無（複数回答あり）

No.	カテゴリ	件数	（全体）％	（無回答除く）％
1	合併症がある	352	25.5	28.9
2	２次障害がある	237	17.2	19.5
3	副作用による疾患・障害がある	327	23.7	26.8
4	特にない	526	38.1	43.2
	無回答	162	11.7	
	サンプル数	1380	100.0	1218

○ 難病患者等居宅生活支援事業の利用

No.	カテゴリ	件数	（全体）％	（無回答除く）％
1	利用している （今後利用する予定）	81	5.9	7.6
2	利用したいが利用対象外となり利用できない	41	3.0	3.8
3	利用したいが制度内容がよくわからない	74	5.4	6.9
4	利用する必要がない	561	40.7	52.3
5	サービスについて知らない	306	22.2	28.5
6	サービスをやってくれるところがなく利用できない	9	0.7	0.8
	無回答	308	22.3	
	サンプル数	1380	100.0	1072

○ 今後利用したい難病患者等居宅生活支援事業（複数回答あり）

No.	カテゴリー	件数	（全体）%	（無回答除く）%
1	ホームヘルプサービス	79	38.5	46.5
2	短期入所（ショートステイ）	49	23.9	28.8
3	日常生活用具の給付	97	47.3	57.1
4	利用は考えていない	14	6.8	8.2
	無回答	35	17.1	
	サンプル数	205	100.0	170

3．難病情報センター

「難病情報センター（運営：公益財団法人難病医学研究財団）」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている疾患を中心に、国の難病対策、病気の解説や関連情報の提供などを行っています。

難病等の詳細な内容を調べる際には、難病情報センターのホームページ（<http://www.nanbyou.or.jp/>）を活用してください。

4．難病相談・支援センター

各都道府県にある「難病相談・支援センター」では、患者の視点に立ち、難病患者や家族等に対する相談支援などを行っています。

「難病相談・支援センター」の所在地、連絡先等は、難病情報センターのホームページで確認してください。

（都道府県難病相談・支援センター一覧 <http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361>）

5．難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等は平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」において、ホームヘルプサービス等のサービスを利用してきましたが、平成25年4月1日からは障害福祉サービス等を利用することになりました。

【参考】難病患者等居宅生活支援事業概要

難病患者等のQOL（生活の質）の向上を目指し、居宅における療養生活を支援する事業。（厚生労働省健康局所管）

〔事業内容〕

- ・ 難病患者等ホームヘルプサービス事業
- ・ 難病患者等短期入所事業
- ・ 難病患者等日常生活用具給付事業

〔実施主体〕

市町村（特別区を含む）

〔対象者〕

日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする難病患者等であって、次の全ての要件をみたす者。

難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者

在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者
介護保険法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない者

【参考】難病患者等居宅生活支援事業の利用者数等（平成２２年度実績）

○ホームヘルプサービス（１４６市町村、計３１５人）

対象疾患名	利用者数
全身性エリテマトーデス	４５人
多発性筋炎及び皮膚筋炎	２３人
多発性硬化症	１９人
強皮症	１４人
重症筋無力症	１３人
シェーグレン症候群	１２人
ベーチェット病	１１人
混合性結合組織病	１０人

（以下、省略）

○短期入所（５市町村、計１０人〔平均日数４.３日〕）

対象疾患名	利用者数
筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）	５人
パーキンソン病	３人
もやもや病	１人
シャイ・ドレーガー症候群（多系統萎縮症）	１人

○日常生活用具給付（２８５市町村、計７２９件）

対象疾患名	利用件数
筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）	２４１件
パーキンソン病	１０２件
脊髄小脳変性症	４４件

利用実績上位の３疾患

６．身体障害者手帳の取得

難病患者等のうち、身体障害者福祉法で規定する障害のある方は、身体障害者手帳を取得されており、平成２５年度以前から障害福祉サービスを利用している方もいます。

【参考】身体障害者手帳の所有率（平成２２年度）

特定疾患調査解析システム入力データより

対象疾患名	所有率（所有者数／患者数）
亜急性硬化性全脳炎	87.5%（ 35 / 40 ）
脊髄性筋萎縮症	72.0%（ 322 / 447 ）
副腎白質ジストロフィー	68.4%（ 78 / 114 ）
網膜色素変性症	55.6%（ 8,524 / 15,328 ）
球脊髄性筋萎縮症	54.4%（ 319 / 586 ）
筋萎縮性側索硬化症	53.2%（ 3,423 / 6,431 ）
脊髄小脳変性症	53.1%（ 7,373 / 13,882 ）
ハンチントン病	48.7%（ 273 / 561 ）
多系統萎縮症	47.8%（ 3,729 / 7,797 ）
特発性大腿骨頭壊死症	46.6%（ 4,202 / 9,023 ）
悪性関節リウマチ	43.2%（ 1,820 / 4,209 ）
広範脊柱管狭窄症	41.3%（ 1,339 / 3,242 ）
肺動脈性肺高血圧症	41.1%（ 111 / 270 ）

（以下、省略）

．認定調査の留意点

難病患者等に対する障害支援区分の調査や認定は、障害者に対して実施している現行の調査項目や基準等で行います。

しかし、難病患者等は障害が固定している身体障害者と違い、症状が変化したり進行する等の特徴があるため、それらを踏まえ認定調査を行う必要があります。

- 「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」を含めて判断する。
- 「難病等の症状に変化がある場合」等は、「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「できたりできなかったりする場合」や「難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

なお、難病等の「状態」には、治療や投薬などにより生じた「副作用」も含まれます。

また、合併症やその他の疾病などのために生活上の支障が生じている場合は、それらの「状態」も含めて認定調査が必要です。

【参考】難病患者等に対する試行的な認定調査と判定の実施

厚生労働省では、「平成24年度障害程度区分調査・検証事業」において、難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、短期入所)を利用している難病患者等を対象に、試行的な認定調査と判定、調査員や市町村審査会委員を対象にしたアンケートを実施し、本マニュアルを作成する際の参考としました。

1．難病患者等とその家族への接し方や配慮すべき事柄

難病患者等は、治療方法が確立していない疾患に罹患し、往々にして生涯にわたる長期間の療養を必要とすることから、生活面における制約や経済的な負担が大きく、また、病名や病態が知られていないために、社会の理解が進んでおらず、就業など社会生活への参加が進みにくい状態にあります。

現在問題となっている症状として、痛み、手足に力が入らない、倦怠感などが挙げられており、外見上はわかりにくい症状に悩まされていることも多く、配慮が必要です。

また、難病患者等は家族の支援などで遠方の医療機関に通う場合も多く、将来の生活不安も抱えており、患者や家族の視点に立って接することが求められます。

- 難病患者等は、平成25年度から障害福祉サービス等の対象になりましたが、本人も家族も障害福祉サービス等の制度や具体的な内容がよく分かっていない場合があります。調査の実施にあたっては、制度や調査目的などについて、分かりやすく説明する必要があります。

- 「疲れやすい」、「集中力が持続できない」などの症状がある難病患者等については、調査の時、状況に応じて休憩を設けるなどの配慮が必要です。
- 「言語障害」や「四肢麻痺」などの症状のために、会話や意思伝達が困難な難病患者等については、家族や介護者（支援者）などの協力のもと、コミュニケーションする必要があります。
- 難病等には一見して身体機能に障害がない疾病もあり、健康な人と同じように生活している難病患者等もいますが、難病等の症状や副作用のために、日常生活の中で様々な問題が生じています。認定調査員は、難病患者等が「日常生活で困っていること」、「不自由があること」などを先入観なく理解する必要があります。
- 治療の疲れや将来への不安などから、強いストレスを受け、精神的に不安定な状態にある難病患者等もいます。また、闘病を支える家族も強いストレスを受け、同じように精神的に不安定な方もいます。
- 難病等は、原因が不明だったり治療方法が確立しておらず、周囲から“よく分からない病気”と思われることがあるため、疾病名や症状などを隠して仕事や生活している場合もあります。

【参考】認定調査員が配慮したこと、対応に困ったこと等

「平成24年度障害程度区分調査・検証事業」
認定調査員へのアンケート結果より

【配慮したこと】

- 日頃から難病患者等と関わりのある保健師が同行した。
- 難病患者等が疲れやすいので、調査時間が長時間にならないように注意した。
- 全身に痛みがあるため、難病患者等と家族からの聞き取りのみで対応した。

【対応に困ったこと】

- 調査員に対する不信感があった。（難病等の知識や理解があるか等）
- 説明の時に「障害」や「障害者」という表現に過剰な反応をされた。
- 日頃の症状などの説明をうまく理解できなかった。

【その他】

- 日頃から痛みなどに耐えて生活している。その苦しみを理解しようとする姿勢が大切だと感じた。
- 一見すると健常者のように見えるが、生活のあらゆる場面に支援が必要だった。
- 家族への遠慮があり、家族が不在の時に聞き取りできた内容があった。

2. 申請時の確認について

市区町村の窓口においては、支給申請の時に、申請者の疾病が本別冊マニュアル

4 ページの「2. 障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病」に該当するか診断書などで確認してください。また、症状が進行する難病等の場合は、発症時期の確認も重要です。

3. 認定調査員について

難病患者等の認定調査を担当する認定調査員は、保健師や看護師など医療に関する専門的な知識を有している者になることが望まれます。

また、その他の資格を有する認定調査員が担当する場合でも、保健所の保健師などが同行して、難病患者等や家族への配慮や調査員への助言を行うことで、円滑な調査を行うことが望まれます。

衛生部局等との十分な調整、連携のうえ、担当する認定調査員を選定し、調査を実施してください。

認定調査を指定一般相談支援事業者等に委託している場合は、資格の有無を確認する等、認定調査が適切に行われるよう、十分に調整してください。

4. 認定調査を行う前に確認する内容

認定調査を行う前に、該当する難病等の症状や治療法、薬剤の効果や副作用などを確認することは重要です。

認定調査員は、本別冊マニュアル18ページの「難病等の基礎知識」の内容や「難病情報センター」のホームページなどで、該当する難病等の症状や特徴などを十分に確認してください。

また、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の利用実績がある難病患者等については、利用内容や回数、時間等は概況調査の時の参考になるため、衛生部局等に確認してください。

5. 難病等の特徴を踏まえた調査の実施

認定調査員は、難病等の症状や特徴などを踏まえて調査を行う必要があります。

(1) 家族や介護者（支援者）などからの聞き取り

認定調査員が調査の日だけで、本人にしか分からない自覚症状や症状の変化等を全て確認することは非常に困難です。

本人（難病患者等）からの聞き取りの他、日頃から接している家族や介護者（支援者）、看護師、ボランティアなどからの聞き取りも十分に行ってください。

(2) 難病等の状態の確認

まず始めに、難病患者等の状態を確認してください。

市町村審査会で判定する時の重要な情報になりますので、難病患者等の状態がイメージしやすいように具体的に記載してください。

認定調査における特記事項として確認しますが、通常の特記事項の様式では記載が難しいと思われるため、追加する様式の例（別紙1「難病患者等の状態について」）を参考にしてください。

障害福祉サービスが必要な理由の確認

難病患者等は、これまで障害福祉サービスを利用せずに、自らの努力や工夫で日常生活を過ごしてきた方も多いため、単純に「できる、できない」の確認ではなく、難病等の症状や副作用のために「日常生活で困っていること」や「不自由があること」、「動作にかかる時間」、「症状が悪いとき実際にどのように行っているのか」などを具体的に確認してください。

症状の変化の確認

症状が変化(重くなったり軽くなったり)する場合は、「できたりできなかったりする場合におけるできない状況(支援が必要な状態)」の詳細な聞き取りを行ってください。

また、「できたりできなかったりする場合」や「難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載してください。

【変化の例】

- ・ 1日の中で変動する
- ・ 毎日変動する
- ・ 急に重くなる
- ・ 数ヶ月(季節)で変動する
- ・ 天候で変わる 等

【参考】市町村審査会委員が審査判定で必要と思う特記事項の内容

「平成24年度障害程度区分調査・検証事業」
市町村審査会委員へのアンケート結果より

アンケート結果の内容は、基本的には「もっと情報が必要」「より詳細に記載してほしい」というものでした。具体的な内容は、以下のとおりです。

- 生活しづらさや苦勞について、より詳細に記載してほしい。
- 現在の状態だけでなく、過去の状態や今後の見込みについても記載してほしい。
- 症状だけでなく、どのくらいの頻度で、どの程度の支援が必要なのか具体的な内容を記載してほしい。
- 症状に波があるので、年間を通しての生活上の困難さを記載してほしい。
- 自覚症状の有無や程度を記載してほしい。
- 精神面への影響について記載してほしい。
- 調査員が「できる」と判断しても、「できる」には無理をしてやっている場合なども含まれるので、その状態も記載してほしい。
- 判断に迷った場合は、状況をそのまま記載する方が参考になる。

【参考】認定調査員が確認した「難病等の症状・副作用」や「障害福祉サービスが必要な状態」の例
「平成24年度障害程度区分調査・検証事業」より

以下の内容は、試行的な認定調査を実施した難病患者等について、認定調査員が確認
した内容を参考として整理したものです。

この調査は、平成24年度に難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、短期入所)を利用した難病患者等を対象としたものであり、下記にお示した事例は、各疾病の全ての症状・副作用や状態等を網羅したものではありませんので、その他の症状等があることに注意願います。

- 試行的な認定調査で調査員が確認できた難病患者等の状態のうち、主な「症状・副作用」と「日常生活で困っていること」は以下のとおりです。

「症状・副作用」

- ・筋力の低下
- ・手足の痛み、腫れ、しびれ
- ・関節痛
- ・易疲労感（疲れやすい）
- ・全身倦怠感（体がだるい）

「日常生活で困っていること」

- ・歩行や着替え等に介助が必要
- ・長時間動けない
- ・力が入らない
- ・重たいものが持てない
- ・調理や掃除、買い物などの家事を手伝ってほしい

- また、治療の疲れや投薬の副作用、今後の不安などのため、「感情が不安定」や「不眠」、「行動に落ち着きがない」、「うつ状態」、「意欲が乏しい」などの状態にある方が見られました。

疾病名	疾患群	症状等
強皮症	皮膚・結合組織疾患	難病等の症状・副作用 ○皮膚硬化（手指の腫れ・こわばり、力が入らない） ○レイノー症状 （冷たいものに触れると蒼白～紫色になる、痛み、しびれ） ○肺線維症（息苦しさ、疲れやすい） ○逆流性食道炎（飲み込みづらい） 障害福祉サービスが必要な状態 ○階段の上り下りが困難（呼吸困難） ○タオルが絞れない ○衣服の着用が困難 ○包丁を強く握れない ○堅い食材を切れない ○洗剤、スプレーを使用できない（呼吸困難） ○シーツなど重いものを干せない ○重たいものを持てない

疾病名	疾患群	症状等
自己免疫性肝炎	消化器系疾患	難病等の症状・副作用 ○ 全身のしびれ ○ 不眠 障害福祉サービスが必要な状態 ○ 歩行、座位保持が困難 ○ 長時間立ち続けて調理できない ○ 掃除機が重くて使えない ○ 重たいものを持つことができない
重症筋無力症	神経・筋疾患	難病等の症状・副作用 ○ 筋力低下、しびれ、痛み、ふらつき ○ 易疲労感（疲れやすい） ○ 嚥下障害 ○ 眼瞼下垂（目が開きづらい、目が開かない） ○ 複視（二重に見える） 症状の日内変動あり 障害福祉サービスが必要な状態 ○ 寝返りや立ち上がりなどの「移動や動作等に関する項目」等を行うことが困難 ○ 浴槽で溺れそうになる ○ 急に動けなくなる ○ 食事の時に見守りが必要 ○ 固い食材は小さくしないと食べられない ○ 力が入らない ○ 自由に動けない ○ 重たいものが持てない ○ 洗濯物が干せない ○ 交通機関の利用に介助が必要
神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	難病等の症状・副作用 神経線維腫(腫瘍)の摘出による ○ 四肢の麻痺、拘縮 ○ 気管切開 ○ 胃ろう ○ 嚥下障害 ○ 視力低下 ○ 聴力低下 障害福祉サービスが必要な状態 ○ 洗身などの介助が必要（気管切開、胃ろうの保護） ○ 家事支援（気管切開、胃ろうの保護） ○ 食事の時の見守り

疾病名	疾患群	症状等
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	難病等の症状・副作用 ○発熱 ○全身倦怠感（体がだるい） ○易疲労感（疲れやすい） ○筋力低下、しびれ、ふらつき ○関節炎、関節痛（手や指などの腫れ、痛み） ・指先に力が入らない ・重たいものを持てない ・無理に動かすと痛みがひどくなる ○皮膚症状（湿疹、出血しやすい、口内炎） ○めまい ○意欲低下 ○感情が不安定 ○不眠 ・深夜・明け方に寝つく ・睡眠導入剤を服用してもうまくコントロールできない ○集中力低下 ○精神神経症状（幻視幻聴、うつ状態、認識力低下） 障害福祉サービスが必要な状態 ○横になって休息する時間が必要 ○ボタンが留められない ○長時間立ち続けて調理できない ○包丁を強く握れない ○堅い食材を切れない ○手がしびれて食器を持てない、落とす ○食器を洗えない ○掃除機が重くて使えない ○ふらつくので洗濯物を干せない ○シーツなど重いものを干せない ○重たいものを持てない ○ふらつくのでバス等の乗り降りに介助が必要
多発性硬化症	神経・筋疾患	難病等の症状・副作用 ○筋力低下、運動失調、不随意運動 ○嚥下障害 ○視力障害 障害福祉サービスが必要な状態 ○寝返りや立ち上がりなどの「移動や動作等に関する項目」等を行うことが困難 ○食事、飲水の時の見守り ○自由に動けない ○重たいものが持てない ○交通機関の利用に介助が必要

疾病名	疾患群	症状等
特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	難病等の症状・副作用 ○呼吸困難 ○立ちくらみ、めまい ○心不全 障害福祉サービスが必要な状態 ○起き上がれない ○立ち上がれない ○家事困難（心不全の発作時は全介助）
バージャー病	免疫系疾患	難病等の症状・副作用 ○筋力の低下、しびれ ○手足の痛み、冷え ○指先の壊死、切断 障害福祉サービスが必要な状態 ○長時間の移動が困難 ○重たいものが持てない ○立ち続けて調理できない
皮膚筋炎	免疫系疾患	難病等の症状・副作用 ○筋力低下、しびれ、痛み 障害福祉サービスが必要な状態 ○寝返りや立ち上がりなどの「移動や動作等に関する項目」等を行うことが困難 ○長時間の移動が困難 ○外出時に転倒する ○家事困難（体調が悪いと全くできない） ○重たいものが持てない ○交通機関の利用に介助が必要
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	神経・筋疾患	難病等の症状・副作用 ○手足の脱力、筋力低下、しびれ ○易疲労感（疲れやすい） ○易感染性（感染しやすい） 障害福祉サービスが必要な状態 ○転びやすい ○重たいものが持てない

疾病名	疾患群	症状等
もやもや病	神経・筋疾患	難病等の症状・副作用 ○四肢脱力、握力低下 ○認識力低下 ○意欲低下 障害福祉サービスが必要な状態 ○重たいものを持つことができない ○金銭管理ができない ○やる気が起こらない、何もしたくない

【参考】障害程度区分調査・検証事業では確認できなかった疾病について

○ベーチェット病

皮膚・粘膜（口腔等） 腸管、血管、神経などに症状が出るだけでなく、眼に症状が出るため視覚障害を引き起こすことがあることに注意が必要。

（３）認定調査等の実施

難病等の状態の確認が終わったら、「認定調査員マニュアル」に基づき、認定調査等を開始してください。

なお、特記事項については、最初に確認した「難病患者等の状態」と重複する内容も含まれますが、省略せずに詳細に記載してください。

疲れやすい方や集中力が持続できない方などについては、状況に応じて、休憩を設けるなど配慮してください。

症状が変動する方については、調査の日が「症状がより軽度の状態」の時には、移動や動作などの調査項目を「支援が不要」と判断するのではなく、聞き取りした「できたりできなかったりする場合におけるできない状況（支援が必要な状態）」に基づいて判断し、症状の変動に関する状況等を特記事項に記載してください。

．医師意見書記載の留意点

1．医師意見書の役割

「医師意見書」は、一般的な診断書ではなく、市町村審査会において、主治医の医学的観点からの意見を難病患者等の障害支援区分の認定に反映させるために必要な書類です。

市町村審査会の委員には福祉・介護関係者もいるため、専門用語は避けて、分かりやすい内容で記載してください。

記載方法などの基本的な内容は「医師意見書記載の手引き」を確認してください。
また、別紙2の「医師意見書の記載例」を参考にしてください。

2．記載上の留意点

医師意見書に記載する時には、以下の点に注意してください。

(1) 診断名について

「1 - (1) 診断名及び発症年月日」には、本別冊マニュアル4ページの「2．障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病」の疾病名を記載してください。

なお、難病等によっては、さらに疾病が分類される場合がありますが、その場合は()書きで補足してください。

また、合併症やその他の疾病などがある場合も、疾病名等を記載してください。

(2) 症状の変化について

難病等の症状に変化(寛解、再燃を繰り返すなど)や進行がある場合は、「1 - (2) 症状としての安定性」の具体的な状況を記載してください。

症状が変化する場合は、「症状がより重度の状態」と「症状がより軽度の状態」など、どのように変化するか具体的に記載してください。

また、症状が「どのくらいの時間・期間」で変化するかを具体的に記載してください。

【変化の例】

- ・ 1日の中で変動する ・ 毎日変動する ・ 急に重くなる
- ・ 数ヶ月(季節)で変動する ・ 天候で変わる 等

症状が進行する場合は、「どのくらいの期間」で「どのような状態」になることが想定されるか、具体的に記載してください。

症状の変化や進行は、障害支援区分の認定や有効期間を判断する重要な情報です。難病患者等本人や家族では分からない場合があるため、必ず記載してください。

「(3) 症状の経過及び治療内容について」と合わせて記載しても結構です。

(3) 症状の経過及び治療内容について

難病等の症状の経過と治療内容を、「1 - (3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容」に記載してください

難病等の症状の経過については、時期も具体的に記載してください。

投薬を行っている場合は、薬剤の名称や投薬量、効果、副作用などについて具体的に記載してください。

難病等以外の合併症やその他の疾病などについても、記載してください。

(4) 身体の状態に関する意見について

「2. 身体の状態に関する意見」では、「身体状況（麻痺や筋力の低下、関節の痛み等）」の内容、程度についてチェック、記載してください。

症状の変化により状態が変わる場合は、空欄に補足してください。

(5) 行動及び精神等の状態に関する意見について

「3. 行動及び精神等の状態に関する意見」では、「行動上の障害」、「精神症状・能力障害二軸評価」、「生活障害評価」、「精神・神経症状」及び「てんかん」の内容、程度についてチェック、記載してください。

症状の変化により状態が変わる場合は、空欄に補足してください。

「行動上の障害」、「精神症状・能力障害二軸評価」、「生活障害評価」の記載を行う医師の診療科に制限はありませんので、主治医の医学的観点から評価してください。

（難病患者等が精神科に受診している等、他に「行動上の障害」、「精神症状・能力障害二軸評価」、「生活障害評価」の記載が可能な医師がいる場合は、当該医師に確認のうえ記載してください。）

(6) 看護職員等が行う特別な医療について

「4. 特別な医療」では、14項目の診療補助行為について、看護職員等が行った行為にチェックしてください。

平成24年4月から、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件の下に「たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）」及び「経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）」の行為を実施できることになりました。

介護福祉士等が「たんの吸引」及び「経管栄養」を行った場合もチェックすることになりますので、注意してください。

(7) サービス利用に関する意見について

「5. サービス利用に関する意見」では、現在認められる又は概ね6ヶ月以内に発生する可能性が高い「尿失禁」や「転倒・骨折」等の有無のチェックと対処方針を記載してください。

症状の変化や進行により、6ヶ月以降に状態が変わる可能性がある場合は、空欄に補足してください。

また、「障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項」、「感染症

の有無」についても記載してください。

(8) その他特記すべき事項について

「 6 . その他特記すべき事項」では、 1 ～ 5 に記載した症状や意見等以外で、障害支援区分の認定及び障害福祉サービスの利用に関して参考となる意見などを記載してください。

症状の悪化を防ぐために障害福祉サービスの利用が必要な理由 等

【参考】市町村審査会委員が審査判定で必要と思う医師意見書の内容

「平成 2 4 年度障害程度区分調査・検証事業」

市町村審査会委員へのアンケート結果より

アンケート結果の内容は、基本的には「わかりやすい説明がほしい」「具体的な情報を記載してほしい」というものでした。具体的な内容は、以下のとおりです。

- 難病等の症状が理解しやすい説明を記載してほしい。(専門用語は避けてほしい。)
- 難病患者等の状態がイメージできるような具体的な内容を記載してほしい。
- 現在の状態だけでなく、過去の状態や今後の見込みについても記載してほしい。
- 今後の症状の変化 (1 年ごとの変化等) についても記載してほしい。
- 薬の効果や副作用についても具体的に記載してほしい。
- 寛解 (緩解) 期であっても、詳しい症状の説明を記載してほしい。
- 精神面 (不安や抑うつ等) から日常生活に与える影響を詳細に記載してほしい。
- 障害福祉サービスを利用することで、難病患者等にどのようなメリットがあるのか意見を記載してほしい。

．審査判定の留意点

1．審査判定

難病患者等は、障害が固定している身体障害者と違い、症状が変化（重くなったり軽くなったり）する等の特徴があります。

よって、市町村審査会が行う二次判定では、難病等の特徴を十分理解したうえで、調査員が確認した「難病患者等の状態」及び「特記事項」、主治医の「医師意見書」の内容を十分に審査して、「できたりできなかったりする場合におけるできない状況（支援が必要な状態）」を想定して障害支援区分の判定を行う必要があります。

【参考】市町村審査会委員が審査判定の時に難しかった点、対応が必要と思う内容

「平成24年度障害程度区分調査・検証事業」

市町村審査会委員へのアンケート結果より

【審査判定の時に難しかった点】

- 難病等を理解していないと判定が難しい。
- 難病等の特徴が分かりづらい。
- 特記事項や医師意見書に具体的な内容の記載がないと判定が難しい。
- 症状の進行の時期、スピードが分かりづらい。
- 難病患者等の状態や、日常生活で困っていることをイメージしにくい。
- 難病等による生活上の障害とは何か、身体や精神面への影響を踏まえ判定した。
- 全身症状（倦怠感、疲労感、発熱等）の影響を踏まえ判定した。
- 調査の時の状態によっては、非該当となる可能性もあるため、症状の変化を考慮した。
- 難病等の今後の進行に注意して判定した。

【対応が必要と思う内容】

- 審査会の資料を事前に配布すれば、難病等について調べることが可能。
- 委員の研修で、難病等の制度や病態等に関する説明が必要。
- 通常の委員では難病等の知識がないので、審査会に専門医の参加が必要。
- 専門医を委員にした別の合議体を設置する方がよい。

2. 市町村審査会からの意見

(1) 有効期間について

障害支援区分の認定の有効期間は3年を基本としていますが、症状が進行することが見込まれる難病等の場合は、医師意見書や特記事項に記載された「症状の進行」に関する記述等を十分に確認し、市区町村に対して、区分の有効期間を報告します。

(2) サービスについて

症状が変化する難病患者等については、症状が「より重度」の時と「より軽度」の時に必要な福祉サービスが異なるため、医師意見書や特記事項に記載された「症状の変化」に関する記述等を十分に確認し、市区町村に対して、サービスに関して意見を付します。

【参考】難病等の症状の変化に関する用語

治癒（ちゆ）

疾病が完治した状態。

寛解（緩解）（かんかい）

治癒ではないが、症状等が消失した状態。

軽快（けいかい）

症状が軽くなること。

再燃（さいねん）

一時的または長い期間、軽快または消失していた疾病が、再び悪化、出現すること。完全に治っていなかった疾病が悪化すること。

再発（さいはつ）

いったんは治癒した疾病が再び悪化、出現すること。

増悪（ぞうあく）

もともと悪かった疾病がますます悪化すること。

難病患者等の状態について（様式例）

聞き取りを行った方	・ 本人 ・ 介護者（支援者） ・ その他（	・ 家族（ ・ 看護師 ・ ボランティア	） ） ）
疾病名（発症の時期） 合併症やその他の疾病など			
症状や副作用など 症状や副作用などに変化がある場合は、「より重度の状態」を記載し、「症状等の変化」欄にその他の状態や変化の時間・期間などを記載する		日常生活で困っていること 不自由があること など	
[症状等の変化] 有 無 (その他の状態や変化の時間・期間など)			

記入日 平成 26 年 〇 月 〇 日

申請者	(ふりがな)	男・女	〒 -
	明・大・昭・平 年 月 日生(歳)		
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。 医師氏名 _____ 医療機関名 _____ 電話 () _____ 医療機関所在地 _____ FAX () _____			
(1) 最終診察日	平成 26 年 〇 月 〇 日		
(2) 意見書作成回数	☒ 初回 ☐ 2 回目以上		
(3) 他科受診	☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()		

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名(障害の直接の原因となっている傷病名については 1. に記入)及び発症年月日

1. 〇〇〇症(〇〇〇病) 発症年月日(昭和・平成) 21 年 4 月 1 日頃)
 2. 病 発症年月日(昭和・平成) 25 年 4 月 1 日頃)
 3. 発症年月日(昭和・平成) 年 月 日頃)

入院歴(直近の入院歴を記入)

1. 昭和・平成 25 年 4 月 ~ 25 年 6 月(傷病名: 病)
 2. 昭和・平成 年 月 ~ 年 月(傷病名:)

(2) 症状としての安定性 不安定である場合、具体的な状況を記入。
特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。

〇〇炎は、半年~1年で再燃を繰り返している
関節痛、易疲労感は、体調、季節によって変動

(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容

平成 20 年に受診。検査の結果、〇〇〇症と診断。平成 23 年 10 月から自宅療養。
 平成 24 年 4 月に 病を合併。〇〇炎は、ステロイド治療により軽快。再燃の可能性あり。
 (現在〇〇〇〇を 1 日〇mg 投与中、副作用による 症状を認める)関節痛、易疲労感は持続。

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報 利き腕(☒ 右 ☐ 左) 身長 = 160 cm 体重 = 60 kg (過去 6 ヶ月の体重の変化 ☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 減少)

(2) 四肢欠損 (部位:)

(3) 麻痺 右上肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左上肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 右下肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左下肢 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 その他 (部位:) 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)

(4) 筋力の低下 (部位: 四肢) 程度: ☒ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 (過去 6 ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪)

(5) 関節の拘縮 肩関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 肘関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 股関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 膝関節 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 その他 (部位:) 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)

(6) 関節の痛み (部位: 全身) 程度: ☒ 軽 ☒ 中 ☐ 重)
 (過去 6 ヶ月の症状の変動 ☐ 改善 ☐ 維持 ☐ 増悪)

(7) 失調・不随意運動 上肢 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)
 体幹 (程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 体調、季節によって変動
 下肢 右(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) 左(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)

(8) 褥瘡 (部位:) 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)

(9) その他の皮膚疾患 (部位:) 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害
☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 支援への抵抗 ☐ 徘徊
☐ 危険の認識が困難 ☐ 不潔行為 ☐ 異食 ☐ 性的逸脱行動 ☐ その他 ()

(2) 精神症状・能力障害二軸評価
 精神症状評価 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6
 能力障害評価 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 判定時期 平成 26 年 ○ 月

(3) 生活障害評価
 食事 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 生活リズム ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 保清 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 金銭管理 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 服薬管理 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 対人関係 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 社会的適応を妨げる行動 ☒ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5
 判断時期 平成 26 年 ○ 月

(4) 精神・神経症状
☐ 意識障害 ☐ 記憶障害 ☐ 注意障害 ☐ 遂行機能障害
☐ 社会的行動障害 ☐ その他の認知機能障害 ☐ 気分障害（抑うつ気分、軽躁／躁状態）
☒ 睡眠障害 ☐ 幻覚 ☐ 妄想 ☐ その他 ()
 専門科受診の有無 ☐ 有 () ☐ 無

(5) てんかん
☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 年1回以上

4. 特別な医療（現在、定期的あるいは頻回に受けている医療）

処置内容	☐ 点滴の管理	☐ 中心静脈栄養	☐ 透析	☐ ストーマの処置
	☐ 酸素療法	☐ レスピレーター	☐ 気管切開の処置	☐ 疼痛の管理
	☐ 経管栄養（胃ろう）	☐ 喀痰吸引処置（回数 回 / 日）		☐ 間歇的導尿
特別な対応	☐ モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等） ☐ 褥瘡の処置			
失禁への対応	☐ カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル 等）			

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針
☐ 尿失禁 ☒ 転倒・骨折 ☐ 徘徊 ☐ 褥瘡 ☐ 嚥下性肺炎 ☐ 腸閉塞
☐ 易感染性 ☐ 心肺機能の低下 ☒ 疼痛 ☐ 脱水 ☐ 行動障害 ☐ 精神症状の増悪
☐ けいれん発作 ☐ その他 ()
 → 対処方針 (**バリアフリー、杖の使用、鎮痛剤 など**)

(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項
 血圧について ()
 嚥下について ()
 摂食について ()
 移動について (**転倒に注意、長距離の移動不可**)
 行動障害について ()
 精神症状について ()
 その他 (**重い物の持ち運びは介助が必要**)

(3) 感染症の有無（有の場合は具体的に記入）
☐ 有 () ☒ 無 ☐ 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。（情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。）

**関節痛、易疲労感は、体調、季節によって変動。悪化の時はADL低下。
 一人暮らしのため、家事の援助が必要。QOLの改善が期待できる。**